

事業承継マニュアル

第1章 事業承継の全体

事業承継とは、会社オーナーである現経営者から、後継者への事業の引き継ぎを意味します。事業の引き継ぎには、経営者の地位の引き継ぎと事業財産の引き継ぎという二つの側面があり、前者を「事業経営の承継」ということができ、後者を「事業財産の承継」ということができます。

前者の事業経営の承継に成功するためには、後継者に経営者としての資質と実力を具備させるための方策と、会社の代表者としての地位を得るための前提として、株主総会での会社支配のために必要な議決権割合の維持・確保のための方策とを検討し実行することが必須です。これらについて、第2章事業経営の承継で詳述いたします。

次に、事業財産の承継に成功するための方策を第3章から第7章までで詳述いたします。第3章では、事業財産のうちの最も主要な財産である自社株について、後継者に承継させるためのいくつかの態様について、法律上の効果や留意点等を記述いたします。

第4章では、自社株の承継にかかる税金に焦点を当て、承継の態様毎の課税の方法、課税対象となる自社株の評価の定め、及び納税の定めについて記述いたします。

第5章では、自社株承継における節税対策の概要と具体的事例を記述いたします。

第6章、第7章では、事業承継の「事業経営の承継」と「事業財産の承継」のどちらにもドラスティックな効果と影響を及ぼす、株式公開とM&Aを取り上げ、事業承継における活用方法を記述いたします。

第2章 事業経営の承継

第1 後継者

1 後継者の選定

(1) 親族からの選定

オーナー企業の後継者選びで、最も多いケースは、オーナー一族からの後継者選定でしょう。創業者の事業に対する愛着と肉親に対する情という理由もあるでしょう。また、社内外をとりまく環境から身内以外考えられないといった場合もあると思います。例えば、一族の個人資産に担保がついていたり、個人保証を入れている場合です（中小企業はほとんどこのケースでしょう）。

身内を後継者に選ぶことの長所は、事業に対する愛着が強く、事業継続への意欲も高い、会社との一体感を持ちやすい、親の事業に取り組む姿勢を子供の頃から見えており、経営の厳しさ、オーナーの哲学を理屈抜きで知っている、対外的信用の継続の基礎になる等が挙げられます。他方、短所は、厳しい局面を経験していない、創業者よりは甘く育てているので、自主性がなく、依存心の強い経営に陥りやすい、いつも先代と比べられることのプレッシャーがのしかかる等が挙げられます。

とはいえ、今述べたことは一般論であり、後継者候補たる人物のパーソナリティー、社内外をとりまく環境、そして創業者の後継者育成に対する姿勢いかににより、上記の長所が全く当てはまらないこともあります。また、逆に上記の短所を埋め合わせ、むしろ長所に転化させていくことも可能になるのです。

(2) 複数の後継者候補を立てることの是非

よくあるのは、長男が社長で次男が専務の場合です。片方が娘婿というのもあるでしょう。

これは、会社の構成を一族で固めたいという気持ちから出たものであり、それは一概に否定されるべきものではありません。また、事業の規模のためにそうせざるを得ないこともあるでしょう。

しかし、後継問題につき方針を決めないまま漫然と入社させ、差をつけずにきたのであれば問題です。特に、得意分野や能力がさほど変わらなかつたり、年代が近い場合には、後々お家騒動を巻き起こす可能性をはらみます。たとえ現在仲がよさそうに見える彼らも、その理由がオーナーが会社支配を確立しているからに過ぎないということもあるのです。むしろ、くすぶっていた問題が表面化するのは、オーナー亡き後に相続が問

題になってから、ということは決して珍しいことではないのです。

これに対し、例えば、子会社や関連会社が複数ある場合に各相続人にそれぞれを分担させることで各相続人のエネルギー、能力を上手く使い分けていく事業承継は、一つの有効な方法といえます。

(3) 身内に適当な後継者がいない場合

この場合にまず考えられるのは、社内に候補者がみつかるかどうかということでしょう。ここで考慮すべきは、例えば側近としての能力と経営者としての能力は別物ということことです。

また、どうしても社内に候補者たるにふさわしい者が見つからない場合には、営業自体を第三者に譲渡する、また株式を第三者に譲渡するなど、第三者への事業承継を検討することも考えられます。

(4) いわゆる「中継ぎ社長」について

例えば、身内に後々後継者となるべき人物がいて、意欲も素質も感じられるものの、年齢・経験が浅すぎる場合には、側近、あるいは兄弟、妻を中継ぎ社長として立てることも考えられます。

この場合は、本人との間で社長就任の趣旨及び役割をはっきりさせておく必要があり、就任後も後継者に対する道筋を付け、しかるべき時期が来ればきれいに身を退く態勢を整える必要があります。そのためには、当人にその役割及び本分についての自覚が必要であることは当然ですが、会社支配の見地から、持株はオーナーに留保しておくのが安全といえます。

2 後継者の資質

(1) 求められる資質とは

これは、論ずる人によって様々でどれも一面の真理を物語っております。

例えば、

- ・バイタリティーがある
- ・経営に対する意欲がある
- ・時代感覚に優れている
- ・向上心がある
- ・現実処理能力がある
- ・判断力に優れている
- ・決断力に優れている
- ・現場を大切にする
- ・謙虚である（親の威光を笠に着ない）
- ・公平・公正を旨とする
- ・人に対する理解力・包容力がある
- ・計画力に優れている
- ・指導力に優れている etc.

(2) 全部兼ね備える必要があるか

上記(1)の内容を全て兼ね備えていれば言うことはありませんが、そうでなくとも、本人に会社経営に対する意欲・覚悟があり、向上したいという意思が十分であれば、今後の後継者教育及び本人の努力でカバーしていくことは可能です。逆に、素質が感じられていても、家庭環境ゆえと何となく流れで入社した場合には、本当に後継者としての自覚・覚悟があるのかをよく見極めなければなりません。今一つそれが感じられない場合には、会社の現状や業界等社外をとりまく環境について十分伝えることに加え、事業をやることの喜びや希望を折りにふれて話すことで、本人の自覚・覚悟そして経営に対する意欲を促すことも必要となります。

(3) 遵法経営

後継者の資質に限った話ではありませんが、今日ほど経営者にとって遵法経営の重要性が叫ばれたことはありません。誰もが知っている大企業における不祥事が連日のように報道されております。これらの報道に接し、他人事と捉えるか、自分の会社の問題と

して省みることができるかによって、大きく分かれてきます。その会社の規模が大きい分だけ不祥事の内容も大きくなりますが、その原因たる根っこの部分にはある種の共通項があるかも知れません。例えば、社内しかみていない、身内しか見ていない、業界しか見ていない、数字しかみていない、物心両面において会社と個人の区別が徹底していない等々です。

こと事業承継に即していえば、社長交代後の内紛で、後継者に何か落ち度があるときに（それも今まで当事者間で気に留めていなかったことで）、敵方が攻撃材料の一つとして株主代表訴訟、役員に対する損害賠償請求等の法的手段に訴えることもないとも限らないのです。

3 後継者の教育

(1) 修業先の選定

後継者教育としては、いきなり自分の会社に入社させる方法、あるいは他社で修行させる、つまり「他人の釜の飯を食わせる」方法が考えられます。前者の方法の長所としては、社長の経営方針や理念を伝授しやすいこと、計画的、かつ自然に人脈を引き継ぎやすいこと、社員との一体感を醸しやすいこと等が挙げられます。短所としては、身内ゆえどうしても甘くなりやすい、自社の世界しか知らず視野が狭くなりがちとなる等が挙げられます。

(2) 他社に修行に出す場合

修業先として通常考えられるのは、取引先や同業他社、元請的な会社への就職です。これは、親同士のつながりがあっての路線でしょう。

ここで注意すべきは、本人の気構えと修行期間でしょう。

まず、本人の気構えとしては、次の意識付けが必要であると思われます。

それは、その会社から何を獲得するか（学習内容、人脈等）を明確に意識すること、いずれ自社に戻るまでの修行に過ぎないという雰囲気周囲に与えないことです。

単なる社会勉強くらいの漠然とした意識しかない場合には、あっという間に数年が経過します。また、自社に戻っても、今までの経験が実にならないことにもなります。

全くのコネなしで他社に就職するのであればともかく、取引先等の知り合いのところに就職させてもらう場合には、当然のことながら就職先は、預かりものとして考えてしまいませぬ。そういう目は、当然同僚・上司の態度にも反映されます。そのような場合、本人自身が自社に戻るまでの修行に過ぎないという意識が強いと、周りからの親身かつ厳しい教育を期待することはまず無理です。これでは、「他人の釜の飯を食わせる」ことになりませぬ。本人には、他の従業員と同様、またはそれ以上の意識をもって、その会社に貢献する位の意気込みをアピールすることが必要となります。

次に、修行期間ですが、ある程度の実務経験がついてからでないという意味がないことは確かですが、余り間を置きすぎていわゆるサラリーマン根性がついてしまったり、修業先に慣れすぎて自社の後を継ぐ意欲が殺がれてしまったりは意味がありません。また、複数の仕事をフル回転でこなす中小企業と組織の歯車として動く大企業では、求められる内容も、学習量も意識も違ってくることに注意が必要です。

(3) 自社での教育

ここでの成功の鍵は、周到な教育計画と優秀な教育係の存在にあると思われます。

まず、教育計画ですが、初めに現場の仕事（営業・製造等の中核部門）を経験させてから、次いで管理部門（人事、経理、総務）を経験させてから、役員にするというのが順当でしょう。その際には、実務経験が豊富で、教育能力に優れ、しかも自分の役割・本分をよくわきまえた教育係を確保しておくことが必要となってきます。

また、井の中の蛙にさせないためには、親の人脈の継承だけでなく、本人自身の人脈の形成を積極的に奨励することです。親が懇意にしている方々も当然年齢が高いため、人脈として陳腐化する可能性もあり、本人自身が活用できるとは限らないからです。本人には、例えば商工会議所等の各種機関に出入りさせ、似たような年代、立場の仲間を持つことで視野を広げさせ、また今後の会社経営に活用しうる人脈を形成する土台を築かせることが必要となります。

(4) 第二創業について

最近、第二創業という言葉が世間に広まっています。また、2001年度版『中小企業白書』では、事業承継を機に会社を再生させるという意味で第二創業という語句が用いられています。

具体的には、複数の事業、会社を抱えていたり、新規事業を開拓しようと考えている場合には、思い切って後継者を子会社の社長に立てて、その経営を任せてみるという方法です。自ら経営にあたるのですから、人の姿を見たり、人から教わるのでは得られない多くのことが身に付くと思われます。この場合には、たとえ仕事ぶりが頼りなく見えても、自ら試練を乗り越えさせるために余程のことがない限りは経営に口を挟まないことが必要です。部下がこちらの顔色を窺うようになってはなりません。

第2 経営権の確立

1 会社支配

(1) 経営権（株式）支配の意義

事業承継は、オーナー経営者が自社の経営権・支配権を確保し、それを自分の後継者に承継させることを目的とするものです。そこで、まず、この経営権・支配権とはどのようなものかを確認することとします。

経営権・支配権などという語は、法律上の用語ではありません。一般に、自己の意図にそって業務執行を行うことができる地位・権利を、そのように表現しています。

株式会社の業務執行に携わるのは、取締役会を構成する取締役、取締役の中から会社を代表する権限をもつことを任じられた代表取締役、個別の業務の執行について任じられた執行役員らです。しかし、自ら直接これらの職に就かなくても、これらの選任・解任権や重要事項の承認権を通じて、会社の業務執行をコントロールすることができます。そのため、いわゆる経営権ないし支配権とは、このようなコントロールを通じて会社における決定を自己の意図で行えるという内容を示しています。そして、このようなコントロールは、以下に述べるとおり究極的には持分割合によって行われるので、会社の経営権・支配権とは、議決権のある一定割合以上の株式（持分）を保有して行う「株式（持分）支配」を実質的内容としています。

(イ) 会社の支配構造

法律上、株式会社の所有者は株主とされています。

株式会社は、払い込まれた株式の代金の総体（資本）をもって経済活動をしますが、資本金を出した人は、各々の出した分（持株割合）に応じて、株主総会において自分の意思を通すことができます。株主総会は、決議というかたちで会社の基本的意思決定をします。会社法では、取締役の選解任や定款の変更等、重要なことは、株主総会における持分多数で株主が決めるとしており、株主総会を支配できる者は、取締役や会社の重要事項を支配します。そのため、株主は、株式会社の資本を支え基本的意思決定を握る「所有者」とされるのです。

このように、株式会社では、誰であれ「（議決権のある）株式」を多く集めた者がその会社を支配するというルールになっており、このことは同族会社においても法律上変わりません。株式会社では、基本的に、株式を保有する人は誰でも、全体の議決権に占める自身の持分の割合に応じて株主としての権利を取得します。株式

を一定割合以上集めれば、もともと無関係の者が会社を乗っ取ることもできます。「株式」にはそういう重要な価値があるということです。

実際は、株式会社の中に家族経営・同族経営の会社も少なくなく、このような会社では、経営者本人や同族で会社の株式の殆どを保有しているケースが多いため、日ごろ「株主の権利」をあまり意識しないまま、「社長」等の肩書きを持つ「経営者」が会社に関わる事項について独断で決めていることがよくあります。このような会社では、オーナーが元気で権力があるうちは問題が表面化しにくいものです。しかし、法律は、出資者としての基盤をもつ「株主」を基準に会社の支配構造を定めているので、後継者以外の相続人らが株主としての権利をもとにオーナーの方針に反対すれば、オーナーの描いた事業承継計画は実現されず、相続紛争が会社経営をも混乱に陥れることとなります。オーナーが後継者に経営権を譲るについては、後継者が株主として持分多数になるよう考えなければなりません。事業承継を行う際にも、会社における持株割合が重要な意味を持つことに十分留意し、オーナー経営者及びその後継者が経営支配に必要な株式を確保できるようにすることが、非常に重要です。

なお、特例有限会社においても、「出資一口（持分）」は「出資一株」とみなされ、原則として会社法の適用を受けることとなりますので、この項で株式会社について述べたことはほぼ同様に妥当します。

(ロ) 会社の機関

(a) 株式会社の機関

会社の種類や規模に応じまちまちですが、株式会社は、基本的には、株主総会、取締役会、監査役の3つの機関で構成されます。会社の規模及び会社の選択により、委員会等設置会社、取締役会非設置会社のように別の機関構成をとるものもありますが、ここでは、オーナー経営の会社に多い基本的な形態を基準としてご説明していきます。

株主総会は、株主によって構成され、会社の基本事項に関する意思決定を行います。取締役会は、取締役によって構成され、会社の業務執行を決し取締役の職務の執行を監督する機関です。監査役は、取締役の職務執行を監査する機関です。

株主総会・取締役会が法律上の会議体であるのに対し、監査役は個人機関です。このため、取締役や監査役の責任を追及する訴訟提起がされた場合などに違いが

生じます。つまり、取締役は、取締役会に上程されたか否かを問わず、議事録に異議をとどめない限りは担当外の業務事項であっても責任を負います。これは、取締役の場合、取締役会は会議体として業務執行を決し取締役間での相互監視義務を負うことから、上記のように、直接的には他の取締役がやったことでも賠償責任を負うのです。これに対して、監査役は、権限行使は各自独立に権限行使すべきものであり、行使すべき自分の権限を直接懈怠した場合に責任を負うこととなります。これは、監査役が複数いる場合も監査役会がおかれる場合も同様です。

株主となることは、会社の業務執行を行うこととは別です。業務執行に関しては、複数の取締役で構成される取締役会が基本的意思決定をし、これに基づいて業務執行権限をもった役員が業務執行を行います。法律上、株主自ら業務経営を行うことは予定されておらず、株主から取締役・業務執行役員等に対して、経営のプロとして会社の業務を行うことを委任していることになっています（所有と経営の分離）。

なお、会社法においては、株式会社は、定款で定めることにより「委員会設置会社」とすることができることになりました。この場合、取締役会、指名委員会、監査委員会及び報酬委員会が設置され、会社の業務執行及び取締役会の委任事項を執行役（取締役会決議により選任）が行い、執行役の中から取締役会決議で選任された代表執行役が会社を代表します。また、監査役の代わりに監査委員会が設置されます。委員会等設置会社では、取締役は原則として業務執行をすることはできず、その代わりに執行役や代表執行役が会社の業務執行を行うこととなります。執行役は、自ら業務執行を決定して行うほか、取締役会に対する報告義務を負います。この「執行役」は、事実上多くの会社で従来から採用されてきた「執行役員」とはまったく別物です。

また、会社法の制定により、公開会社でない会社（すべての株式について譲渡制限の定めがある会社）については、取締役会を設置せず、取締役と株主総会のみとすることも認められるなど、会社の規模に即してより柔軟に経営を行うことができるよう、株式会社の機関設計についての自由度が飛躍的に向上することとなりました。

(b) 有限会社の機関

有限会社は、有限会社法に基づいて設立された会社です。社員がその出資額を

限度とする有限責任を負うにとどまる点で株式会社に類似する物的会社ですが、設立・組織は簡素化され、中小企業の経営に適しています。

もっとも、会社法の整備に伴い、有限会社法は廃止され、今後新たに有限会社を設立することはできません。ただし、従来の有限会社については、特例有限会社として、有限会社の商号を続用することができ、整備法に基づいて会社法の適用を受けることになります。

有限会社における持分も、株式と同じような意味を持ちます。有限会社では、株式会社の株主総会に相当する社員総会があります。各社員は原則として出資1口について1個の議決権をもちますが、定款で別段の定めをすることもできます。社員総会における議決は、基本的には、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもって決めます。

社員総会は、1人または数人の取締役を選任します。有限会社では、株式会社と違って取締役会はなく、取締役1人1人が会社の機関です。そのため、原則として各取締役が代表権を有します（ただし、定款または社員総会の決議等で代表取締役を定めたり、共同代表の定めをおくことができます）。取締役が数人いるときは、その人数の過半数で業務執行に関する意思決定をします。

(c)持分会社（合名・合資・合同会社）の機関

会社法は、合名会社・合資会社・合同会社を持分会社と総称し、統一的な規定を定めています。

合名会社とは、社員の全員が会社債権者に対し、直接・連帯・無限の責任を負う無限責任社員のみによって構成されている会社をいいます。直接の責任とは、個人財産も会社債務の引き当てになるということです。無限の責任とは、責任の範囲が出資の価額に限定されないということです。

合資会社とは、無限責任社員と有限責任社員によって組織される会社をいいます。有限責任とは、責任の範囲が出資の価額に限定されるということです。

合同会社とは、有限責任社員のみによって組織される会社をいいます。

持分会社では、株主総会や社員総会に相当する機関は存在しません。原則として、各社員が特別の選任行為なくして当然に業務執行機関となり、業務執行の権限と義務を負いますが、定款で定めれば、一部の社員のみを業務執行社員とすることもできます。業務執行社員が数人いるときの意思決定は、その過半数によっ

て決めます。

(八)業務執行の支配

では、会社において、「会社の業務執行を支配する」とは、どのようなことでしょうか。(口)と同様に基本的な形態の株式会社を基準にしてご説明します。前述のとおり、法定の重要事項を含め業務執行の基本的意思決定をするのが取締役会であり、取締役の中から選ばれた代表取締役が、会社を代表して業務を執行します。取締役会は、取締役の過半数が出席したうえ、その出席取締役の過半数の賛成をもって決する会議体です。取締役会の決議は、取締役1人あたり1票の議決権をもって決します。したがって、会社の業務執行の根幹となる事項を支配するには、少なくとも、取締役全員のうち過半数をとれる人数の取締役が自分の意図通り行動することを確保する必要があり、取締役会においてそのような取締役構成を維持しなければなりません。そこで、会社において自分の意思を通すには、株主総会において取締役や監査役の選任を自分の意思通りに決議できることが必要条件となります。

株主総会の決議は、取締役会のように頭数で決するのではなく、議決権をもつ株式の数を基準とする多数決で、通常は一株あたり1票の議決権をもって決します。したがって、自分ないし自分の意図通り議決権を行使してくれる株主が、当該事項の決議を動かすに足る数(議決権のある株式のなかに占める割合的数)の株式を保有し、これに基づいて議決権行使することが、会社における業務執行を支配することになるのです。

特例有限会社等についても、そのような観点から、会社の業務執行をコントロールできるだけの持分をもつことが業務執行を支配するということになります。なお、持分会社(合名・合資・合同会社)については、持分の割合ではなく、業務執行権をもつ社員の人数の過半数を支配できることが業務執行を支配するということになります。

ただし、株式会社については、定款に定めることにより、一定の事項について種類株主総会を必要とすることが認められています。これにより、株主総会または取締役会で決議すべき事項の全部または一部につき、その決議に加えて、ある種類の株主の総会の普通決議を要するものと定款に定めることができます。これは合併企業の便宜等を想定して設けられましたが、オーナー経営の会社でも利用することは可能であり、このような種類の株式を発行することになれば、そのような種類の株

式を持っている株主は、定款に定めた一定事項に関して拒否権をもつこととなります。

また、譲渡制限会社（定款で全ての株式につき譲渡に会社の承認を要求している会社）においては、取締役・監査役の選任・解任について特定の種類の株主で議決して決める旨、定款で定めることができます。

このような特別の種類株式を設定する場合には、後継者がこの種類の株式のなかで多数を占めることができるように、これを重点的に承継させることとなります。

(二) 遵法経営その他の配慮

では、取締役の選任・解任を掌握できるだけの株式を支配していれば、経営権確保に全く問題はないのでしょうか。そうとはいえません。

持分割合の小さい少数株主であっても、株主として、株主総会決議不存在・取消訴訟の提起権や、取締役らの違法行為差止請求権（6ヶ月前から引き続き株式を保有している株主について）、帳簿閲覧請求権（3パーセント保有株主について）等、会社の経営を監督する一定程度の権限を有しています。したがって、これらの請求をも排除したい場合には、株式を100パーセント自己のコントロール下に置く必要があることとなります。しかしながら、常に100パーセント保有を維持することは現実には難しく、これにこだわることもありません。100パーセント保有が実現できなくても、遵法経営につとめ、各少数株主権の行使を受けても正々堂々対処できるようにすればよいわけです。

遵法経営のために念頭に置いておきたいのは、取締役の義務がどういうものかということです。取締役がその義務に違反したときは、取締役には会社や取引先等の第三者に対し損害賠償責任が生じます。取締役の会社に対する責任は、代表訴訟により、会社に代わって株主が追及することもできます。株主は会社の所有者なので基本的には自分の利害にそって動いてもよいのですが、取締役は会社から経営を委任されて行う立場であり、会社に対し忠実義務及び善管注意義務（善良なる管理者としての注意義務）を負っていて、自分の利害で動いてはいけないことになっているのです。会社法はこのような原則的義務を定めただけで、当該義務の具体化として、特別利害関係のある取締役が取締役会で議決権行使することの禁止や、利益相反行為の原則禁止等の規定をおいています。このような会社法の構造を理解し、自派の取締役が法令違反で攻撃されないようにすることは、会社支配を確保するうえ

で重要なことです。

株主総会や取締役会の開催等、細かい手続には煩雑に感じられるものもありますが、法律上は、会社法上定められている手続に違反すれば、その行為は原則として違法です。特に株主総会の手続等は、法定された手続をとっていないと、決議が不存在的ないし取消されるべきものであるという訴えを出され、当該総会で選任した取締役の職務執行停止等、大きな影響を被ることがあります。同族経営の閉鎖会社のなかには、全株主の適式の同意もないのに議事録だけ作っているところもあるようですが、このような株主総会は法的には認められません。それだけでなく、全く架空の総会議事録を提出して役員選任登記等をしたり、他人の署名押印を勝手に作出したりした場合には、刑法上の犯罪にも該当します。支配権争奪紛争においては、些細な手続違反等をとらえた会社法上の請求だけでなく、刑事上の告訴・告発を武器にされることもあります。支配権を確立するためには、このような点にも十分な認識と注意が必要なのです。

もっとも、当該総会において議決権を行使できるすべての株主の同意があるときは、招集手続を経ずに株主総会を開催できます。また、総会決議の目的たる事項について取締役または株主から提案があり、その事項について議決権あるすべての株主が書面または電磁的方法により同意したときは、当該議案が可決された株主総会決議がなされたものとみなすことも認められています。さらに、株主総会の招集通知の発送期限は、原則として2週間（譲渡制限会社においては1週間）ですが、定款で定めておけば、招集通知を発送する時期を総会開催の1週間前まで（取締役会非設置会社においては1週間より短い期間でも可）とするよう短縮化することもできます。

(2) 株式支配の確立

(イ) 保有株式割合

では、会社の経営支配のためオーナー経営者が保有すべき株式は、具体的にどれくらいの割合になるのでしょうか。ここでも、まずは最も基本的な形態の株式会社を基準にご説明します。

まず、取締役の選・解任を掌握できる株式の保有についてみてみます。取締役・監査役の選任・解任は普通決議事項です（例外として、監査役を解任する場合及び後述する累積投票制度により選任された取締役を解任する場合は特別決議を要す

る)。普通決議とは、総株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席株主の過半数の賛成を必要とする決議をいいます。すなわち、取締役会を支配するには、議決権のある株式の総数のうち過半数をコントロールできることが必要ということです(もっとも、取締役の選任については累積投票制度が採用可能であることに注意が必要です。累積投票制度とは、複数の取締役を選任する場合に、一株につき選任する取締役の数と同数の議決権を与え、議決権を一人の候補者に集中して投票するか分散させるかを株主の自由としたうえで得票の多い順に当選させる制度です。一種の比例代表制であり、1人に集中投票することで、少数派にも自らの代表を取締役に送り込む可能性が出てきます。ただし、この制度は定款で排除でき、殆どの会社の定款はそのような排除規定をおいています)。

普通決議事項に加えて、定款変更等、会社運営上重要な事項について必要となる別決議においても自分の意思を通せるようにするには、3分の2以上の持分割合を保有することが必要です。特別決議とは、総株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の賛成を必要とする決議であり、これを動かせるだけの持分割合を持っていれば、大株主として会社経営の根幹を支配することができます。

なお、上記は原則的なものです。総会における議決権のカウントにおいては、相互保有株式や会社の自己株式、会社の自己株式取得の際の特別決議における株式売渡人等、議決権を制限される場合があり、その場合には有効議決権のなかの割合で議決するので、このことも計算に入れる必要があります。

また、定款で定めることにより、特別決議の定足数を総株主の議決権の3分の1まで引き下げることが認められています。これは、外国株主等株主総会に出席できない株主の割合が大きく定足数をみたさない危険がある会社において、決議不成立を避けるため設けられたものです。定足数の充足に問題のない会社ではこの規定を設ける必要性がありませんし、定足数を緩和すれば、本来なら定足数を確保できなかった株主に対して有効に特別決議を行わせる方向に傾きます。特別決議の対象は定款変更や取締役の事業譲渡等重要な事項が多いので、オーナー経営者が支配するタイプの会社での導入は、各社の事情に応じて慎重にすべきでしょう。

また、譲渡制限会社(定款で全ての株式につき譲渡に会社の承認を要求している会社)は、定款で定めることにより、その種類の株主の総会における取締役・監査

役の選任・解任に関して異なる内容の種類株式を発行することが認められています。この制度を利用すると、取締役・監査役の選解任権のない株式や、取締役・監査役の何人かを必ず選解任できる株式、というように、株式（及び当該株式を保有する株主）に個性を与えることができます。この規定の趣旨は、合併企業やベンチャー企業における出資や合併の円滑を図ったものですが、もしオーナー経営者の会社でこの制度を導入すれば、オーナー経営者（後継者）は、上記の株式を重点的に保有することで、通常の株主総会の定足数の過半数に相当する株式を保有していなくても、取締役の選解任権を確保できることとなります。（ただし、の株式でも裁判所に取締役の解任請求をする途はあります）。逆に、いったんの種類の株式が外部へ流出してしまうと、自派の取締役を確保することが難しくなり、しかも、いったんこのような事態を招くと容易に解消されないため、業務執行の支配に重大な支障が生ずることとなります。この制度を導入する場合には、事後も継続して十分な注意を払うことが必要不可欠です。

(ロ)名義株整理

(a)名義株とは

株主名簿上の名義と真実の株主が一致していない株式を、名義株といいます。

平成2年の商法改正以前は、株式会社の設立にあたり、募集設立において7人以上の発起人と1人以上の株式引受人による引受が必要であった時期がありました。設立には発起設立と募集設立がありますが、募集設立であれば裁判所の検査役検査を省くことができるため、従来から、設立手続は募集設立で行うことが一般的でした。そのため、当時は、株式会社を設立しようとした人が自分の親戚や知人の名義を借りて手続を行うことが多くみられ、そのようにして手続された株式が名義株となりました。その後の商法改正によって一人会社の設立も可能となりましたが、以前の手続で設立された会社には、名義株のまま書き換えられていないところも結構あります。

名義株では、当初こそオーナー経営者が十分信頼関係をもっていた人の名義が使われていますが、何代も経つうちに、関係も希薄になり、名義借りの事実関係を知らない相続人等へ名義移転していきます。そのため、後日、名義人（ないし名義人の相続人）が名義通りの権利を主張して争うことも少なくありません。また、名義を真の株主のものになおした行為を税務当局が株式譲渡と認定し贈与税

を課したり、名義株であるのに名義人の相続財産にとりこまれ相続税課税されるなど、種々のトラブルのもととなります。そのため、可及的すみやかに真実の権利関係に沿って名簿書換を行い、名義株を解消する必要があります。

(b) 名義株であることの判定

他人名義で株式申込みをした場合、法的には、名義人ではなく、実際に自己の負担で払い込みをした人が株主となります。

しかし、紛争になってしまうと、何十年も昔の金銭の出入りや払い込みの証拠をそろえることも難しく、証拠で立証することがなかなか難しい場合もあります。

また、払込をした人が誰かという観点だけで名義株か否かを決し得ない場合もあります。つまり、払込人が名義人から代金を預かっていた場合や、払込にあたり払込代金を立て替えたのでこれを名義人に対し請求する権利が残されているという場合には、払込人は名義人の手続代行者にすぎず、名義人が真の株主です。また、払込人が払込代金相当額を名義人に贈与するつもりで名義人のために手続をしたというのであれば、真の株主は名義人であり、名義株にはなりません。また、当初名義株であっても、どこかの時点で株式を譲渡する当事者意思の合致があったとすれば、その時点以降は、名義人が真の株主となります。紛争になった場合、裁判所で名義株との認定をとるためには、これらについて徹底的に争わなければならないこともあります。

裁判で争われた事例も複数公表されていますが、上記のような構成が名義人ないし税務当局から主張されるなどし、結局、判決理由のなかで詳細な認定を行っているものが多く見受けられます。認定中、真実の株主が誰かを判断する基準とされた要素としては、前身である個人営業時代の事実もふまえた経営・利益分配等の状況や、当該株式に関する新株割当や利益配当の状況、名義人のために払い込みないし株式贈与をする必然性(後継者としての経営参加の有無及び実体等)、株式引受の経緯・結果、当該株式に関する議決権行使の実体、法人税申告書の記載、等が挙げられます。

(c) 整理の方法

名義株は、法的には、自己の出捐で払い込みをした真の株主の所有です。そのため、本来、名義株の整理は真正な名義に直すだけのことで、特別な手続が法定されているわけではありません。

しかし、上記のようにトラブルの起きやすい行為であるため、名義株であったこと及び名義株を真正名義に変更することについて、客観的に明確にする必要があります。

この問題を会社側から見ると、名義借人と名義貸人のいずれを株主として扱うかは、会社が自己の判断で行う事項です。というのは、株主名簿の記載にしたがって名簿上の株主を株主として扱っている限りは会社に責任が発生しないのに対し、名簿の記載と違う者を株主として扱ったり名簿を書き換えたりすれば、もし書換後の株主が真の株主でなかった場合には、会社にはそのことによる損害を賠償する責任が生じます。しかしながら、株主名簿の上記の効力は、名簿の記載が実体を正しく反映していることを前提にしており、株主名簿の記載が実体と違うのであれば実体に即して変更すべきであることを否定するものではありませんし、判例上も、名簿書換請求を不当に拒絶したり長期間放置したりする場合には、株主名簿にそって処理していても実質株主を株主として扱わなければならない義務が生じるとされています。そこで、会社法務としては、名義株の名義更正を理由とした株主名簿記載変更の申し出について、社内手続として、当事者の署名押印のある名義使用許諾書等、名義貸であることを疎明する書類の添付を要求して名簿書換手続をすることが多いようです。

また、当事者間で将来発生する紛争を予防するという意味では、一般の紛争事案に準じて、当該株式に関する確認書を作成し署名押印を得たり、これを公正証書にしたり、簡易裁判所の即決和解を行っておいたりすることが考えられます。

なお、名義株ではないという前提で名義人に一定の金員を交付するなどし、名義を戻す解決を考える場合には、これが株式の移転行為となることに注意が必要です。具体的には、原則として、株券不発行の場合には株券を発行した上その交付をもって（株券不発行制度のもとでは株主名簿の書換）をもって譲渡しなければならない、定款で譲渡制限をしている会社であれば取締役会の譲渡承認も必要となります（もっとも、東京地判平成 1.6.27 は、設立後 30 年経過して株券発行のない同族会社で父から息子へ株式贈与の合意をした事案で、いったん当事者の合意で贈与に基づく名義書換請求がなされ会社が名義書換をすませたにも関わらず、のちに父が当該贈与を否定し会社が再び父へ名義書換した事情のもと、株券の交付がなくても、株式移転があったとした贈与税申告がなされた時点で贈与の

履行が完了したとし譲受人を株主と認めています。しかし、この裁判例の事案では、いったん会社が名義書換をしている点で、会社はその受贈者への移転を不承認すべきでない事情があり、現在のところ当該裁判例の結果を安易に一般化することは危険といえます。)また、名義株として整理する場合と違い、税務上、名義人に対する譲渡課税等の問題も生じます。

(八)安定株主対策

(a)オーナーが個人保有しない株式に関する安定株主対策の必要

オーナー経営者が自分一人ですべての株式を保有し続けることは現実には難しく、相続税が高額になるという難点もあります。株式の分散は支配権の喪失にもつながりかねずできるだけ回避すべきですが、持分割合をなるべく損なわないよう十分な考慮のうえ、オーナーが信頼できる友好的な者に一部保有させ、自己の経営を支持してもらいながら外部に流出させない(安定株主対策)ということも、ひとつの方策になります。

(b)議決権制限株式

会社の定款に定めておくことで、議決権の行使に制限のある種類の株式を発行することもできます。このような株式を議決権制限株式といいます(会社法108条1項3号、2項3号)。議決権制限株式には、一切の議決権がない株式と、一定の事項に限って議決権がない株式とがあります。

その決議事項について議決権がないものとされた株式は、議決権のカウントに入りませんので、オーナー経営者の方針に反対の議決権行使をされるおそれはありません。そのため、議決権制限株式は、オーナー経営者がこれを前提とした割合計算で株式支配をするのに役立つ一定の効果があります。

ただし、議決権制限株式でも、定款に譲渡制限を付する場合の決議には議決権があり、また、その他定款変更等により当該株主が不利益を受けたり、合併等により直接損害を受けるときには、種類株主総会の決議という形で一定の議決権行使が認められる場合があります。また、会社法上の公開会社(全部又は一部の株式の譲渡に取締役会の承認を要する旨の定款の定めのない会社)においては、議決権制限株式を発行できる量には制限があり、議決権制限株式の総数は発行済み株式総数の2分の1を超えてはいけないこととなっています(会社法115条)。

(c)金庫株

会社が自己株式を取得することは、資本の欠損を招くなどの理由で長らく禁止されてきましたが、平成 13 年の商法改正で原則として解禁になり、以後、現行の会社法においても、取得目的を問わず自己株式の取得が認められています。会社が自己株式について議決権を行使することはできず、金庫にしまっておくイメージから、「金庫株」といわれています。

金庫株には議決権がありません。そのため、無議決権株式と同様、オーナーの方針に反対の議決権行使がなされることはありません。

金庫株については、取得の際には「会社による買い取り」の項で述べるような財源・手続等の制約がありますが、のちに処分する時期については基本的に会社の判断です。すなわち、いつまでに処分・消却しなければならないという制約はなく、新株発行の代わりに使うことや、これを利用して従業員持株会に自社の株式を供給することなどもできます。ただし、消却や処分については、新株発行手続に準じてそれぞれ手続が定められているため、その規制に従う必要があります。すなわち、会社法上の公開会社においては、原則として所定の事項について取締役会決議があれば処分できますが（会社法 199 条 1 項、201 条 1 項）、譲渡制限会社の場合や第三者に対し有利な価格で処分する場合には、株主総会特別決議が必要です（譲渡制限会社について会社法 199 条 2 項、第三者に対する有利発行について会社法 199 条 3 項、201 条 2 項）。消却についても、消却する自社株の種類と数を取締役会決議（取締役会設置会社の場合）で定めて行うことができます（会社法 178 条）。

(d)相互持合、持株会社方式等の利用

友好的な会社と、互いの業務執行支配を支持する約束のもとに、相互に株式を持ち合うということも考えられます。これは、外部流出防止という点では有効です。しかし、相互持合では、会社法上、相互保有部分は議決権を行使できないので、そのことに十分留意する必要があります。この規制は、持合の判定に関し親子会社の場合等も含めて詳細に定めていますが、基本的には、ある株式会社 A 社が他の株式会社 B 社の総株主の議決権の 4 分の 1 を超える議決権を有する場合には、B 社は保有する A 社株式について議決権を行使できないということです（会社法 308 条 1 項）。

また、オーナー個人ではなく別の会社がオーナーの持株を保有・管理する方法や、証券会社の有価証券管理信託を利用するという方法もあります。これらはオーナー個人に代わり別の会社に保有や管理をさせるものです。この場合、保有・管理をさせる株数によっては親子会社の議決権行使制限等に留意する必要があります。自社株を保有する会社を設けてその持株会社の株式を承継させる等の応用的なやりかたもあります。

(e)財団法人

財団法人を設立し、自社株をその基本財産とすれば、原則として当該自社株は売却されずに長期保有され、結果的に安定株主対策となります。しかし、財団法人は公益法人であり、基本的に営利活動を禁じられているため、財団法人を利用して会社を経営するという計画であれば、脱法行為として設立・運営を認められないことを覚悟すべきでしょう。この観点から、持株移転の限度等につき十分に吟味する必要があります。

財団法人の株式保有については、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」及びその「運用指針」が一般的なガイドラインとして存在しており、その規制・手続をクリアする必要があります。設立・運営にあたっては、上記基準以外にも主務官庁の指導監督があり、担当官庁と十分な事前相談を行うことが必要です。

財団法人の設立及び寄付には非課税の扱いがあり、節税対策としての効果があります（当該項参照）。しかし、財団法人による自社株対策には、次のような限界もあります。

1)永続的オーナー支配が困難

財団法人は理事会により運営されます。株式会社と異なり株式による支配権がなく、本人ないし一族が基本財産を寄付したからといって、理事や理事長に選任される必然性はありません。理事会の規約により理事となった者が運営し、財団法人の財産である持株の議決権を行使していくことになり、それによって会社の経営も左右されることとなります。

2)自社株の買い戻しが困難

原則として、財団法人は基本財産の処分ができません。そのため、将来的にオーナー経営者が自社株を買い戻そうとしてもできなくなります。

3)自社株議決権の行使制限の可能性

「公益法人の設立許可及び指導監督基準」及びその「運用指針」では株の保有に関する規制があるのみですが、これは一般的基準をまとめたただけのもので、実際に財団法人（公益法人）の設立許可及び運営の監督を行うのは、当該公益法人を管轄する主務官庁（公益法人の種類・活動規模等により異なる）です。主務官庁には独自の判断で上記基準以外の要件を課す権限があります。公益法人の本質上、本来、公益法人は積極的に営利法人に関わるべきでないといえ、そのような指導監督の入ることも想定されます。また、財団法人に対する税制上の優遇を受けらるうえで、税務署から議決権行使をしない旨定款に入れるよう求められることもあります。このため、事業承継（会社支配確保及び相続税軽減対策）における効果を意図して財団法人を利用する場合には、こうした主務官庁の指導等により、財団法人の設立が困難であったり議決権行使に制限を受けたりする可能性があることを、念頭に置く必要があります。

2 株式の外部流出防止

(1) 株式の外部流出防止の必要性

原則として、各株主はその所有する株式を自由に譲渡できます(株式譲渡自由の原則、会社法127条)。また、現在の株主が死亡すれば、相続によって株式が分散してしまうおそれがあります。このように、株式が外部に流出する可能性は常に存在します。

株式が外部に流出した場合、新たな株主がオーナー経営者や後継者の意に賛同する株主であるとは限りません。オーナー経営者の経営権を確立して事業承継を円滑に進めるためには、株式の外部流出の防止を検討すべきです。

(2) 定款による譲渡制限

(イ) 内容

本来、株式は自由に譲渡できる性質のものですが、同族経営の閉鎖的な会社では、会社の関知しないところで株式を自由に譲渡されては不都合です。そのため、定款で「会社の承認がなければ譲渡できない」旨の規定をおけば、自由譲渡を制限することができるかとされています(会社法107条1項1号、2項1号)。発行する全部の株式につきこのような定款の定めをおいている会社(会社法上の公開会社に当たらない株式会社)のことを、実務上「譲渡制限会社」と呼んでいます。

定款で譲渡制限をしても、完全に譲渡を禁止できるわけではなく、取締役会(取締役会非設置会社の場合は株主総会)の承認を必要とするというだけです。もし取締役会(または株主総会)が承認しなくても、非承認の場合は買受人を指定するように請求すれば、会社の指定した相手方に対して譲渡することができます。会社が買い受けることもでき、その場合には、会社が当該株主に買取りの通知を行い、後述の金庫株の取得の項で説明するような手続を行っていくこととなります。

もし、この規定以上に厳しい制限を定款で定めても無効です。

(ロ) 譲渡制限新設の手続

昭和41年に譲渡制限についての商法上の規定が定められる以前に設立された会社等には、同族会社であっても定款に譲渡制限がないこともあります。定款に新たに譲渡制限を設ける場合は、定款の変更として、株主総会の特別決議が必要であり、この決議に反対した株主には、会社に対する株式買取請求権が発生します。

譲渡制限がつくと、株券発行会社においては、株券に譲渡制限のあることを記載しなければなりません。そこで、会社は、譲渡制限がついたこと及び株券提供する

ことを定款所定の方法で公告します。この期間は少なくとも1ヶ月間必要です。このようにして、既に発行している株券を全部回収し、譲渡制限がある旨の記載のある株券を新たに交付します。公告が終わってから、公告したことを証明する資料を添付して譲渡制限の登記をします。

(八)反対株主の買取請求権

設立後、定款に譲渡制限を付する場合は、一定の方法で譲渡制限に反対した株主には、会社に対し自分の株式を買い取るよう請求する権利が生じます。したがって、すでに具体的な紛争がある場合に新規に譲渡制限を付すると、反対株主の買取請求権に基づいてできるだけ高額で買い取るよう要求されることがあります。この買取請求権を行使するには、株主総会決議前に反対意思通知書を会社に提出し、そのうえで総会で反対の議決権行使をしたにも関わらず定款変更されたことが必要です。反対意思通知書は、内容証明郵便で、かつ配達証明付で出すのがよいでしょう。そして、定款変更の日から20日以内に買取請求をし、その後請求株主と会社は価格について協議をします。株主総会から30日以内に価格に関する協議が成立しない場合、それから30日以内に、請求株主は、裁判所に対し、株式買取価格決定申請をします。

(3)譲渡しない合意の効力

では、会社以外の者と株主の間(株主間を含む)、あるいは株主と会社との間で、自分の株式を他に譲渡しないという合意をしたらどうでしょうか。この点、の会社以外の者と株主の間での合意は原則として有効であるが、の会社と株主との間での合意は無効であり、であってもの脱法手段と認められる場合は無効という考えが支配的です(なお、について無効と判断した事案として東京地判昭34.10.12)。これは、会社と株主との間の合意で譲渡禁止ができるとすれば、商法が定款による譲渡制限を定めた趣旨を骨抜きにする手段となり、脱法行為を認めることになるためです(したがって、定款による譲渡制限と同程度の内容であれば有効です)。

また、合意は当事者間限りでは有効としても、当事者以外の者に対してこの合意の効力を主張することはできません。すなわち、そのような合意に反して第三者に譲渡された場合、当該第三者は有効に株式を取得するので、譲渡自体を阻止することはできません。合意の効力として、当事者間では合意を守るよう求めることやそれに対する違反について合意違反で損害賠償請求をすることができますが、このような合意はあくまで当

事者間の約束にすぎず第三者に対して強制できないのです。

また、合意の状況その他事情次第では、そのような合意は無効とされる可能性も否定できません。

相続禁止にすることも、譲渡禁止にすること同様に、不可能です。特に相続の場合は、一般の譲渡と違い、取締役会の承認も必要とせず当然に株式が移転することとなっています。もっとも、相続であっても、株主として権利行使するためには株主名簿の変更が必要で、会社に対しその旨の手続をすることが必要です。

(4) 納税資金捻出のための株式売却の防止

(イ) 事業承継と納税及び遺産分割資金

内部留保の厚い会社では、相続の際株式の価値を算定してみると、非常に高額になることがままあります。当然ながら、価値の高い財産の承継にかかる税金は高額です。

税金を払う資金がなければ、株式を直接物納するか、株式を他に売却して納税資金を捻出することになります。オーナー経営の会社は譲渡制限会社で非公開の会社が多く、このような会社の株式は株価もわかりにくく流通性が低いため、物納も他への売却も困難であることが一般です。

物納するには、売却の見込みが必要である等の要件がありますが、従来から、この要件をみたし物納の対象とすることはかなり困難であるものといわれてきました。平成14年の相続税基本通達改正は、上記要件に関し、総資本経常利益率などの指標や当期利益等をもとに「経営内容等から収納を適切とする場合」を数値的に具体化し、「売払いが確実に見込まれるなど、経営内容等から収納を適当と認める場合」かつ「物納後当該株式を買い受ける希望を有する者がいることが確認できる場合」でなければならぬと定めましたが、これによって物納が容易になるかどうかは当局の運用いかんにかかってくるうえ、物納が認められても他に売却処分されることが条件であるために、予期せぬ株主構成を生じて後継者の支配を動揺させる危険もあります。

また、相続が起こってから納税資金を得るために会社株式を売却しようとしても、相場のない株式では買い手がみづかりにくく、また、買い手があったとしても支配権に興味があつての申し出であることが多いため、たとえ株式売却に成功しても、愛着ある会社の支配比率低下もしくは支配権移転を招く結果となってしまいます。

このほか、後継者以外の相続人に遺留分がある場合には、遺留分を侵害しない範囲で株式以外の財産を残してやれなければ、後継者でない者が会社株式を取得し、その分後継者の支配比率が低下することになります。

会社の経営を確実に後継者に引き継がせるためには、株式売却や、後継者以外への株式相続を回避できるように、株式以外の他の資金等を準備しておくことが必要です。

(ロ) 納税資金の準備

(a) 役員報酬

内部留保が大きい会社ほど株価が高く評価され、相続財産の価値及びそれにかかる税金は高くなります。オーナー経営者のなかには、自分は十分な報酬も受け取らずに会社を大きくし、会社の内部留保を厚くしている方も少なくありませんが、それでは、会社相続にかかる税金が高額になる一方で、納税資金に窮してしまいます。

解決法は、このことを見据えてオーナー経営者に対し十分な役員報酬を支払うことです。そうすれば、オーナー経営者（代表取締役または取締役等でしょう）に対して業績に応じた役員報酬を支払うことで、この報酬のなかから納税資金にまわすことができ、それと同時に利益の平準化により自社株の評価額が低めになるようにすることができます。

取締役の報酬の決定について、商法は、定款にその額等を定めていないときは株主総会の決議をもって定めるものとしており、法定の手続に沿って行う必要があります。定款記載または株主総会の決議が必要とされている趣旨は、会社（会社の所有者である株主）の不利益において取締役が不当に高額な報酬を恣に得ることの防止です。

もっとも、定款に記載するとその変更には定款変更手続を要し、また、役員個人に対する具体的金額をプライバシーとして公開したがる傾向があることから、実際には、過去に裁判例が示したような一定の要件をみたす形で個人の具体的金額の公開を避ける方法が多くとられています。すなわち、一定の支給基準が確立され、かつ、それが株主らにも周知ないしは推知しうべき状況があったことなどの条件を満たすよう留意しつつ、役員全体での報酬総計の限度を示すなどして株主総会決議をとっているのが実情です。このような方法が許容される前提

としては、役員報酬及び役員退職金について規程を作成し、これを株主が認知している状態においておくことが必要です。

この点、平成14年の商法改正で新たな規定が設けられ、不確定金額を報酬とする場合はその具体的な算定方法を、金銭以外のもの（社宅の低額提供等）を報酬とする場合においてはその具体的な内容を定めることとされ、あわせて、その議案を提出した取締役は、株主総会においてその報酬を相当とする理由を開示しなければならないと定められました（商法269条）。確定金額を報酬として定める場合は従前のとおりと考えられますが、不特定金額や金銭以外のものの場合についてはこの条文の規定に従うこととなります。

(b)役員退職金等

また、役員退職金も大いに活用すべきものといえます。役員退職金も役員報酬と同様、納税資金や代償分割の資金として役立つものですが、役員退職金は、オーナー経営者が会社から引退するときに発生・交付するもので、事業承継がいよいよ具体的になってきた時点でのものであるため、特に有用です。死亡による退社等の場合には、会社から弔慰金の支払いをすることも可能です。

なお、前述(a)のとおり、取締役の報酬決定には法定の決定手続があります。この「報酬」には退職慰労金やこれに代わる弔慰金も含むとされていますので、役員退職金・弔慰金の決定・支払いについても、(a)と同様、株主総会の決議が必要です。無用の紛争を防ぐためには、役員報酬同様、あらかじめ規程を作成し株主が認知している状態においておくのがよいでしょう。

(c)生命保険金の活用

会社から役員退職金を受けて納税資金とする途については前述しましたが、この役員退職金の支払い原資を会社が準備するうえで、被保険者をオーナー経営者、契約者及び受取人を会社とする生命保険が活用できます。

このほか、受取人・契約者を後継者あるいはオーナー経営者本人、オーナー経営者を被保険者として生命保険をかけ、後継者あるいは相続人がその保険金を納税に利用する方法もあります。

(5)会社による買い取り

会社が所有している限り、他の者に当該株式が流出し利用されることはありません。そこで、第三者に流出する前に（あるいは流出先の第三者から）、会社が株式を買い取

ることが考えられます。

前述のとおり、会社が自社株を買うこと（自己株式の取得）は平成13年の商法改正において一般的に許容されました。ここでは、自己株式を取得する手続の代表的な例として、(イ)譲渡制限会社の買取りの通知による自己株式の取得の場合、(ロ)それ以外の一般の場合、の2つをご説明します。

(イ)譲渡制限会社による買取りの通知の場合

株主からの株式譲渡承認請求があった場合、取締役会（取締役会非設置会社においては株主総会）は請求の日から2週間以内に、この譲渡を承認するか否かの決定をし、株主に決定内容を通知します。

譲渡を承認しない場合、会社による株式買取りについて、株主総会の特別決議を受けます。この特別決議においては、株式の譲渡承認を請求した株主は議決権行使ができず、行使することができない議決権の数は出席した株主の議決権の数に算入しないこととされています。

なお、上記2週間の通知期限内に、譲渡承認の可否についての通知をしない場合および株主の請求から40日以内に会社から株主に対して下記の買取りの通知をしない場合には、株式の譲渡について取締役会の承認があったとみなされるので、注意が必要です。

会社は、譲渡承認請求をした株主に対し、買取りの通知をします。この通知にあたって、会社は、最終の貸借対照表により会社に現存する純資産額を発行済み株式総数で割った数（1株あたりの株式の簿価）に譲渡しようとする株式の数を乗じた金額を供託しなければなりません。そして、この供託すべき額は、最終の貸借対照表の純資産額から配当可能利益算出のための控除項目等の合計額を控除した金額を超えてはならないとされています。もしこれを超える場合には、会社は供託をすることができず、結局、当初株主が承認請求した株式譲渡について会社の承認があったものとみなされることになります。

会社が適法な供託を伴う買取りの通知をしたときは、買受人請求をした株主と会社との間で当該株式の売買契約が成立します。この売買契約では、売買価格については白紙のままなので、売買契約当事者間で売買価格の決定について協議することになります。つまり、売買価格については特別決議で決議しなくてよいわけです。この協議が整わない場合は、裁判所に価格の決定をゆだねることになります。

(ロ)上記以外の一般的な場合

まず、株主総会の普通決議により決定し、市場取引または公開買付で取得する方法があります。なお、会社法上の公開会社においては、市場取引または公開買付の場合に限り、会社は定款で定めれば取締役会の決議で自己株式を取得することができます（会社法165条第2項）。

また、会社法制定に伴い、株主総会の授権の範囲において、取締役会（取締役会非設置会社においては取締役）が、広く株主への通知又は公告をなし、株主からの譲渡を募る方法が認められるようになりました（会社法156条ないし159条）。

なお、この取得価額の総額は、配当可能利益を超えることができません。つまり、配当可能利益のある定時総会に限って自社株取得の決議ができるわけですが、定時総会で法定準備金の減少又は資本減少の決議をする等の方法で配当可能利益を大きくすることもできます。また、その営業年度末に資本の欠損が生じるおそれがある場合も、自己株式を取得することができません。

特定の相手方から相対取引で自己株式を取得する場合については、株主総会の特別決議が必要となります（会社法160条1項、309条2項2号）。特別決議の対象は、「株式の種類・総数、取得価額総額、特定の者から買い受けるときはその者」です。買取りの通知の場合と違い、売買価格についても特別決議の対象となることに注意が必要です。この特別決議については、他の株主は事前に一定の手続で自分も売主に加えるよう請求する権利があります（会社法160条2項、3項）。もっとも、この請求権は定款で定めることにより排除することが可能です（会社法164条1項）。

(6)新株予約権、新株予約権付社債等の権利行使と外部流出

従来のストック・オプションや新株引受権は、新株予約権というかたちになりましたが、後継者以外の者がこれを行行使することによっても外部流出の結果を生じ、持分割合は変動します。

新株予約権については、原則として、会社法上の公開会社においては、授権の範囲内で取締役会決議により発行することができます。ただし、譲渡制限株式を発行する場合や、特に有利な価額で第三者に発行する場合には、新株予約権を発行するには、株主総会の特別決議が必要です。これは後述する新株予約権付社債でも同様です。また、新株

予約権を他人に譲渡するには取締役会の承認を要すると定めることができます。この定めは取締役会における新株予約権の発行決議で定めることができ、定款において行う必要はありません。予約権に譲渡制限を付す場合、募集の方法等を公告または株主に通知する際や、新株予約権証券等に、これを記載しなければなりません。新株予約権についても新株発行と同様、その登記や、発行差止請求等、類似の手続があります。

新株予約権社債（従来の転換社債を含む）は、オーナー以外の者が新株予約権や転換権を行使することによって、外部に株式を流出させる結果を生じます。持分割合の変動をきたす点は、第三者割当増資と同様です（第三者割当増資の手続・内容等については、後記4で詳述します）。

新株予約権、新株予約権付社債等を発行する場合は、第三者割当増資同様、引受人や発行株式数等に注意が必要です。

3 従業員持株会

(1) 従業員持株会の概要

従業員持株会とは、従業員が自社株保有を目的とする団体（持株会）を結成し、会を通じて自社株を保有するものです。自社の株式を保有することで愛社意識が生まれるほか、「がんばって会社の業績を上げれば自分も株主として配当をもらえる」等のインセンティブが社内の士気を高めたり、従業員の福利厚生に役立つとされています。

後述のような安定株主対策としての面があるため、会社が規約作成等の組織整備や一定の奨励金を出す等の援助を行うものが一般的です。非上場の譲渡制限会社では、株価上昇のメリットを実感することもあまりなく、後述するように退会時に持株会や会社が買い取るシステムであったりするため、このような会社では従業員の福利厚生という面はあまり期待できません。

支配権確保に最も重要な「株主が誰になるか」という点から持株会をみると、会員が直接株主となるものと、持株会という団体が株主となるものと大きく二分されると考えてよいでしょう。は直接参加方式であり、は民法上の組合方式であることが多いようです。会員が直接株主となるについては、規約で、議決権の行使について理事長に信託的行使するよう定めたり、譲渡しないものとしたり、退会時に持株会や会社で株を買上げることを定めるのが一般的です。これらの規約による制限は、公序良俗に反しないか問題とされたケースがいくつかありますが、裁判所の判断は、自分の持株分について理事長に指示をすることができることや、退会時の買い上げ価格が不合理でなく本人が自由意思で当該規約を了解して入会していることなどを理由として、規約による制限を有効とする傾向にあります。持株会という団体が株主となるでは、株式は持株会の財産になります。この場合、会員は持株会の保有持株について共有持分を取得するだけです。持株会の運営は、規約と民法上の組合（民法 667 条）の論理にそって行われることとなります。

(2) 安定株主対策としての利用

従業員持株会が保有している限り、当該株式は第三者に流出することはありません。また、当該株式の議決権行使は、持株会理事長が行うのが一般です。

民法上の組合方式をとる持株会では、株主は「持株会（理事長名義）」であり、組合財産である株式について個々の会員が権利行使することはできません。そして、民法上の「組合」法理により、脱退時まで自己の株式持分を精算することはできないため、在

会中、会員が自分の株式持分を他に譲渡することもできません。脱退時に持分を引き出すことも規約で禁じることが一般であり、会員は株式でなく金銭で払戻しを受けます。

直接参加方式であれば、各会員が株主であり、原則として議決権などの株主権を各会員がもちますが、一般的規約では理事長に信託することとし、招集通知等も理事長宛で行えば足りることと定めています。直接参加方式では規約に従い運営されるわけですが、一般的規約では、退会時まで他への譲渡を禁じ、退会時には持株会か会社へ譲渡することと定めて、外部流出を防止しています。

(3)注意点等

従業員持株会は、規約等で、外部への譲渡禁止を定め、退会時には持株会ないし会社が当該株式持分を買い取る旨定めていることが一般です。

このような定めは、株式譲渡自由の不当制限や会社支配維持を目的とする不法なものとして問題とされる余地があり、実際に裁判で争われた事例も複数ありました。この点に関する具体的紛争は、退会時の買上価格が規約上不明確であったり、買上価格が時価より低すぎるとして従業員が不満をもつことから発生します。この問題を回避するためには、まずは、退会時の買取価格等まで規約で明確に定め、会員となる従業員の了解を事前にとっておくことが必要です。また、当該条項があっても、買上価格が著しく低すぎるので無効だと主張されることもあります。この点の問題を回避するには、持株会規約で買上価格を設定するにあたって会員に一定の持株会加入メリットを与え、持株会の存在意義が全うされたといえるように買上価格を設定しておくべきでしょう。なお、この点は、直接参加方式では規約の有効性として争われますが、民法上の組合方式をとる場合であっても、結局、退会する会員の持分清算というかたちで、ほぼ同様に問題となります。

このほか、従業員持株会は、奨励金を支出する関係から、利益供与の問題に抵触する可能性もあり、会社としては、規約を整備するとともに、慎重な運営に留意することが求められます。

また、理事長が一括で議決権行使することの可否については、裁判で争われた事例もあり、一応の注意が必要です。これまでのところ、当該持株会の規約では個々の会員が自分の持株割合に応じて自分の意見を理事長に提出するとされていたため、そのような過程を通じて各会員の意見を反映させることが可能であるとして、裁判所は違法でないとの結論を下しています。このように問題となるのは、会社法上、現経営陣が自派の会

社支配を維持するための行為は必ずしも会社（株主）の利益と一致するわけではないので、そのような目的は法的にみると基本的に不当なものと評価されるためです。現経営陣が自派の支配を維持するため議決権を行使させる行為は、取締役の善管注意義務等に反して違法と評価され、当該議決の有効性そのものにも影響を及ぼす可能性があります。持株会の運営にあたっては、そのような認識をもったうえで、適切な規約を使用することが必要といえます。

4 第三者割当増資

(1) 意義・内容

増資には、株主全員に平等に新株を割り当てる方式と、株主全員ではなく特定の者に割り当てる方式とがあります。後者を第三者割当増資といい、割り当てられる者は現在の株主の一部であったり株主以外の第三者であったりします。

第三者割当増資では、持株比率が変動するため、会社支配権を確保する効果が発生します。ただし、そのような目的での増資は、会社法は基本的に認めておらず、取締役の忠実義務違反の問題や、新株発行無効の問題等を生じます。したがって、増資の必要性や発行価額の設定等について合理的な説明ができるような内容であることが必要です。

(2) 安定株主対策のための利用法

オーナー経営の会社のなかには、株式の名義が分散していてオーナー経営者に株式を集中させる必要があるのに、オーナー経営者が自分の個人資産を会社に貸し付ける形式で会社の運転資金を捻出しているところもまま見受けられます。しかし、オーナー経営者が自分の個人資産を会社に供する場合、会社が第三者割当増資をしそれを引き受ける形にすれば、オーナー経営者の手元には会社の株式が増え、それだけ自分の支配権を確実にすることができます。会社に対する債権を持つ場合との違いは、債権の場合は会社から返済を受ける（あるいは債権譲渡で回収する）のに対し、株式の場合は、現金化の必要があれば株式を売却して代金の支払いを受けるということです。

また、オーナー自ら引受ができないという場合には、友好的な安定株主に対し第三者割当を行えば、反対派の持分割合が相対的に低下し、自己の支配権確保に効果があります。

そして、後継者が直接割当を受ける形をとれば、直接後継者の持株割合を増やすことができます。その場合には後継者が何らかの方法で払込資金を確保しなければなりません。

(3) 手続・注意点等

判例は、基本的に経営陣（取締役）が自派の支配的地位を維持するために増資を利用することは目的不当としており、そのように認定されれば増資自体を無効とされる可能性もあります。実際に資金調達の必要性があるなど、会社そのもののために合理的な新株発行であることが必要です。また、第三者に対する有利な価格での発行や、譲渡制限会社における新株発行については、株主総会の特別決議等法定の手続があり、これを履

践する必要があります。

原則的には、授權資本の関係で発行の量にも制限があります。これは、会社の設立に際して発行する株式総数は会社の発行済み株式総数の4分の1を下ることができず、また、新株発行を行うについても発行済み株式総数の4倍を超えて増加することができないというものです。しかし、譲渡制限会社はこの限りではありません。

(イ) 手続

株主割当では従来からの株主のもつ株式の価値は変わりませんが、第三者割当では持分割合の低下を招くほか、時価よりも低い価格で新株発行されると従来からの株式の時価は下がります。そこで、法は、基本的には取締役会決議で行うとした上で、譲渡制限会社では、 が会社に重大な影響をもたらすために株主総会の特別決議を必要としました。また、 の場合は譲渡制限の有無を問わず既存の株主に株価下落のリスクが生じるので、「特に有利な発行価額」での第三者割当についても、株主総会の特別決議が必要とされています。

(a) 会社法上の公開会社

会社法上の公開会社では、原則として、取締役会で決議して行います。

ただし、特に有利な価額で発行する場合には、取締役会決議に加えて株主総会の特別決議が必要です。この決議では、募集株式の数、種類、払込金額等の募集事項について決議します（会社法201条1項、199条3項、309条2項5号）。

「特に有利な価額」とは、一般的には、その会社の株式の時価と比較して新株発行価額が低いことをいい、「特に」にはその差が僅少な場合を除外する意味があります。判例の表現によると、「公正な価額」よりも特に低い価額をいい、「公正な価額」とは、「新株の発行により企図される資金調達のための目的が達せられる限度で旧株主により最も有利な価額（東京高判昭46.1.28）」とか、「発行価額決定前の当該会社の株式価格、右株価の騰落習性、売買出来高の実績、会社の資産状態、収益状態、配当状況、発行済み株式数、新たに発行される株式数、株式市場の動向、これらから予測される新株の消化可能性等の諸事情を総合し、旧株主の利益と会社が有利な資本調達を実現するという利益との調和の中に求められる（最判昭50.4.8）」ということです。要するに、上記に挙げたような要素を総合的に考慮するというのですが、このような表現にもみてとれるように、「特に

有利な価額」は一見して明らかといえるものではありません。時価を基準とするといっても、企業提携等の新株発行の含みで時価が異常に高騰している場合や、非上場会社のように時価の算定自体が難しい場合もあります。非上場会社の株式の算定には、純資産方式、収益還元方式、配当還元方式がありますが、どれを使うか、どれとどれをどのように組み合わせて使うかは裁判例でも個々のケースにより異なり、固まった数式があるとはいえません。

特別決議が必要か否かを決する「特に有利な価額」での発行にあたるかどうかの見極めにはこのように難しいところもあり、もし判断に迷うようなときは、念のため株主総会を開いて特別決議をとっておくのも一つの方法です。

なお、新株の有利発行について株主総会で決議をすれば、その決議の日から1年以内に払込をすべき新株について、取締役会の決議で何度かに分けて新株発行することもできます（会社法200条3項、1項）。

(b) 譲渡制限会社

譲渡制限会社（定款に全部の株式についての譲渡制限規定がある会社）では、第三者割当増資の方法で新株発行を行うときは、発行価額に関わらず、募集株式の数、種類、払込金額等の募集事項について、株主総会の特別決議が必要です。新株予約権についても、第三者割当にあたる場合は、その新株予約権の対象となる株式の種類と数について、株主総会の特別決議をします。新株予約権付社債でもほぼ同様です。

なお、譲渡制限会社に限り、新株発行の項で前述した前述の授權資本の制限がなくなりました。株主総会決議の有効期間が1年に延長され、発行回数の制限もなくなった点は、会社法上の公開会社と同様です。

また、譲渡制限会社では、新株発行についての株主総会決議とは別に、「誰に対して、どのような種類の株式を、どれだけの数割り当てるのか」について取締役会の決議（取締役会非設置会社では株主総会の特別決議）が必要であることが法律上明定されています。このように法律上明定された手続を怠った場合、これを理由として新株発行の効力を覆される可能性が生じます。上記事項に関しては、第三者割当を行う旨の取締役会決議のなかに含めて決議されていることが通例と思われませんが、1年間有効とされた上記株主総会の特別決議の範囲内で取締役会決議をもって数回にわたり発行する場合など、各発行に関する上記事項の取締

役会決議を議事録上確認できるよう、留意すべきです。

(ロ)新株発行に関する無効主張の防止

新株発行には、上記のような手続と注意点があります。これらの手続や法の定める内容に反する新株発行が行われた場合については、新株発行無効の訴えや、新株発行差止請求等が法定されています。新株発行が無効となれば持分比率が新株発行前の状態に戻るほか経済的にも多大な影響がありますから、どのような新株発行が差し止められたり無効とされたりするのか、知っておく必要があります。

(a)新株発行差止請求

会社が法令又は定款に違反し、または著しく不公平な方法によって株式を発行し、これによって株主が不利益を受けるおそれがある場合には、その株主は、会社に対して新株発行差止請求をすることができます（会社法210条）。

法令違反の発行としては、適法な株主総会の特別決議のない第三者有利発行や、適法な取締役会の決議のない新株発行、株主に対する新株発行の公告または通知義務違反による発行等があります。

「著しく不公正な方法による発行」とは、取締役が自己又は第三者の取締役・監査役・その他の地位を維持するため特定の者に対して新株を割当て、特定の株主の持株比率を低下させるような場合や、株主総会において特定の議案を通過させるために特定の者に対し新株を割り当てる場合等、会社支配目的で会社の利益を無視して行う新株発行等がこれに該当します。

(b)新株発行無効の訴

新株発行が無効だという主張は、発行の日から6ヶ月以内（譲渡制限会社においては1年以内）に訴訟提起することによってのみ可能です。新株発行差止請求は発行前の段階における制度ですが、無効の訴は発行後のものであり、取引安全に与える影響が大きいため、これが認められるための要件はより厳しくなっています。判例でも、取引安全への影響も考慮し慎重に検討した上で認める傾向にあります。新株発行差止の仮処分（後記(c)）があったにもかかわらず発行された新株発行について、仮処分を無視し強行された事情を重視して新株発行無効を認めたものもあります（最判平5.12.16）。

(c)新株発行差止の仮処分

また、会社法上のものではありませんが、民事保全法上の「仮処分」の制度に

基づいて、新株発行差止の仮処分の申立を行う方法もあります。

民事保全法は、本案（本来の裁判）訴訟の判決が出るのを待っているうちに判決で保護されるべき権利が侵害されてしまうことを防ぐため、緊急の必要性ある場合に限り、通常の裁判で判決が出る前に、一定の手続によって当該権利を保護する仮の地位を当事者に認める方法を定めています。これが仮処分です。

新株発行の瑕疵を新株発行無効の訴等の形で争い判決をとることもできますが、それでは新株発行が実行されてしまい、そうなると、無効とすれば周囲の影響も大きいからといって発行無効の訴が認められないことにもつながります。前述(a)の新株発行差止請求は会社に対して請求する権利ですが、会社がこの請求を受け入れないときには、この仮処分の制度を使うことも重要になってきます。

(八) 新株発行の効力を否定する以外の紛争……取締役の責任追及等

このほか、違法な新株発行を行ったことについて取締役の任務懈怠による損害賠償責任や、これを会社に代わって追及する株主代表訴訟、違法行為を行ったこと等による取締役の解任等が問題となることもありえます。

第三者割当は、株主の持分比率の変動に関わり、その支配的地位や持株の価値下落等を直接左右するドラスティックな問題です。そのため、紛争となれば、ありとあらゆる手段等を総動員して徹底的に争うケースもあります。法定の手続を履践し、特別決議をとる際の招集通知や議事録の作成等にも遺漏のないよう、注意を払うことが必要です。近時、特定の株主に対して特別決議のための株主総会招集通知をせず、適法な特別決議をしないまま特に有利な価額で第三者への新株の発行を行ったことから、取締役に商法266条の3（現：会社法429条）の責任（取締役の第三者に対する損害賠償責任）が認められた事例があります（大阪高判平11.6.17）。特にこの事例では、新株発行無効の訴えについて請求を棄却する判決が確定しているにもかかわらず、有利発行による取締役の第三者（このケースでは株主）に対する責任が否定されないとされている点が注目されます。新株発行の無効を免れたからといって、他の問題も回避できるとは限らないのです。

第3章 事業財産の承継

前章でご説明しましたように、会社支配の根幹は株式（持分）による議決権支配にあります。そこで、事業承継にあたっては、株式を後継者にどのように承継させるかという法形式について検討することが、実務上たいへん重要な問題となってきます。また、財産の承継という点では、事業用財産がオーナーの個人所有である場合には、事業に必要な財産が後継者ないし会社に承継されて支障なく事業に使用できるよう、前もって考えておかなければなりません。そこで、ここでは、このような財産の承継について法律がどのような枠組みをもっているのかについて、ご説明します。

第1 法定相続による承継

遺言書を作成するなど一定の行為をすることにより、特定の財産を特定の人が受け継ぐようにすることもできます。しかし、そのような行為を特に行わなかった場合には、民法の定めどおりに相続が行われます。これを法定相続といいます。

1 現行民法の原則と事業承継

相続に関する法律の枠組みは、民法（相続編）に示されています。ここでは、亡くなった人を被相続人、被相続人が所有していた財産を相続財産、相続財産に対して相続分をもつ地位にある人を相続人と呼んでいます。また、相続人が複数あるとき、それらを共同相続人と呼びます。

相続が始まり相続人が相続財産を承継する時点のことを、「相続開始時」と呼びますが、民法は、被相続人が死亡した時点を経営開始時としています。このように、理論的には被相続人が亡くなった時点で相続財産は相続人に承継されるのですが、複数の相続人がいる場合、その意味は、相続財産が相続人の共有状態になるということを示します。共有とは、各相続人が持分割合というかたちで相続財産に対する権利をもっているものの、それを自己の完全な所有物として使用したり処分したりするには、財産を各人に分割する等、一定の手続をとらなければならないということです。

世間一般の相続争いは、遺言書が遺されていない場合、遺産分割をめぐる紛争として表れます。各人が相続する割合が法律で決まっていますが、現金を相続したい者、株式を相続したい者、各相続人の希望は多様であり、現実問題として、これらを調整するのは容易ではありません。

2 相続の範囲

株式や社用地等の事業財産は、相続財産となるのでしょうか。ここで、どのようなものが「相続」の対象（相続財産）となるのかを考えてみます。

民法は、相続人は相続開始の時から、被相続人の財産に属した一切の権利・義務を承継すると規定しています。「財産に属した一切の権利・義務」とは、財産法の法律関係一切を指し、物権や債権・債務のほか、財産法上の法律関係から生じるすべての効果を意味します。事業承継において、最も重要な相続財産は会社株式（有限会社の場合は出資口）ですが、これも、他の財産と同様に相続の対象となります。

なお、被相続人の財産に属するもののうち、例外的に、「被相続人の一身に専属するもの」は相続されません。年金受給権等です。また、祭祀関係財産は承継のルールが異なります（民法897条参照）。

3 相続分

遺産に対する共同相続人の分け前の割合を相続分といいます。ある相続人が具体的にどれだけの財産を相続するかは、相続財産の額に当該相続人の相続分を乗じて算定されることとなります。

法律の定めた割合によって算定された相続分を法定相続分といいます。これに対し、被相続人が、遺言で共同相続人の相続分を定める（または、これを定めることを第三者に委託する）場合の相続分を、指定相続分といいます。

法定相続分は、どのように定められているのでしょうか。これは、共同相続人が被相続人とどのような関係をもつ人で構成されているかによって異なります。

(1) 配偶者と子が共同相続人であるとき

配偶者は2分の1、子は子全員で2分の1となります。子が数人いるときは、各自の相続分は均等とされ、子1人の法定相続分 = 2分の1 × 子の人数分の1となります。ただし、子のなかに嫡出子と非嫡出子がいる場合には、非嫡出子の法定相続分は嫡出子の2分の1とされています。

(2) 配偶者と直系尊属が共同相続人であるとき

配偶者は3分の2、直系尊属はその全員で3分の1となります。直系尊属各人の相続分は、実父母・養父母の区別なく、均等となります。父母の代の者が一人もいないとしても、祖父母の代の者がいれば、このような者が父母同様に相続分をもつこととなります。

(3) 配偶者と兄弟姉妹が共同相続人であるとき

配偶者は4分の3、兄弟姉妹はその全員で4分の1となります。兄弟姉妹各人の相続分は均等ですが、父母の双方を同じくする者とその片方のみを同じくする者（たとえば腹違いの兄弟）がいれば、後者の相続分は前者の2分の1です。

(4) 配偶者がなく、子、直系尊属または兄弟姉妹だけが共同相続人であるとき

子、直系尊属または兄弟姉妹は、相続財産の全体について、上記にしたがって相続分を有します。

(5) 代襲相続人がいるとき

被相続人よりも先に死亡しあるいは相続権を失った子がいる場合、その者に子（被相続人からみれば孫）がいれば、その死亡しあるいは相続権を失った者（被代襲者）の代わりに、その孫が相続人となります（代襲相続人）。代襲相続人の相続分は、その死亡

した（あるいは相続権を失った）子が受けるはずであったもの、すなわち、その指定相続分または法定相続分と同じです。代襲相続人が複数いる場合、被代襲者の配偶者は代襲相続人とならないために、代襲相続人間の相続分は、上記(4)と同様になります。代襲相続人となるべき被相続人の孫が被相続人よりも先に死亡しあるいは相続権を失っている場合には、その子にも代襲相続が認められます。

代襲相続は、被相続人よりも先に死亡しあるいは相続権を失った兄弟姉妹がいる場合にも認められており、この場合、そのような兄弟姉妹（被代襲者）の子（被相続人からみれば甥・姪）が代襲相続人となります。ただし、被相続人の子に代襲相続が発生する場合とは違い、兄弟姉妹の孫の代以下には代襲相続権は認められていません。

4 寄与分と特別受益

(1) 寄与分

相続人のうち、亡くなった人の生前における財産の維持や増加、あるいは亡くなった人の療養看護など特別の貢献があった者については、遺産分割については、法定相続分によって取得する額を越える遺産を相続できます。このように、被相続人に寄与をした相続人が得る利益のことを「寄与分」といいます。

寄与分の額は、原則として相続人間の協議によって定められますが、協議が調わないときは、寄与をした者が家庭裁判所に寄与分を決めてくれるよう請求できます。

寄与分を主張できるのは相続人に限られ、内縁の夫や妻、亡くなった夫の両親の世話をしてきた嫁などには認められていません。反面、相続人であれば、限定承認をしても、特別受益を受けたために具体的相続分がない場合でも、寄与分の主張ができます。

このように、特別の貢献をした人に対して寄与分の制度があるわけですが、寄与分の額は後日相続人間の協議で決めるのが原則である等、寄与分があることの疎明やその金額の決定に多くの時間と労力を要するのが一般です。ぜひ報いたい貢献をしてくれた者があるときは、寄与分ということで目的の人物に承継されるだろうと期待せず、遺言や贈与等の措置をとっておくのがよいでしょう。

なお、民法には、法定相続人が1人もいないと確定した場合に、生計を同じくしていたり、療養看護に努めたり、その他被相続人と特別の縁故があった者（特別縁故者）について、遺産の一部、あるいは全部を与えるという規定もあります。しかし、このような者に遺産を残したいと考えている場合にも、前記と同様の理由から、生前贈与や遺言等で財産を残す措置をとっておくほうがよいでしょう。

(2) 特別受益

特別受益とは、複数の相続人のなかに、婚姻・養子縁組のため、または生活資本として、被相続人から生前贈与または遺贈を受けている者がいるとき、その贈与・遺贈の価額をいいます。

特別受益のある相続人は、その受益額が相続分に充当され、また、相続分を超える場合には受益額の限度で相続することになります。

被相続人が特別受益の持ち戻しを免除する意思表示をしたときは、遺留分の規定に反しない限り、持ち戻しをしないことになります。そのため、後継者が特別受益を理由に

財産の承継分を減らされるのを防ぐには、特別受益の持ち戻しを免除する意思表示をしておくといでしょう。これには特別の方式は不要で、贈与と同時に成される必要もなく、また遺言によってもできますが、紛争を防ぐためには、遺言のなかなどで客観的に明確な意思表示をしておくのがよいでしょう。

5 相続廃除、相続欠格

相続人が欠格者または廃除者に該当する場合には、相続財産を相続により取得することができません。

(1) 廃除

被相続人がその意思に基づいて一定の行為を行うことにより、その人の相続に関して推定相続人から相続権をなくすことを、推定相続人の廃除といいます。

廃除は、遺留分を有する推定相続人に対して行うもので、その要件は、その推定相続人に廃除原因があること(被相続人に対する虐待、重大な侮辱、その他の著しい非行)、家庭裁判所の廃除の審判または調停があることです。

生前に行う場合は、被相続人が家庭裁判所に推定相続人廃除の審判の申立をします。遺言で行うことも可能で、この場合には、遺言書にその相続人を廃除した旨を記載し、相続開始後、遺言執行者が家庭裁判所に廃除の手続をします。

廃除された相続人には遺留分もありませんが、廃除によっても、廃除された相続人の子(直系卑属)が代襲相続する権利は奪われず、代襲相続人には遺留分があります。被相続人はいつでも特段の理由なく廃除の取消をすることができ、これは家庭裁判所への申立または遺言によって行います。なお、後述の欠格と異なり、廃除された人でも、遺言で贈与された財産(遺贈)を受けることができます。

(2) 欠格

欠格者とは次に掲げる人をいいます(民法 891 条)。

被相続人や自分より先順位で、あるいは自分と同順位で相続人となるべき者を故意に殺しまたは殺そうとして刑罰を受けた者。

被相続人が殺されたことを知っていながら、その犯罪を告発または告訴しなかった者(その者に事のよしあしを判断する能力がないとき、または犯人がその者の配偶者や直系血族であったときを除く)。

被相続人をだましたり強迫したりして、被相続人の遺言行為・遺言の撤回または変更を妨害した者。

被相続人をだましたり強迫したりして、遺言をさせたり、遺言の撤回または変更をさせた者。

被相続人の遺言を偽造・変造・破棄または隠したりした者。

上記に該当する者は法律上当然に欠格者となるので、特別な手続や訴えをする必要もなく、すべての利害関係人が主張できます。欠格者となった相続人は相続する権利を失いますが、欠格者の子(直系卑属)が代襲して相続財産を取得できることは廃除と同様です。しかし、廃除と異なり、欠格者は遺贈により財産を取得することはできません。

6 相続の承認と放棄

相続人は、被相続人が死亡すると同時に、そのことを知ると否とを問わず、被相続人の権利義務を承継することとされています。

しかし、相続財産には債務のようなマイナスの財産もあり、また、相続を潔しとしない相続人もいますので、相続人にすべてを当然に承継するよう強制すべきではありません。

そこで、相続人は、(1)無条件で被相続人の権利義務をすべて承継する(単純承認)、(2)すべての相続を放棄する(相続放棄)、(3)相続財産の限度で債務を負担する(限定承認)、のいずれかを選択することができます。ただし、この選択は、原則として、自分が相続人であることを知ったとき(被相続人の死亡時であることが一般的です)から3ヶ月以内に行わなければなりません。この3ヶ月の期間(熟慮期間)内に(2)または(3)を行わなければ、積極財産も消極財産も含めたすべての相続財産につき、自己の相続分の割合にしたがって承継することになります。

(1)単純承認

単純承継の方式について、特に明確な規定はありません。

ただし、一定の事由があれば、法律上当然に単純承認の効果が発生するとされています。一定の事由とは、相続人が相続財産の全部または一部を処分した場合、3ヶ月の熟慮期間を徒過した場合、相続財産の隠匿・消費等の背信行為をした場合、の3つです。

(2)相続放棄

相続放棄は、相続人が、「当該相続に関して、自分を初めから相続人とならなかったものとみなしてもらいたい」とする意思表示です。相続人には相続放棄をする自由があり、遺言によって禁止することも認められていません。

相続放棄の方式は法律上定められており、前記した3ヶ月の熟慮期間中に、相続放棄する旨を家庭裁判所で申述しなければなりません(限定承認と異なり、財産目録は不要です)。

相続前の相続の放棄は認められません。この点、遺留分の放棄と異なります。家庭裁判所に対する申述の方式によらず、放棄の合意をしたり、他の共同相続人に放棄通知をするなどしても無効です。そのため、後継者以外の相続人に相続させたくない場合は、そのような内容の遺言書を作成し、後継者以外の相続人に遺留分の放棄をしてもらうこととなります。

(3)限定承認

限定承認は、「相続によって取得する積極財産の限度内でのみ、被相続人の債務・遺贈に責任を負う」という条件で相続を承認するものです。積極財産と債務・遺贈の負担のどちらが多いのか不明の場合に有効です。

限定承認の方式は法律上決められており、前記した3ヶ月の熟慮期間中に、財産目録を調製して家庭裁判所に提出し、限定承認する旨、家庭裁判所で申述しなければなりません。

7 遺産分割

相続開始と同時に、被相続人の財産は相続人に移転しますが、相続人が複数ある場合には、前記法定の相続分による遺産の共有関係になっています。そのため、いずれ各々の共同相続人にどの財産を帰属させるべきかを定める手続が必要となります。

この手続が遺産分割です。

遺産分割は、相続分にしたがって行われますが、相続財産や相続人の状況を考慮せずに相続分だけをもって単純に分割することは不適切です。そのため、遺産分割を行うには、相続財産の種類・性質や、各相続人の年齢・職業・心身の状態及び生活の状況その他一切の状況を考慮するよう、民法によって定められています。

(1) 法定相続分と相違する遺産分割の可否

家庭裁判所の審判によって行う遺産分割の場合は、法定の相続分にしたがってなされなければならないと考えられています。

しかし、共同相続人間の話し合いによる遺産分割協議では、法定相続分に拘束されず、相続人らの合意にしたがって自由に分割できます。相続人らの真の合意があるかぎり、自分の取得分がゼロになる相続人が出る内容であっても有効です。

また、家庭裁判所で行う手続であっても、調停の場合は、共同相続人間の話し合いをベースとする性質上、共同相続人の合意により比較的柔軟な対応がなされています。

(2) 遺産分割の種類

(イ) 現物分割

個々の財産を、その現状のまま各相続人に配分するかたちの分割です。

(ロ) 代償分割

相続人の一部にその相続分を超える財産を取得させ、相続分を超える部分に関しては、他の相続人に対し金銭その他のもので補償させるかたちの分割です。

(ハ) 換価分割

遺産を換価処分し、代金を相続人間で分配するかたちの分割です。

(3) 遺産分割の方法

(イ) 協議による遺産分割

共同相続人全員の合意によって遺産を分割する方法で、遺産分割の方法のなかで最も一般的なものです。共同相続人は、遺言で分割を禁じられている場合以外、いつでも、その協議により遺産分割を行うことができます。

遺産分割協議は、法律上、当事者とされている者すべてによって行い、共同相続人全員の合意をもって成立させなければなりません。当事者とされているのは、各共同相続人、相続人と同一の権利義務をもつ包括受遺者、相続分の譲受人、包括遺贈の場合の遺言執行者です。この点は、遺産分割の有効・無効を左右する重要事項であり、十分な注意が必要です。

遺産分割協議が成立した場合、遺産分割協議書を作成するのが一般です。不動産の登記等、実印や印鑑証明書の添付を求められる手続もありますので、遺産分割協議書は、相続人全員がそれぞれ署名するとともに実印を押印しておくほうがよいでしょう。

(ロ)遺言による遺産分割

遺言で、遺産分割の方法を定めたり、これを定めることを第三者に委託することができます。たとえば、「妻に自宅の土地建物を、長男に田畑を、長女に現金1000万円を相続させる」というように、各相続人の取得すべき遺産を具体的に定めることです。現物分割・代償分割・換価分割のいずれによるべきかの指定をすることもできます。

(ハ)調停による遺産分割

共同相続人間で遺産分割協議が調わないとき（分割をするかしないかにつき意見が一致しない場合も含むと解されています）や、協議をすること自体ができないときには、各相続人は、その分割を家庭裁判所に請求することができます。

調停は、当事者である共同相続人の合意に基礎をおくものであるため、性質的には協議分割とみることができ、必ずしも法定相続分あるいは指定相続分に従う分割である必要はないと考えられています。また、相続債務、遺産からの果実、遺産の管理費用及び相続税等の清算を調停手続のなかで行う等、調停における運用は柔軟になされています。

(ニ)審判による遺産分割

共同相続人間で遺産分割協議が調わないとき（分割をするかしないかにつき意見が一致しない場合も含むと解されています）や、協議をすること自体ができないとき、各相続人は、家庭裁判所に対して、調停でなく審判を請求することもできます。

また、遺産分割の調停を申し立てたが調停が不成立となった場合、調停申し立て時に審判の申立があったものとみなされ、審判手続に移行します。

遺産分割の審判では、家庭裁判所の審判官（裁判官）が、前記の分割基準にしたがって、各相続人の相続分に反しないよう、分割を実行することになります。金銭の支払、物の引渡、登記義務の履行その他給付を命ずる確定した審判により、相手が任意に応じない場合の強制執行もできます。

(4)遺産分割と株式

相続株式について株主権を行使するには、株主名簿の名義書換が必要です。ただし、定款により譲渡制限を設けている会社においても、相続の場合は、他への譲渡と異なり取締役会の承認手続は不要です。

(イ)権利行使のための手続……遺産分割前の場合

株式は、遺産分割が完了するまでは、複数の共同相続人の準共有状態にあります（準共有とは、権利を共有しているという意味の用語です）。そのため、遺産分割未了の間に株主権を行使したい場合、どのような方法をとるべきかが問題となります。

この場合、共同相続の旨を株主名簿に記載した上で、共同相続人間で権利行使者を1名選任し（商法203条2項）、これを会社に通知しなければなりません。権利行使者を指定する方法については、共有持分の価格に従いその過半数をもって決する旨述べた平成9年の最高裁判決があり、これにしたがって相続人間で権利行使者を指定することになります。通知の方法には特に定めはありませんが、後日の紛争を防ぐには、客観的証拠の残る配達証明付内容証明郵便のようなものがよいでしょう。

株主名簿は会社が管理するものですので、その名義を書き換えたり、共同相続の旨を記載し権利行使者に権利を行使させたりするうえで要求される手続は、各会社の判断です。必要書類も各会社の内部規定によりますが、株式については、権利者であることを主張するのに株券の所持が必要とされている関係で、株券が必要とされるほか、戸籍謄本、共有株主代表者届、相続による名義書換請求書、（代表者の）株主票を徴求するのが一般的な取扱とあってよいでしょう。

なお、名簿書換は会社の判断事項ですが、正当な理由がないのに名簿書換の請求を拒絶したり不当に遅滞したりした場合には、会社が名簿書換を了していなくても、当該請求者が株主としての権利行使を認められると解されています。

(ロ) 権利行使のための手続……遺産分割後の場合

この場合は、遺産分割により当該株式を相続することになった相続人につき、その者が相続した株数の株主であるという名簿書換をすることになります。

(5) 遺産分割未了の場合の問題点

(イ) オーナーが死亡時に代表取締役であった場合

代表取締役は会社の必要機関であるため、死亡によって代表取締役が欠ければ、取締役会決議により後任の代表取締役を選任しなければなりません。

しかし、取締役会を開くことができない場合があります。たとえば、株式会社の取締役会の定足数が3名であるところ、代表取締役の死亡によって取締役が2名しかいなくなってしまうと、取締役会を開くことができません。このような場合には、利害関係人の請求により一時的に代表取締役の職務を行うべき者（仮代表取締役）を選任することになります。

現取締役の人数が定足数以上であったとしても、内紛により取締役会が開けない場合にも上記と同様となります。

しかし、仮代表取締役の制度は、短期間における職務代行の定めに過ぎず、相続争いから波及して会社運営の主導権をめぐる争いとなった場合を想定したものではありません。仮代表取締役に選任された者が専断的会社運営をするおそれもないとはいえず、また、社内の内紛を抱えながら会社の舵取りをするという大変困難な役割を全うできるかは、選任された者の能力・手腕の如何にかかってくるという点、なかなか難しいものがあります。

(ロ) 取締役選任、その他総会決議事項の停滞

取締役の選任には、株主総会（株式会社の場合）や社員総会（有限会社の場合）における有効な決議が必要です。しかし、遺産分割未了の間の相続株式は共同相続人全員の準共有状態なので、そのままでは権利行使ができません。共同相続人で協議し権利行使者を定めて会社に通知すれば、権利行使ができるようになりますが、この場合、権利行使者として定められた1人だけが相続株式（出資口）全体の議決権を行使します。

権利行使者を誰にするかは各相続人の持分割合にしたがって決めることとされていますが、協議が難航するなどして上記手続が遅れば、その間、取締役選任その他株主総会の決議が必要な事項について後継者が権利行使を行うことができない状

態となり、会社経営は滞ってしまいます。このような状況で定足数を満たせない場合には、定時株主総会で決議する決算の承認等もできず、決算を前提とした配当や申告もできないこととなって、非常に困った事態となります。

(八)その他、事業経営上の弊害

相続株式（出資口）の分割がまとまらないことによって、上記のとおり会社の経営自体が不安定な状態となれば、メインバンクとの関係の悪化、対外的信用の低下、社内の士気の低下、等の弊害が生じるおそれがあります。また、各相続人の人的環境によっては、これを機に会社を乗っ取ろうとする者が現れることもありえます。

第2 遺言による承継

遺言という法形式には、被相続人の自由意思で法定の相続関係を変更できるというメリットがあります。具体的には、遺言によって、法定の相続分と異なる相続分を定めて承継させたり（ただし、遺留分を侵害する部分については、減殺請求の制度あり）、特定の相続人を廃除したり、法定相続人でない者に財産を承継させたりすることができます。遺言執行者を指定することで、遺言の執行を確保することもできます。

また、遺言には、基本的に遺言者の単独の行為で有効に成立する性質があり、遺言者が死亡する前にその効果を受ける者の受諾の意思表示がなくても有効に成立する点で、生前贈与や死因贈与と相違します。このため、遺言による場合には、オーナーが生前に後継者らに対して承継プランを明かしておく必要はありません。遺言では、遺言執行者を定めたり、遺留分減殺方法の指定（「遺留分」の項で後述）等の手当を講じることができることも考えあわせれば、オーナーが事業承継計画に関する自由な意思を貫くことがより容易になるといえるでしょう。

遺言の制度を上手に利用すれば、オーナーが後継者に事業財産を承継させることも大変スムーズになるわけです。

遺言によって行う事項のうち、中心となるのは、遺言者が遺言によって財産を無償で譲渡する「遺贈」ですが、そのほかにも遺言によってできることはいろいろあります。反面、遺言は法定の形式をとっていなければ効力を持ちません。遺言によってどんなことができるのか、遺言はどのような方法で行うのか、等について、以下にみていきましょう。

1 遺言によってできること

遺言によって行いうる事項は、遺言でしかできないことと、遺言でもできるが生前行為によってもできることに大別されます。

としては、遺言執行者の指定または指定の委託、後見人または後見監督人の指定、相続分の指定または指定の委託、遺産分割方法の指定または指定の委託、遺産分割の禁止、相続人の担保責任の指定、遺贈減殺方法の指定、があります。

としては、信託法上の信託、財産の処分（遺贈）及び寄附行為、子の認知、相続人の廃除またはその取消、祭祀の承継者の指定、があります。

ここから見て取れるように、遺言は、財産を承継させるための手段です。オーナーの会社における職務上の地位等は、遺言によって承継させることができません。事業承継としては、オーナーの財産である株式を後継者に承継させ、これをもとに株式支配を行わせるということが中核となります。

2 遺言の方式

遺言は、民法で定める方式によるものでなければ無効です。

民法の定める遺言の方式は、普通方式と特別方式に大別され、普通方式には、(1)自筆証書遺言、(2)公正証書遺言、(3)秘密証書遺言、があります。特別方式には、危急時遺言（一般危急時遺言と難船危急時遺言）及び隔絶地遺言（一般隔絶地遺言と在船者遺言）があります

事業承継プランに利用する遺言は普通方式であることが多いとみられますので、以下、普通方式の遺言について、その方法等述べていきます。

(1)自筆証書遺言

(イ)作成方法

遺言者が、遺言の全文、日付、氏名をすべて自署し、これに押印することで成立するものです。加除その他の変更は、遺言者がその場所を指示し、これを変更した旨を付記して特にこれに署名し、かつその変更場所に押印しなければならないことになっています。

自筆証書遺言は書面で作成しなければならず、ビデオテープやカセットテープに記録する方法等、書面を用いない方法では作成できません。また、全文を自署するとは、遺言者自らの筆記によるということの意味し、ワープロ・パソコン等を用い印字して作成した場合には、自署でないという理由で無効となってしまいます。

また、日付がなかったり、「吉日」とする等、日付の特定のできないものは無効です。

氏名については、戸籍上の氏名と同一である必要はありませんが、通称等の場合には、遺言者を間違いなく特定できるものでなければなりません。

また、全文自筆したうえで押印することが必要です。押印のない遺言書は、押印の習慣のない外国人が遺言者であったケースのように非常に限定された事案でしか認められていません。押印に使用する印章は、実印である必要はなく、認め印でも有効であり、遺言者自身の指印も有効とされています（ただ、指印の場合、実務上は遺言者本人のものであるという証明をする際に困難があります）。

加除訂正については、具体的には、(a)訂正個所を2本の線で消し、変更する文字を記入する、(b)訂正個所に押印する（遺言書本文に押印するものと同じの印であることが望ましい）、(c)訂正個所の欄外に「この行何字削除何字加入」と記入するか、

遺言書の末尾に「何行目『××』とあるを『 』と訂正した」と記入する、(d) 訂正の後に署名する、というやりかたを踏まなければなりません。

(ロ) メリット・デメリット

メリットとしては、文字の書ける人であれば誰でも作成でき、特段の費用もかからないこと、作成の事実を誰にも知られないこと等があります。

デメリットとしては、上記のとおりの方を本人自筆で履践しなければならないため、方式不備で無効とされる可能性が高く、専門家が介在しないために内容の解釈について争いが生じる可能性も少なくないこと、公正な保管が確保されないために偽造・変造・紛失・滅失のおそれがあるということ、等が挙げられます。

(2) 公正証書遺言

(イ) 作成方法

公正証書遺言は、普通の公正証書の作成と異なり、必ずしも公証役場で作成される必要はありません。公証人に出張してもらい、自宅や病院で作成することもできます。作成の要件は、以下のとおりです。

(a) 証人 2 人以上を立ち合わせる。

証人は、遺言の作成手続の最初から最後まで立ち会っている必要があります。また、この証人は、誰でもなれるものではなく、1) 未成年者、2) 推定相続人・受遺者及びその配偶者ならびに直系血族、3) 公証人の配偶者・4 親等内の親族、書記及び雇人は、その資格がありません。

(b) 遺言者が遺言の趣旨を公証人に口授する。

遺言の趣旨とは、遺言の内容のことです。口授とは、口頭で言語をもって述べることをいいます。したがって、手話や身振り手振り、質問に対してうなづく等の行為は口授でなく、このような行為をもって遺言書を作成することはできません。口授に用いる言語は外国語でも構いませんが、公正証書は日本語で作成しなければならないため、通訳を立ち合わせる必要があります。なお、平成 11 年改正により、聴覚・言語機能に障害がある方は、手話通訳または筆談により公正証書遺言を利用できるようになっています。

(c) 公証人がその遺言者の口授した内容を筆記し、これを遺言者及び証人に読み聞かせる。

実務上は、公証人が遺言者と面接し、遺言者が「遺言書の趣旨は先に交付した遺言作成の書面のとおり」とか「あらかじめ遺言者の依頼した弁護士が作成して公証人に交付してある原稿と同じ趣旨」ということを述べたときには、この要件をみたす扱いがとられています。なお、聴覚に障害のある方が手話通訳または筆談により公正証書遺言を利用できることは、前項と同じです。

(d) 遺言者及び証人が筆記の正確なことを承認した後、各自これに署名・押印する。

遺言者については、公証人が遺言者と面識がない場合、本人確認のために、公証人が遺言者に対し、「印鑑登録証明書の提出、その他これに準ずべき確実な方法」を要求することが定められています。証人に関してはこのような規定がなく、押印は実印を用いなくても構いません。

また、病気等で遺言者が署名することができないとき、民法は、公証人はその事由を付記して、署名に代えることができるとしています。

(e) 公証人がその証書が適式な手続にしたがって作成されたものであることを付記して、これに署名する。

(ロ) メリット・デメリット

公正証書遺言の原本は公証人役場に20年間保存され、紛失・滅失等のおそれはありません。また、専門家である公証人が関与するため、方式の違背等によって遺言が無効とされる可能性も低いといえます。

デメリットとしては、証人に遺言の内容が知れるために、遺言書の内容を秘密に保つ保証がないということが挙げられます。しかし、手続に関しては、上記のとおり、煩雑そうに見えても実務上は簡易に行われています。そして、無効となることが少なく改変のおそれも少ないというメリットは、遺言者の意思を相続に忠実に反映させることを目的とする遺言において、非常に重要です。このようなことから、遺言は、できれば公正証書遺言の方式によることが望ましいといえます。

(3) 秘密証書遺言

(イ) 作成方法

秘密証書遺言は、遺言の内容を秘密にしておける点に特色をもつ方式であり、次のように作成します。

(a)遺言者がその証書（遺言書）に遺言を書き、署名押印する。

遺言の文章については、自筆、代筆、ワープロ、タイプライター等何でも結構です。作成年月日を必ず記し、最後に署名、押印をします。署名は自筆しなければなりません。押印に使用する印章は、実印でなくてもよく、認め印でも構いません。

(b)遺言者がその証書を封じ、証書に用いた印章でこれに押印する。

(c)遺言者が、公証人と、2人以上の証人の面前に封書を提出して、それが自己の遺言書であること及び遺言者自身の住所氏名を申述する。

言語を発することができない遺言者の場合は、申述に代えて封書を自署します。また、証人となることができる者は、前記の公正証書遺言の証人と同じです。

(d)公証人が、遺言証書の提出された日付及び遺言者の申述を封紙に記載し、遺言者及び証人とともに署名押印する。

公証人は印鑑証明で本人確認をした後、日付、及び遺言者申述の氏名・住所を封紙に記載します。それに遺言者、証人、公証人がそれぞれ署名押印をすれば完了です。秘密証書遺言の場合、遺言者の署名は必ず遺言者本人がしなければならず、公正証書遺言の場合のように、公証人がその事由を付記して署名に代えることはできません。

(ロ)メリット・デメリット

メリットとしては、遺言書の存在を明らかにしつつ内容を秘密にしておけるといふメリットがあります。デメリットとしては、公証人役場に保管させるものでないために紛失・滅失等の危険があること、手続が面倒な割には公証人が内容や証人の資格をチェックする義務がないために要件の不備などで後日紛争となる可能性があること、等が挙げられます。

3 包括遺贈と特定遺贈……遺贈の承認・譲渡制限株式の承継手続について

遺贈は、ある特定の財産を譲渡するか・財産の全部または一定の割合を譲渡するかという点に着目して、包括遺贈（後者）と特定遺贈（前者）に分けられます。

(1) 包括遺贈

包括遺贈の場合、遺言によって承継される点で形式こそ違いますが、その実質は相続とほとんど変わりません。そのため、受贈者は相続人と同一の権利義務をもちます。たとえば、遺贈の承認・放棄に関しても、相続人の承認・放棄の規定が適用され、遺言者が死亡したと自分に遺贈があったことを知ったときから3ヶ月以内に家庭裁判所に放棄の申述をしなければ、単純承認したとみなされます。

また、株式の包括遺贈を受けた場合は、相続による承継と同じく、譲渡制限会社の株式であっても、取締役会の承認は不要です。ただし、株主としての権利行使に関しては、会社は株主名簿の記載を基準として取り扱えば足りるとされていることから、株主総会の招集通知や配当を受けたりするためには、株主名簿の書換を請求し、書き換えてもらう必要があります。

(2) 特定遺贈

特定遺贈の場合は、遺贈を承認することも放棄することも自由です（民法986条）。しかし、いつまでも承認も放棄もしないままでは法律関係が不安定です。そこで、民法は、特定遺贈の遺贈義務者や利害関係人等は、相当の期間を定めて、承認するか放棄するかはつきりするよう催告することができると定めています。その期間内に回答がなければ承認したものとみなされます。

また、株式の特定遺贈を受けた場合は、譲渡制限会社の株式であれば、一般の株式譲渡と同じく取締役会の承認手続が必要です。特定遺贈は、遺言者の意思による特定の財産の無償譲渡であり、性質的には、相続よりも一般の譲渡（贈与）に近いからです。株主としての権利行使について株主名簿の書換が必要である点は、包括遺贈の場合と同様です。

4 有効に遺言ができるか（遺言能力による有効性の問題）

遺言をする時点において遺言者に病気や痴呆、精神障害等があった場合には、遺言能力に問題があるとして遺言の有効性が問題となります。

遺言能力とは、有効に遺言をなす能力のことです。遺言能力は、意思能力があればよいとされており、行為能力があることは必要ではありません。意思能力とは、自分が行う行為の意味内容や結果について認識することができる能力（事理弁識能力）ということで、このような能力が欠ける状態で遺言をしても、その遺言は無効です。

未成年者や、民法上の補助、保佐、成年後見等を受けている人（被補助人、被保佐人、成年被後見人）は、行為能力が欠ける者として取り扱われていますが、遺言に関しては、その人が遺言をする時点について意思能力があれば基本的に可能です。そのため、遺言の有効性に関しては以下のような定めがおかれています。すなわち、満15歳に達した者であれば遺言能力があり、未成年者であっても満15歳に達していれば、法定代理人の同意がなくても遺言をすることができます。また、遺言者が成年後見を受けている人（成年被後見人）であっても、遺言の時に事理を弁識する能力があれば、医師2人以上の立ち会いのもとに有効に遺言をすることができます。

また、被保佐人及び被補助人が借財や不動産の売却のように民法12条1項所定の行為をする場合、保佐人または補助人の同意が必要ですが、このような行為を含む遺言をする場合には、同意は不要です。

相続紛争では、遺言の有効性をめぐって、遺言能力の有無が争われることが多々あります。遺言は、オーナーが元気なうちに作成しておくことが望ましいでしょう。

5 一度なした遺言を再考したいとき

いったん遺言書を作成したが、あとで考え直し、その遺言を無かったことにしたいということもあります。この場合、どうしたらよいでしょうか。

(1)遺言がもともと無効であったとき

まず、遺言が、所定の方式に欠けていた等の理由でもともと無効であれば、法的には、そのような遺言は「無かった」と同じです。ただし、遺言者が死亡した後、遺言が有効かどうか紛争になった場合、遺言の無効を主張する者は、裁判所に遺言無効確認の訴えを提起することになります。無効となる原因が客観的に明らかであれば問題はありませんが、状況や証拠次第で有効とされる余地がある場合には、もともと無効な遺言であっても、何らかの方法でその旨を明確にし、争議を残さないようにしておくべきでしょう。なお、無効である行為について取消を行うことも、特段、問題はないものとされています。

(2)遺言の撤回・取消

また、遺言は、遺言者が死亡したときから効力を生じます。そして、遺言者はいつでも遺言の方式にしたがってその遺言の全部または一部を取り消すことができ、その遺言の取消権を放棄することはできません。すなわち、いったん遺言書を作成した場合でも、遺言者が死亡するまでの間にその内容を撤回したいと考えれば、いつでも、全部または一部を取り消すことができます。逆に言えば、いったん遺言によって財産を譲り受けることとされた者は、実際に相続が開始するまでの間にそのような遺言が取り消されても、過去の遺言の内容に基づく権利を主張することはできません。

ただし、このような取消は「遺言の方式」にしたがって行わなければ意味がないので、一度なした遺言を変えたい・なかったことにしたいという場合には、実際に方式どおりの行為をしなければならない点、留意する必要があります。もっとも、民法は、遺言者が故意に遺言書を破棄した部分については、遺言を取り消したものとみなすとしており、このような方法をとることも可能です。

なお、内容が抵触する複数の遺言書があるとき、その抵触する内容に関しては、新しい方の遺言で古い方の遺言を取り消したものとみなされます。これは、遺言が遺言者の最終の意思表示を尊重する制度だからであり、このことから、遺言を作成する場合にも取り消す場合にも、日付が明確に記されていることが重要となっています。

(3) 詐欺・強迫による遺言の取消

詐欺または強迫によって遺言がなされた場合、そのような遺言も一応有効ですが、取消を行えば無効にすることができます。

6 相続開始後、遺言はどのように実行されるか

(1)遺言書の検認・開封

遺言書の保管者は、相続の開始を知った後、遅滞なくこれを家庭裁判所に提出して、検認の手続を行うよう請求することが必要です。遺言書の保管者がいない場合に、相続人が遺言書を発見したときも同様です。ただし、公正証書遺言の場合は、検認は不要です。また、封印のある遺言書は、家庭裁判所で相続人またはその代理人の立ち会いをもって開封しなければなりません。このような検認及び開封の規定に違反した者については、過料の制裁が定められています。

検認は、遺言書の形式・態様等を調査・確認し、偽造・変造を防止して、その保存を確実にするための手続です。遺言書の効力の有無と検認手続は無関係であり、検認をすませた遺言書であっても、これが無効とされる可能性は残ります。

(2)遺言の執行

「遺言の執行」とは、遺言が効力を生じた後に、遺言の内容を法的に実現するのに必要な処理をすることをいいます。

遺言事項の中には、遺言の執行が必要なものとそうでないものがあります。遺言の効力発生とともに当然に遺言の内容が実現されるものは、遺言の執行をする必要がありませんが、そうでないものは、遺言執行者が、遺言内容を現実化するために必要な手続を執り行うこととなります。

(イ)遺言執行者

遺言執行者には、遺言者が遺言により指定したり、その指定を第三者に委託する「指定遺言執行者」と、指定遺言執行者がいないとき、利害関係人の請求によって家庭裁判所により選任される「選定遺言執行者」があります。

指定遺言執行者は、1人にすることも複数人にすることも可能です。選定遺言執行者を請求できる利害関係人とは、相続人、受遺者、これらの者の債権者または不在者管理人、相続債権者及び相続財産管理人等です。

未成年や破産者は遺言執行者にはなれません。

遺言執行者の解任は、遺言執行者が任務を怠ったときその他正当な事由があるときに、利害関係人の請求によって、家庭裁判所に請求して行います。また、遺言執行者は、正当な事由があるとき、家庭裁判所の許可を得て、自ら辞任することができます。

(ロ)遺言執行者の職務権限

遺言執行者は、就職後遅滞なく、相続財産の目録を調製して、これを相続人に交付しなければなりません。相続人の請求があるときは、その立ち会いをもって財産目録を調製し、または公証人にこれを調製させなければなりません。

遺言執行者は、相続財産の管理その他遺言の執行に必要な一切の行為をする権利義務をもちます。ただし、遺言が特定の財産に関する場合には、遺言執行者の職務権限はその財産に限定されます。

(ハ)遺言執行費用

遺言執行者に対する報酬は、遺言者が遺言で定めることができます。遺言で定められていないときは、相続財産の状況その他諸般の事情を考慮して家庭裁判所が定めることができます。

また、遺言の執行に要する費用は、相続人の遺留分を害しない範囲で相続財産の負担となります。

7 遺言によって実現したい内容に課される制限（遺留分）

前記しましたように、遺言の内容が全てそのまま実現されるとは限りません。法律が遺言内容を修正するものとして、遺留分の制度があります。

遺留分制度とは、相続財産につき、一定の立場にある相続人に対しては、被相続人本人の意思に反してでも一定の割合（遺留分）だけの承継を保障するという制度です。

(1)遺留分をもつ相続人

配偶者、子、直系尊属（父母・祖父母等）です。ただし、相続の欠格、廃除、放棄によって相続権を失ったものは、遺留分の権利もありません（代襲相続が可能な場合、代襲者は遺留分を主張できます）。

(2)遺留分の割合

遺留分として民法の定めにしたがって分配しなければならない相続財産（総体的遺留分）は、相続人が直系尊属しかいない場合は相続財産全体の3分の1、それ以外の場合は相続財産全体の2分の1です。

各相続人個人が承継する個別的遺留分は、上記総体的遺留分を法定相続分の割合で分配したものです。

すなわち、遺留分の額 = 遺留分算定の基礎となる財産（下記(3)）× 当該相続人の法定相続分、となります。

(3)遺留分算定の基礎となる財産の確定

遺留分算定の基礎となる財産 = 相続開始時に被相続人が有していた財産の価格 + 被相続人が生前贈与した財産の価格 - 債務全額、です。

(イ)被相続人が相続開始時に有していた財産の価格

被相続人が贈与した財産や死因贈与した財産もこれに含まれます。

系譜・祭具等の祭祀財産や、恩給受給権のように被相続人の一身に専属する権利は、これに含まれません。

(ロ)贈与

相続人が生前贈与した財産のうち、当事者双方が遺留分権利者に損害を加えることを知って贈与した財産、及び、相続開始前の1年間に行われた贈与財産については、遺留分算定の基礎となる財産に含まれます。

また、不相当な対価でなされた有償行為は、契約当事者双方が遺留分権利者に損害を加えることを知っていた場合に限り、「贈与」とみなされます。この場合、そ

の目的物の客観的な価値から対価の額を控除した額が、遺留分算定の基礎となる財産に含まれます。

また、「贈与」が特別受益（共同相続人において、被相続人から生前に婚姻、養子縁組のため、もしくは生活の資本として受けた贈与）の場合は、贈与の時期や損害を加えることを知っていたか否かにかかわらず、遺留分の額からその者の受けた特別受益を差し引いてその者の遺留分を算定します。

なお、「贈与」が負担付贈与である場合には、その目的物の価額中から負担の価格を差し引いて算定します。

(八)債務

公租公課などの公法上の債務も含まれます。

相続財産に関する費用（相続財産管理費用等）や遺言執行費用は、これに該当しないとされています。

(4)遺留分減殺請求権

遺留分を持つ相続人が被相続人から得た純財産額がその者の遺留分の額にみたないときは、遺留分の侵害があることとなります。この場合、侵害を受けた者は、遺留分減殺請求権を行使して、侵害された遺留分に相当する財産を請求する（財産が侵害者に給付される前の場合は、侵害者に対する当該部分の給付を拒む）ことができます。

遺留分減殺請求権の行使の方法は、遺留分権利者（その承継人を含む）から相手方に対する意思表示をすれば足りる。とはいえ、遺留分減殺請求権は「遺留分権利者が遺留分侵害のあったことを知ったときから1年」で消滅時効にかかってしまう関係上、この期間内に、行使の日付の点も含めてはっきりした証拠の残る方法によって行うべきです。裁判上の請求として行う場合を除けば、配達証明付内容証明郵便の方法が適切でしょう。

行使の相手方は、原則として、減殺されるべき処分行為によって直接利益を得ている受遺者、受贈者です。例外として、相続等による包括承継人や、遺留分侵害の事情を知っていながらその財産を承継したり質権・抵当権等の各種権利を設定したりした者があれば、その者に対して行使します。

遺留分減殺請求権を行使すると、原則として、遺留分侵害をきたす遺贈または贈与は失効します。目的物の一部だけが減殺の対象となる場合には、その目的物については、相手方と遺留分権利者との共有関係になります。

遺留分の権利を放棄することは可能ですが、相続開始前に放棄する場合には、家庭裁判所の許可を受ける必要があります。

(5)事業承継プランにおける遺留分対策

遺留分減殺紛争を予防するための対策としては、(イ)遺留分を侵害しない遺言をすること、(ロ)遺留分権利者となる相続人に遺留分の放棄をさせること、(ハ)価額賠償の準備をすること、等があります。

(イ)遺留分を侵害しない遺言

遺留分を侵害しない遺言にするには、各相続人に遺留分相当額以上の財産を相続させる遺言にしておく、遺産の一部についての遺言にとどめておく、遺留分を侵害されそうな相続人に対して生前贈与をしておく、等があります。

(ロ)遺留分の放棄

遺留分の放棄は、本人の申立により行います。相続発生後は勿論、相続発生前でも可能ですが、相続発生前の場合には、家庭裁判所の許可が必要です。

遺留分の放棄は、遺留分を侵害される相続人の自発的な意思に基づくことが必要であり、従来、現実には困難でした。しかしながら、平成15年度税法改正で新設された相続時精算課税制度(本書第4章第1・4参照)を利用して贈与することによって、遺留分の放棄はたいへん現実的なものとなっています。たとえば、後継者以外の相続人が、被相続人が死亡し相続開始してから遺産として10億円相続するよりも、被相続人が生存している時点において2億円の贈与を受けることを望む場合もありますが、これまでは、贈与税が相続税よりも高額であることを恐れて何の措置もとられずに相続紛争に発展するケースも見受けられました。しかし、上記制度により生前贈与と相続との税制度の障壁が低くなったことに伴い、オーナーと相続人(非後継者)の相互の希望を適切にコーディネートすることによって、オーナーが生前に贈与をし、その際、当該相続人が遺留分放棄の適法な手続をするというかたちで事業承継を成功させる事例が増えてきています。

(ハ)価額賠償の準備

原則として、遺留分減殺請求を受けた受遺者・受贈者は、遺留分権利者に対し、贈与または遺贈を受けた財産そのものについて、その遺留分侵害となる割合を返還しなければなりません。贈与(ないし遺贈)財産が金銭のように分割可能なものであれば問題はありませんが、株式や不動産のように、後継者とそうでない者との間

に共有関係を持たせたくない財産については、問題が生じます。たとえば、贈与または遺贈を受けた財産が土地であった場合、この土地の遺留分侵害となる割合について遺留分権利者が共有持分をもつことになり、共有物分割の手続をしないかぎり、このような複雑な権利関係が続きます。

このような不都合を回避するのが価額賠償です。価額賠償とは、財産の現物そのものではなく、その価額にあたる金銭をもって、遺留分侵害分を返還することをいいます。遺言により遺留分の返還を価額賠償の方法で行うよう定めておくことができますので、そのような遺言を用意するとともに、価額賠償の弁償金を後継者が支払うことが可能となるようにしておくといでしょう。弁償金相当の金銭を特定の相続人に承継させる方法としては、相応の現金・金融資産を遺言により遺贈したり、遺留分減殺請求を受ける相続人を受取人とする一定金額以上の生命保険に加入しておく、等があります。

第3 贈与による承継

法定相続では、相続人と相続割合が法律によって決まっているだけで、被相続人の意思で特定の人に特定の物を相続させるということができません。この点、贈与では、遺言同様、事業を承継させたい後継者に対し、経営に必要な会社株式を確実に承継させることができます。また、贈与は遺言と違い、オーナー経営者の生前から時間をかけて計画的に行うことができます。もっとも、贈与税は相続税より高額になるのが一般で、贈与の回数や株数（非公開会社の場合、価額算定だけをとってみても、さまざまな考慮を要します）等、具体的な実行プランについては、十分な税務面の検討が必要となります。

贈与では、遺言のように厳格な方式は必要ありません。また、契約として双方の意思の合致を必要とするため、財産をもらい受ける側から自分のもらい受ける財産を確認できることとなります。

1 贈与について

(1) 贈与とは

贈与とは、当事者の一方が相手方に対し自己の財産につき「ただあげる」という意思を表示し、これを相手方が「もらう」と受諾することで成立する契約です。単独行為でなく契約であるため、相手が受諾することが必要となります。そのため、相手に知らせずに「贈与する」などと書面を書いても、それだけでは贈与は成立しません。

贈与には、生前贈与と死因贈与があります。また、その内容によって、負担付贈与とそうでない贈与に分けられます。

また、方式によって、書面による贈与と書面によらない贈与に分けられます。

(2) 負担付贈与

贈与は、基本的には、あげる側が贈与の義務を履行するという片務契約（当事者のうち一方のみしか義務を負わない契約）とされています。しかし、贈与には負担付贈与といわれるものもあります。負担付贈与は、受贈者（もらう側）が一定の給付をする債務を負担する贈与です。たとえば、養親の老後の扶養をする代わりに財産を贈与するなどという契約が負担付贈与です。

負担付贈与は、負担部分と贈与の部分を一体として成立しており、受贈者が負担を履行していれば、後述の「書面によらない贈与」でも取り消すことができなくなるということに注意が必要です。

もっとも、すでに引渡等の履行が済んでしまった等、撤回できない贈与であっても、判例上、いわゆる「忘恩行為」として撤回を認めている事例があり、その多くは、扶養等の義務の不履行を負担付贈与における負担義務の不履行として構成しています。しかし、日本の民法は贈与は撤回できないことを原則として特別その例外を置いていないことから、そのような「忘恩行為」というものは、裁判所が、信義則上放置できない非常に酷な例において当該贈与者を救済するために限定的に認めているものにすぎず、受贈者の行為に高度の背信性があることや贈与者の生活の困窮していること等、大変厳しい要件をみたすことが必要となります。贈与をするにあたっては、のちに撤回したいなどということのないよう、上記のことを前提とした考慮が必要です。

(3)死因贈与

(イ)死因贈与とは

死因贈与は、贈与者の死亡によって効力を生じる贈与のことです。死因贈与も贈与であり、贈与は契約ですから、贈与者の贈与意思と受贈者の贈与を受ける意思が合致して初めて成立します。この点で、単独行為である遺贈とは異なります。しかし、死因贈与も遺贈も贈与者の死亡により効力を生じる点で類似するため、方式や遺言能力に関するものなど単独行為的性質の規定を除き、遺贈に関する規定が死因贈与に準用されます（民法 554 条）。

生前贈与が贈与税の対象となるのに対し、死因贈与は、相続税の対象となります。

(ロ)死因贈与の取消

遺贈は、遺言者が遺言の方式にしたがっていつでも取り消すことができます（民法 1022 条）。最高裁の判例では、死因贈与についても、遺言同様いつでも取り消すことができ、かつ、遺言の方式による必要はないものとしています（最判昭 47.5.25）。もっとも、和解のなかで死因贈与につき取り決めた事例で、特段の事情があるとして当該死因贈与を取り消すことができないとした判例もあり（最判昭 58.1.24）、原則的には自由な撤回を認めつつ、特段の事情のある場合には例外を認めるのが最高裁の立場とみられます。

(ハ)死因贈与と仮登記

死因贈与による受贈者の期待権については、仮登記（不動産登記法 2 条 2 号）することができます。受贈者の当該仮登記手続を贈与者が承諾したことを証書上に記載しておけば、不動産登記法 3 2 条により受贈者の単独申請で仮登記することができます。

2 株式贈与の方法

(1) 書面によらない贈与

「書面によらない贈与」は、書面を作らず口頭で「〇〇を××に贈与する」旨の意思を表示し、相手がこれを受諾するものです。このような贈与も法律上有効です。しかし、書面による贈与と比べるとその効力は弱く、履行が終わらない限りいつでも撤回できます。撤回の意思表示は贈与の相手方に対してすることを要します。

逆に、履行してしまえばその部分については撤回できません。「履行が終わった」とは、原則としてその物ないし債権証書の引渡をいい、これには簡易の引渡を含みます。

株式の譲渡について、法は、「株式を譲渡するには株券を交付することを要す（商法205条）」としています。そのため、株式の贈与について「履行が終わった」というには、原則として、株券の交付を要します。ただし、株券発行が不当に遅滞している場合はその限りではないとの判例がいくつかあります。また、30年間株式の発行されていない同族会社で父から子へ株式を贈与した事案について、当該事情のもとでは、贈与する合意があれば株式の交付がなくても意思表示のみによって株式を移転する効力が生じ、遅くとも税法上の申告手続がなされた時点においてその履行が完了したものというべきとした裁判例もあります（東京地判平元.6.27）。

また、会社に対する関係で、取得者が株主としての取り扱いを受けるためには株主名簿の記載変更手続を要します。法は「株式の移転は取得者の氏名及住所を株主名簿に記載するに非ざれば之を以て会社に対抗することを得ず（商法206条）」とし、会社は株主名簿の記載にしたがって株主の処理をすれば仮に名簿の記載と真の株主が違っていても免責されることになっているからです。

(2) 書面による贈与

「書面による贈与」とは、書面を作成して行う贈与です。遺言のように厳格な方式は定められていませんが、無用の紛争を起こさないためには、誰が誰に何をいつ付けて贈与することが明確になるよう意識するとよいでしょう。特に贈与の対象物については、不動産であれば所在地や家屋番号等、株式であれば正式名称と株式何株分を誰に等、はっきり特定できるよう記載することが大切です。後日の紛争防止のためには、贈与の日付と署名も書いておくとよいでしょう。死因贈与にしたいのであればその旨も明確にする必要があります。負担付贈与にしたいのであれば、その負担の内容についても誰が誰に対してどのような義務を負うのか等、要点について明確にしておきましょう。

3 後継者等に対する株式の贈与

(1) 自社株の贈与を効果的に行うには、以下の点がポイントとなります。

(イ) 誰に贈与するのか

(ロ) どのような方法で贈与するのか

(ハ) どれだけ贈与するのか

(ニ) 贈与の証拠をどのように残すか

相続税を心配するあまり、後継者のみならず、兄弟・甥姪・遠縁の親戚にまで株式を贈与して分散させる例も見かけます。しかし、株式が分散すれば、当然、オーナー及び後継者の会社を支配する基盤が小さくなります。支配基盤が小さくなり他に同程度の持分割合を持つ株主がいるような状態では、後継者の会社経営は困難をきわめます。

現在は友好的株主といえる親戚であっても、代替わりすればどんどん遠縁になります。そうでなくても、親族間での相続には「争族」と揶揄されるほど紛争が多いのが現実です。このように、分散にはリスクがあり、基本的に、株式はできる限り後継者本人（場合によってはその直系の子を含む）に集中させておくべきです。

相続税については、しかるべき対策をもって手当てすることを考えましょう。この点は、本書でも、「第4章 事業財産の承継と税」及び「第5章 事業財産の承継と節税方法」の項においてご説明しています。いつどれだけの株式を贈与するのがよいか、税務当局に対する証拠を残すという意味で一定の納税をも考慮すべきかという詳細については、当該項目をご参照ください。

(2) その他

贈与についても、遺留分の制限が影響します。すなわち、遺留分を侵害する贈与は、遺留分減殺請求の対象となります。具体的には、相続開始前の1年間に行われた贈与、

それより前であっても当事者双方が遺留分権利者に損害を加えることを知りつつ行った贈与、については、遺留分減殺請求権を行使される可能性があることに留意が必要です。この点の詳細については、本書第3章・第2「遺言による承継」の中の遺留分の項をご参照ください。

第4 売買による承継

1 贈与との比較

株式を承継するには、売買による方法もあります。

売買も贈与も株式の移転をもたらすものですが、資金負担やコストを考え、どちらが有効かを検討することになります。

まず、資金負担の多寡については、買い受けには株式購入資金が必要となります。必ずしもキャッシュによる必要はなく、借入金による取得も可能ですが、その場合、利息等返済条件がコスト的に見合うものでなければなりません。すでに当該会社の取締役となっている者が自ら会社から資金を借りて購入する場合には、取締役の利益相反行為（商法265条1項）として、取締役会の承認を要することに留意します。この点、贈与であれば、取得者は贈与税を負担するだけです。

2 株式譲渡の方法

手続面では、株式の移転に伴う手続が必要となります。すなわち、株式を移転する法的要件であり買受人の取得を確定的にするための株券の交付、買受人が会社に対し株主の地位を対抗するための株主名簿の書換が必要です。この点は贈与と同じです。

法理論的には売買当事者間における売買の約束で契約自体は成立しますが、実務上は、譲渡の内容及び事実を確実に証するために株式売買契約書を作成しておくべきです。このほか、定款に譲渡制限をおいている会社では、当該譲渡に取締役会の承認手続が必要です。事後の売買の存否に関する紛争防止や、税務上の否認を防ぐための証拠としては、売買代金の決済を明確にしておくことや、譲渡所得について確定申告することも必要になってきます。対価の支払いがないこと、実際の価値よりも不当に廉価で譲渡したことなどを税務当局が認識すれば、本来の対価分と実際の支払額の差額を贈与として課税されることにもなるからです。

3 その他

そのほか、持株会社等を利用した組織的形態の株式譲渡もあり、事業承継に活用することができます。詳細は「第7章 M & A と事業承継」の項をご参照ください。

第4章 事業財産の承継と税

第1 事業財産の承継にかかる課税のしくみ

1 事業財産の承継の態様と課税方法の概要

オーナー経営者にとって、次世代に承継させることが必要な最も重要な財産は、自社株です。

会社オーナーが次世代に自社株を承継させる場合、相続・贈与、売買及び増資等の活用の3つの態様が考えられます。

この3つの方法・態様毎に課税の方法と課税対象となる自社株の税法上の評価の定めが異なります。

以下に態様別に課税方法と税法上の評価方法を記述いたします。

2 相続による承継

(1)相続税の課税方法

自社株を相続する場合は、(2)で詳述する相続税の課税上の評価が行われたうえで、他の相続財産と合算され、以下の手順により相続税が計算されます。

(イ)相続財産の課税価格の計算

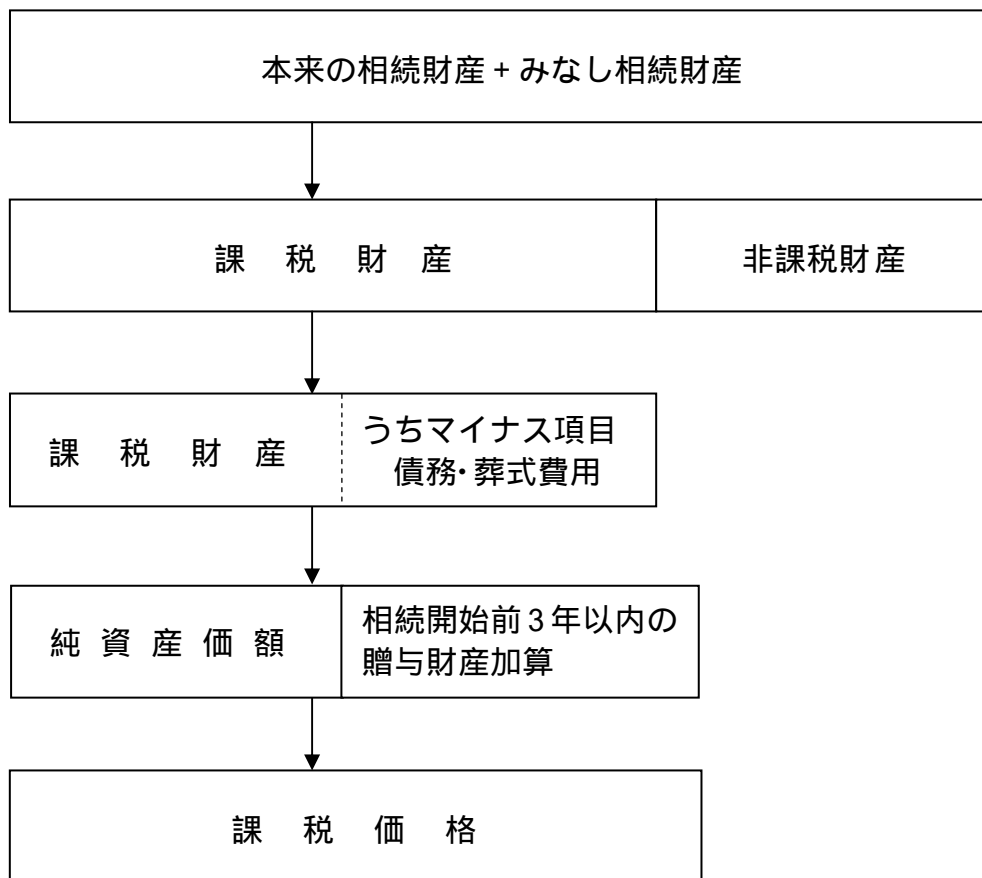
相続財産の課税価格は、自社株が含まれる本来の相続財産と、みなし相続財産、相続開始前3年以内の贈与財産の合計から、非課税財産、債務及び葬式費用を控除して計算します。

なお、本来の相続財産とは、相続又は遺贈により取得した財産の全部を言います。具体的には被相続人が所有していた現金、預金、有価証券、不動産等が該当します。

次に、みなし相続財産とは、法律的には相続又は遺贈により取得した財産ではないが、実質的には相続又は遺贈による財産取得と同視すべきものを言います。具体的には被相続人が保険料を負担していた死亡保険金や死亡退職金が該当します。

また、非課税財産とは、相続又は遺贈により取得した財産のうち、社会政策的見地、国民感情等を考慮して課税対象から除かれているものを言います。具体的には、墓地、仏壇、生命保険金のうちの一定金額部分等が該当します。

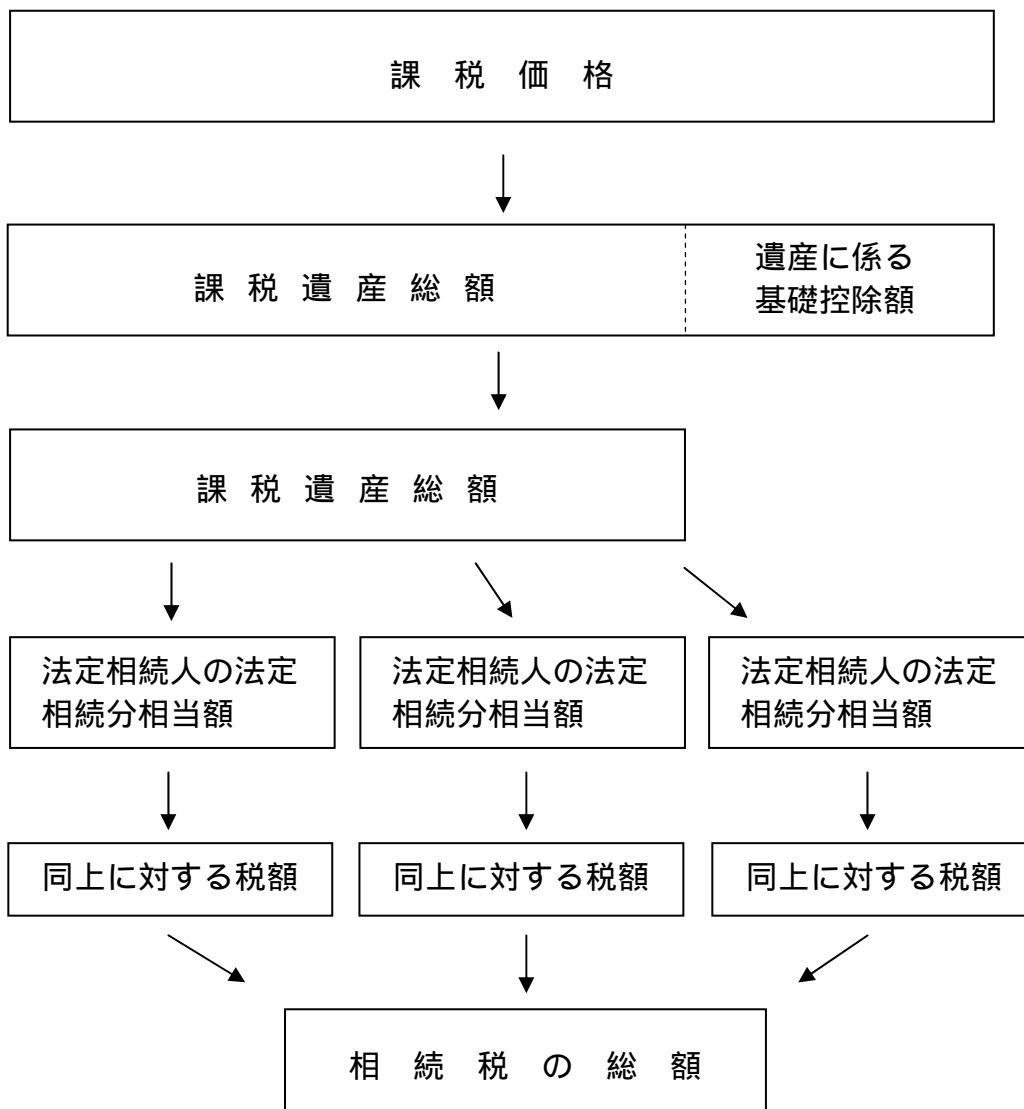
計算過程を図示すると次のようになります。



(ロ)相続税の総額と各人の税額の計算

相続税額は、次のような流れで算出します。

まず、(イ)で算出した課税価格から、基礎控除額を控除して、課税遺産総額を算出します。基礎控除額は $5,000 \text{ 万円} + 1,000 \text{ 万円} \times \text{法定相続人の数}$ で算出します。次に、課税遺産総額を法定相続分に応じて取得する場合の法定相続人の取得金額に対する相続税額を算出します。この各法定相続人の取得金額に対する相続税額の合計額が、相続税の総額となります。ここまでを図示すると、次のようになります。



次に各人の相続税額は、相続税の総額を各人の相続財産の割合によって按分して算出します。算式にしますと次のとおりです。

$$\text{各人の相続税額} = \text{相続税の総額} \times \frac{\text{各人の課税価格}}{\text{課税価格の合計額}}$$

なお、相続税の総額を計算するために法定相続人の法定相続分相当額の相続税額を算出するうえで、下記の「相続税の速算表」を用いると便利です。

相続税の速算表

法定相続分 に 応 ず る 取 得 金 額	千円 10,000 以下	千円 30,000 以下	千円 50,000 以下	千円 100,000 以下	千円 300,000 以下	千円 300,000 超
率	10 %	15 %	20 %	30 %	40 %	50 %
控除額	千円 0	千円 400	千円 1,200	千円 7,000	千円 17,000	千円 47,000

(2)相続税の課税での自社株の評価

相続での自社株の評価方法は相続税財産評価基本通達（以下「財基通」）に取引相場のない株式の評価として定められています。

評価方法の概要を箇条書きしますと次のとおりです。

- ・ 自社株の評価方法として、まず原則的評価法と配当還元法に大別されます。
- ・ この区別は、相続等で自社株を取得する人のその取得後の自社での株式の議決権割合に応じて決定されます。（章末＜参考＞ 1、(1)参照）
- ・ 原則的評価法に区分されると、次に会社の規模に応じて、類似業種比準価額方式、純資産価額方式、両社との併用方式のいずれかに決定されます（＜参考＞ 1、(2)(イ)、(ロ)参照）。
- ・ 類似業種比準価額方式及び純資産価額方式の評価方法についても、細かく財基通に定められています（＜参考＞ 1、(3)、(4)参照）。
- ・ ただし、原則的評価法に区分される場合でも、特定の条件に合致しますと、特別の評価方法が適用されます。例えば、会社の財産の総額の内における株式の割合が一定割合以上ですと、株式保有特定会社として特別の評価が行われます（＜参考＞ 1、(5)、(6)参照）。

詳細については、章末＜参考＞ 1 財産評価基本通達による取引相場のない株式の評価をご覧ください。

(3) 相続による承継のメリット・デメリット

(イ) 相続による承継のメリット

(a) 基礎控除額が大きい

相続税の基礎控除額は「5,000万円 + 1,000万円 × 法定相続人の数」で計算され、贈与税と比較して大きいことが挙げられます。基礎控除の金額は非課税枠と言えますので、基礎控除額が年間110万円と小さい贈与税に比べて、非課税で移転できる財産が多くなります。また、税率についても、贈与税に比較して累進税率の上昇が緩やかであるため、同じ課税価格であっても、相続税の方が贈与税よりも低い税率が適用されることとなります。

(b) 配偶者の税額軽減の特例

配偶者が相続又は遺贈による財産を取得した場合に、配偶者の法定相続分と1億6000万円のうちいずれか大きい方の金額までなら税金がかかりません。この特例の趣旨は、夫婦という同一世代間の財産移転であり、遠からず次の相続が発生すると予想されること、残された配偶者の生活保障の配慮、被相続人の遺産形成に対する貢献等を考慮したものと言われています。

(c) 相続財産としての非公開自社株の株価評価については、財産評価基本通達において評価方法が定められており、画一的に株価が決まることとなります。財産評価基本通達による自社株の評価額は、通常、別の算式にて計算される譲渡の場合における「時価」よりも低くなるケースが多く、この点も相続による承継のメリットとすることができます。

(ロ) 相続による承継のデメリット

(a) 相続税の税率は累進税率となっているため、自社株以外に不動産等の財産が多くある場合には、税率も高くなり納税額も多くなります。

(b) 相続の発生時期は意図的に決めることができないため、自社株の移転時期を選べません。

(c) 全ての法定相続人には財産を相続する権利（遺留分）があるため、後継者以外の他の相続人への財産の配分も考慮しなければなりません。

3 贈与による承継

(1) 贈与税の課税方法

贈与税は、個人から贈与により取得した財産及び贈与により取得したものとみなされる財産に対して課税されます。

(イ) 贈与税の課税価格

贈与税の課税価格は、贈与により取得した財産の贈与时における時価から年間110万円の基礎控除額を控除した金額となります。ここで言う時価は相続税評価額のことを指します。

(ロ) 暦年単位課税

人がその年1月1日から12月31日までの間に贈与により取得した財産及び贈与により取得したものとみなされる財産の合計額に対して課税がされます。

(ハ) 相続税との関連

贈与税は相続税の補完税と言われています。すなわち、相続税は人の死亡により生じてくるものですから、生前に財産を分散してしまうと遺産は減少し、相続税も減少します。この相続税の減少を補うのが贈与税ということになります。

(二) 贈与税額の計算

贈与税額は下記の「贈与税の速算表」により計算します。

贈与税の速算表

法定相続分に 応ずる 取得金額	千円 2,000 以下	千円 3,000 以下	千円 4,000 以下	千円 6,000 以下	千円 10,000 以下	千円 10,000 超
率	10 %	15 %	20 %	30 %	40 %	50 %
控除額	千円 0	千円 100	千円 250	千円 650	千円 1,250	千円 2,250

(2) 贈与税の課税での自社株の評価

2、(2)でご説明した、相続税の課税で適用される自社株の評価方法と全く同一です。適用される評価方法も贈与による取得後の議決権割合により判定しますので、相続の場合と同一です。

詳しくは章末<参考> 1 財産評価基本通達による取引相場のない株式の評価を参照して下さい。

(3) 贈与による承継のメリット・デメリット

(イ) 贈与による承継のメリット

(a) 贈与税は暦年課税であるため、一年間に 110 万円の基礎控除額が設定されています。したがって贈与による承継は、この 110 万円の基礎控除額を有効に使うために、毎年贈与を実行する場合に効果的です。

(b) 贈与は当事者同士の合意で自由に時期、受贈者、贈与財産を決めることができます。したがって、相続と違っていつでも都合のよい時期に自社株の移転が可能であり、孫や親族でない後継者に自社株を移転させることもできます。

(ロ) 贈与による承継のデメリット

贈与税は相続税と比べて基礎控除額が少なく、税率の上昇度合いが急なため、一時に多くの自社株の移転をする場合には税負担が重くなります。

4 相続時精算課税制度を活用する承継

(1) 制度のしくみと課税方法

相続時精算課税制度は平成 15 年度の税制改正で新に創設された制度です。

親から子へ早期の財産移転を促すために、贈与税と相続税を一体として捉え、生前贈与時の贈与税負担が軽減されることが特徴となっています。

この制度による贈与の基礎控除額は 2,500 万円（控除額に達するまで複数年に渡り使用可能）で、基礎控除額を超えた場合に適用される贈与税率は一律 20%となっており、通常の贈与税よりも優遇されています。その後、相続が発生した時に、その生前贈与財産とを合計した価額を基に計算した相続税額から、既に支払ったこの制度による贈与税額を控除して相続税を計算することにより、贈与税と相続税とを一体化して納税することを可能にした制度です。

(2) 相続時精算課税制度によるメリット・デメリット

(イ) 相続時精算課税制度によるメリット

(a) 基礎控除額が 2,500 万円と、通常の贈与と比べて大きいため、贈与税の負担なしで、一度に多額の贈与を行うことも可能です。

(b) 贈与税率が一律 20%と低く抑えられているため、基礎控除額を超える贈与であっても、贈与税の負担が軽減されています。

(ロ) 相続時精算制度によるデメリット

(a) 生前に贈与した財産も、相続発生時に持ち戻しをすることにより相続税の課税対象になります。したがって、将来の相続税に対する節税効果はないと考えられます。

(b) 適用対象者が以下の者に限られています。

贈与者：65 歳以上の父・母

受贈者：20 歳以上の子・代襲相続人

5 売買による承継

(1) 売買による株式譲渡所得の課税方法

株式の売却収入からその株式の取得費を差し引いた株式譲渡益に対して、所得税 15%・住民税 5%の課税が行われます。

株式の譲渡益課税は申告分離課税となるため、給与所得等の他の所得との損益通算はできません。(ただし、同じ年の複数の株式売買取引において、利益と損失がでている場合には、それらの損益を相殺することができます。)

売却の態様による課税関係の詳細は以下のとおりです。

(イ) 個人間の売買の場合

(a) 支配株主間での売買

この場合、株を売却した個人については、売却価額を基に譲渡益が算出されれば譲渡所得税(申告分離課税)が課されます。

また、売却価額が適正な価額を下回る場合には、適正価額と実際の売却価額との差額は低額譲渡として売却した個人から譲受した個人への贈与とみなされて贈与税が課されます。

(b) 支配株主から少数株主への売却

この場合も課税関係としては、株を売却した個人については譲渡所得税が、また、適正な価額を下回る売却価額については、その差額に対して譲受けた個人に贈与税が課されることとなります。

(c) 少数株主から支配株主への売却

この場合においても、株を売却した個人に対して所得税課税がされ、適正価額を下回る価額により売却がされた場合には、譲受した個人に対し贈与税課税がされます。

(ロ) 個人が法人に対して売却する場合

売却した個人に譲渡所得税が課税されますが時価の 1/2 未満であるケースでは、売却した個人に対して時価により売却があったものとみなして、譲渡所得税が課されます。

購入を行った法人に対しては適正価額であれば課税は行われませんが、個人にみなし譲渡所得税が課されるケースでは、時価と購入価額との差額について受贈益として法人税の課税が行われます。

(ハ) 法人が自社株を売却する場合

売却益に対して法人税が課税されますが、法人が自社株等の株式時価よりも低い価額で売却するケースでは、時価で譲渡したものとみなして時価と売却価額との差額を譲渡益として計上するとともに、相手方に対する贈与税又は寄付金として計上するという形で法人税が課税されます。

(2) 株式譲渡所得課税での自社株評価

取引の主体により、税法上の適正額が異なります。

その概要を箇条書きにしますと次のとおりです。

(イ) 個人間での売買の場合

- ・ 支配株主間での売買では、相続税評価における原則的評価法による価額が税法上の適正価額となります。
- ・ 支配株主から少数株主への売却では、相続税評価における配当還元法による価額とすることができます。
- ・ 少数株主から支配株主への売却では、相続税評価における原則的評価法による価額が税法上の適正額となります。

以上、詳細は章末<参考> 2、(1)を参照して下さい。

(ロ) 個人が法人に対して同族株を売却する場合

- ・ 所得税法基本通達 59-6 に定める「1株又は1口当たりの純資産価額等を参酌して通常取引と認められる価額」が適正な時価とされ具体的には一定の条件のもとに、相続税の財産評価基本通達の例により算定して価額とされています。

詳細は、<参考> 2、(2)を参照して下さい。

(ハ) 法人が同族株式を売却する場合

- ・ 法人税基本通達 9-1-13 及び 9-1-14 を準用して適正価額を算定することとなります。

詳細は<参考> 2、(3)を参照して下さい。

(3) 売買による承継のメリット・デメリット

(イ) 売買による承継のメリット

当事者同士の合意でいつでも自由に取引ができます。

また、売主の株式譲渡益に対する税率が一律 20%となっているため、一度に大量の譲渡を行っても適用される税率が変わることはありません。

(ロ) 売買による承継のデメリット

譲受者が株式買取資金を用意しなければなりません。

また、売主の手元に残る株式売却資金は、既に株式譲渡所得税が課税されておりますが、そのまま保有している場合には、更に相続税の課税財産となってしまいます。

6 増資を活用する承継

(1) 増資の場合の課税方法

(イ) 株主割当増資の課税方法

株主割当増資は、全株主に持株割合に応じて新株を発行する方法です。全株主が増資に応じた場合には、各株主間の持株割合に変動はありませんので、発行価額がいくらであっても、課税関係は生じません。ただし、同族会社において時価より低い価額で増資があった場合に、株主である同族関係者の中に増資を引受けなかった者がいる場合においては、同族関係者間で、引受けをしなかった同族株主から引受けをした同族株主に対し、株式の価値が移転した分の贈与があったとして、認定課税される可能性があります。この場合には、引受けをした株主に対し、その贈与とされた金額から1年間に110万円の基礎控除額を差し引いた金額に超過累進税率を適用して計算した贈与税が課税されることとなります。

(ロ) 第三者割当増資の課税方法

既存株主の持株割合に関係なく、特定の者に新株を発行する第三者割当増資では、新株の発行が時価で行われなかった場合に課税関係が生じる可能性があります。例えば、時価よりも低い価額で新株の発行を受けた場合には、価値の高い株式を安く取得したこととなり、その株式価値の差額分の贈与を受けたものとして、贈与税の認定課税が行われる恐れがあります。この場合には、その新株の発行を受けた株主に対し、その株式価値の差額分の金額から1年間に110万円の基礎控除額を差し引いた金額に超過累進税率を適用して計算した贈与税が課税されることとなります。

(2) 増資の場合の課税での自社株の評価

新株発行価額が税法上の問題となるのは第三者割当増資の場合のみです。この場合には第三者割当増資を受ける者によって、税法上の適正価額が異なります。

(イ) 同族個人株主が引受けする場合

相続税評価額が適正価額の基準となります。同族個人株主の場合、相続税評価における原則的評価額が適用されます。

ただし、中心的同族株主が存在する会社で、配当還元価額の適用可能な株主については、配当還元価額での引受けが認められます。

詳細は章末<参考> 1、(1)を参照して下さい。

(ロ)同族関係法人が引受けする場合

法人税法上の時価が適正価額の基準となります。(<参考> 2、(3)参照)

(ハ)取引先等の第三者が引受けする場合

原則として、当事者間で合意された価額が税法上も認められます。

(ニ)従業員、従業員持株会が引受けする場合

相続税評価における配当還元価額が適正価額の基準となります。

(3)増資による承継のメリット・デメリット

(イ)株主割当増資による承継のメリット・デメリット

(a)株主割当増資による承継のメリット

時価に比べて低い価額で新株を発行したときは、一株あたりの単価が下がることとなります。一株あたりの単価が高額になっている会社においては、単価が下がることにより、より細分した株数での贈与や売買による移転を行うことができます。

(b)株主割当増資のデメリット

持株割合に応じて新株が発行された場合には、直接後継者に株式が移転する効果はありません。

(ロ)第三者割当増資のメリット・デメリット

(a)第三者割当増資のメリット

後継者に対して増資を行った場合には、後継者の持株割合を直接増やすことができます。また、同族関係者以外の従業員等に対して増資を行った場合には、配当還元価額等での同族関係者よりも低い時価での発行が可能となり、一株あたりの相続税評価額が下がるため、後継者への移転対策を行いやすくなります。

(b)株主割当増資のデメリット

後継者に対して増資を行った場合、贈与税の課税を避けるためには、時価での発行が必要となりますので、後継者の資金負担が大きくなります。

また、従業員等の第三者に発行する場合は、オーナー一族の持株割合が低下します。

7 金庫株を活用する承継

(1)金庫株の課税方法

(イ)発行会社について

発行会社にとっては、金庫株の売買は資本等取引とされるため、適正な時価で取引されていれば、金庫株の譲渡損益について課税されることはありません（資本積立金の増減となります）。

(ロ)売却側について

株式を金庫株として売却した場合には、収入の種類を配当収入と株式譲渡損益に分けて考える必要があります。

事例

・ 売買金額（適正時価）	50,000 円
・ 取得価額	10,000 円
・ 売却株式に対応する資本等の金額	20,000 円

(a)個人の場合

1)みなし配当の金額

売買金額が売却株式に対応する資本等の金額（資本金＋資本積立金）を超える部分の金額がみなし配当の金額です。売主が個人の場合には、配当所得として総合課税の対象となり、配当控除の適用を受けることができます（「(3)金庫株による承継のデメリット」参照）。

$$50,000 \text{ 円} - 20,000 \text{ 円} = 30,000 \text{ 円（みなし配当）}$$

2)株式譲渡損益の金額

売買金額から取得価額と上記みなし配当額を控除した金額が譲渡益となります（マイナスの場合は譲渡損です）。株式の譲渡損益は分離課税です。

$$50,000 \text{ 円} - 10,000 \text{ 円} - 30,000 \text{ 円} = 10,000 \text{ 円（譲渡益）}$$

(b)法人の場合

1)配当収入の金額

個人の場合と同様です。

法人の場合には受取配当等の益金不算入の適用により、配当収入に対する通常の法人税の課税が軽減されます。

$$50,000 \text{ 円} - 20,000 \text{ 円} = 30,000 \text{ 円}$$

2) 株式譲渡損益の金額

個人の場合と同様です。

$$50,000 \text{ 円} - 10,000 \text{ 円} - 30,000 \text{ 円} = 10,000 \text{ 円 (譲渡益)}$$

(2) 金庫株の場合の課税での自社株の評価

(イ) 個人が売却する場合

所得税法基本通達 59-6 に定める価額が適正価額の基準となります。

詳細は章末<参考> 2、(2)を参照して下さい。

(ロ) 法人が売却する場合

法人税法基本通達 9-1-13 及び 9-1-14 に定める価額が適正価額の基準となります。

詳細は<参考> 2、(3)を参照して下さい。

(3) 金庫株による承継のメリット・デメリット

(イ) 金庫株による承継のメリット

流動性のない非公開の自社株を換金することができます。また、オーナーと後継者が主な株主となっている会社においては、オーナーの保有株式を金庫株として売却した場合には、相対的に後継者の持株割合が増加し、オーナーの持株を移転したのと同様の効果が得られます。この場合、後継者には資金負担が生じません。

(ロ) 金庫株による承継のデメリット

現行の税制では、株式の売却収入の多くが総合課税の対象となる配当所得となり、課税負担が大きくなる可能性があります(注)。また、買取時期や買取可能価額等に制限があり、会社の資金繰りも考慮する必要があります。

(注)以下の条件による金庫株の売却の場合に限り、みなし配当の金額は株式等の譲渡所得等の収入金額として課税されます。

(a) 相続又は遺贈により取得した非上場株式の、その発行会社に対する譲渡であること

(b) 相続税の申告期限の翌日以後 3 年以内の譲渡であること

(c) その相続又は遺贈につき相続税があること

この規定は平成 16 年 4 月 1 日以後の相続等により取得した非上場株式を同日以後に譲渡する場合に適用されます。

< 参考 >

1 財産評価基本通達による取引相場のない株式の評価方法

相続・贈与に関連して自社株の評価をする場合の評価方法は、財産評価基本通達（以下「財基通」）に取引相場のない株式の評価として定められています。

(1) 原則的評価方式と配当還元方式

取引相場のない株式の評価方法として、「原則的評価方式」と、「配当還元方式」の2つの方法があります。このうちいずれの方法によるかは、株式を相続又は贈与により取得した者のその取得後の議決権割合などに応じて決定されます。その株式取得後の議決権割合と評価方法の関係は次の表のとおりです。

株主の態様による区分				評価方法	
会社区分	株 主 区 分				
同族株主のいる会社(注1)	同族株主	株式取得後の議決権割合(注4、注5)5%以上		原則的評価方式	
		株式取得後の議決権割合5%未満	中心的な同族株主(注2)がない場合		
			中心的な同族株主がいる場合		中心的な同族株主 役員である株主又は役員となる株主
	同族株主以外の株主		その他		配当還元方式
同族株主のいない会社	議決権割合の合計が15%以上のグループに属する株主	株式取得後の議決権割合5%以上		原則的評価方式	
		株式取得後の議決権割合5%未満	中心的な株主(注3)がない場合		
	中心的な株主がいる場合		役員である株主又は役員となる株主	その他	配当還元方式
議決権割合の合計が15%未満のグループに属する株主					

上記表で使われている用語の意義等は、以下のとおりです。

(注1) 「同族株主」とは、株主の1人及びその同族関係者の有する評価会社の議決権の合計数が30%以上を占める場合のその株主とその同族関係者をいいます。ただし、評価会社の株主のうち株主の1人とその同族関係者の有する議決権の合計数が、評価会社の議決権総数の50%超を占めるグループがある

場合には、その 50%超を占めるグループの株主だけが「同族株主」となり、その他の株主はたとえ 30%以上のグループに属する場合であっても「同族株主」とはなりません。

なお、「同族関係者」とは、法人税法施行令 4 条（同族関係者の範囲）に規定する者をいい、親族（配偶者、6 親等内の血族又は 3 親等内の姻族）や関係法人（その株主等の議決権割合が 50%以上の法人）等がこれに含まれます。

(注 2) 「中心的な同族株主」とは、同族株主の 1 人及びその配偶者、直系血族、兄弟姉妹、1 親等の姻族（これらの者の特殊関係法人を含みます）の有する評価会社の議決権の合計数がその会社の議決権総数の 25%以上である場合におけるその株主をいいます。

(注 3) 「中心的な株主」とは、株主の 1 人及びその同族関係者の有する評価会社の議決権の合計数がその会社の議決権総数の 15%以上である株主グループのうち、いずれかのグループに単独でその会社の議決権総数の 10%以上の議決権を有している株主がいる場合におけるその株主をいいます。

(注 4) 評価会社が自己株式を有する場合には、その自己株式に係る議決権の数は 0 として計算した議決権の数をもって評価会社の議決権総数となります。（評基通 188-3）

(注 5) 評価会社の株主のうち商法第 241 条の規定により評価会社の株式につき議決権を有しないこととされる会社があるときは、当該会社の有する議決権の数は 0 として計算した議決権の数をもって評価会社の議決権総数となります。（評基通 188-4）

(2) 原則的評価法

会社の判定で、原則的評価方法と判定されますと、次にその評価する会社の規模を判定いたします。その会社の規模に応じて原則的評価方法は類似業種比準方式、純資産価額方式、そして類似業種比準方式と純資産価額方式との併用方式の 3 つの評価方式に分類されます。会社の規模とこれら 3 つの評価方式の関係は、下記の表のとおりに決められています。

(イ)会社の規模による評価方法

大会社	イ．類似業種比準価額 ロ．純資産価額	} イ．ロ．のうち 低い価額
中会社	イ．{類似業種比準価額×L + 純資産価額×(1 - L)} ロ．純資産価額	} イ．ロ．のうち 低い価額
小会社	イ．純資産価額 ロ．(類似業種比準価額×0.5 + 純資産価額×0.5)	} イ．ロ．のうち 低い価額

上記表中Lの割合は、会社の従業員数、業種、規模等に応じて変動します。具体的には、次頁(ロ)以降の判定表を参照して下さい。

(ロ)会社の規模の判定と、中会社のLの判定

- ・従業員数が100人以上の会社は、大会社となります。
- ・従業員数が100人未満の会社は、それぞれ次によります。

(a)卸売業の場合、取引金額、総資産価額、従業員数で判定しますが、該当するもののいずれか上位で判定します。

取引金額 総資産価額 及び従業員数	2億円未満	2億円以上 25億円未満	25億円以上 50億円未満	50億円以上 80億円未満	80億円以上
	・7,000万円未満 又は5人以下	小会社			
・7,000万円以上 (5人以下を除く)		中会社の 「小」 (L = 0.6)			
・7億円以上 (30人以下を除く)			中会社の 「中」 (L = 0.75)		
・14億円以上 (50人以下を除く)				中会社の 「大」 (L = 0.9)	
・20億円以上 (50人以下を除く)					大会社

(b)卸売業以外の業種の場合

取引金額 総資産価額 及び従業員数	8,000万円 未満 〔小売・サービス 業の場合は 6,000万未満〕	8,000万円未満 7億円未満 〔小売・サービス業 の場合は6,000万 以上6億未満〕	7億円以上 14億円未満 〔小売・サービス業 の場合は6億 以上12億未満〕	14億円以上 20億円未満 〔小売・サービス業 の場合は2億 以上20億未満〕	20億円以上
・5,000万円未満 又は5人以下 〔小売・サービス業の場 合は4,000万円未満〕	小会社				
・5,000万円以上 〔小売・サービス業の場 合は4,000万円以上〕 (5人以下を除く)		中会社の 「小」 (L = 0.6)			
・4億円以上 (30人以下を除く)			中会社の 「中」 (L = 0.75)		
・7億円以上 (50人以下を除く)				中会社の 「大」 (L = 0.9)	
・10億円以上 (50人以下を除く)					大会社

(3)類似業種比準価額の評価方式

(イ)類似業種比準価額の計算について

類似業種比準価額は、事業内容が類似する複数の上場会社からなる類似業種の平均株価に比準して計算した金額であり、具体的な計算方法は次によります。

$$\text{類似業種比準価額} = A \times \left[\frac{\frac{(B)}{B} + \frac{(C)}{C} \times 3 + \frac{(D)}{D}}{5} \right] \times 0.7$$

中会社の場合 0.6
小会社の場合 0.5

上記試算中(C)の金額が0の場合は、分母の5は3として計算します。

[符号の説明]

A……課税時期の属する月以前3ヶ月間の各月の類似業種の平均株価及び前年1年間の同平均株価のうち最も低いもの

- B・・・課税時期の属する年分の類似業種の1株当たりの配当金額
- C・・・課税時期の属する年分の類似業種の1株当たりの年利益金額
- D・・・課税時期の属する年分の類似業種の1株当たりの純資産価額(帳簿価額によって計算した金額)

(B)・・・評価会社の直前期末における1株当たりの配当金額

(C)・・・評価会社の直前期末1年間(又は2年間の年平均)における1株当たりの年利益金額

(D)・・・評価会社の直前期末における1株当たりの純資産価額(帳簿価額によって計算した金額)

なお、この場合に評価会社の1株当たりの資本金の額(直前期末の資本金額を直前期末の発行済株式数で除した額)が50円以外の金額であるときには、上記算式により計算した価額を次のように修正することとなります。

$$\begin{array}{l} \text{類似業種比準価額方式} \\ \text{により計算した評価額} \end{array} \times \frac{\text{1株当たりの資本の額}}{50\text{円}} = \begin{array}{l} \text{改訂類似業種} \\ \text{比準価額} \end{array}$$

(ロ)1株当たりの配当金額

(B)評価会社の1株当たりの配当金額の計算は以下のとおりです。

直前期末以前2年間のその会社の利益の配当金額(特別配当、記念配当等の名称による配当で、将来每期継続することが予想できない金額を除きます。)の合計額の2分の1に相当する金額を、直前期末における50円換算発行済株式数(直前期末の資本金額を50円で除して計算した数をいいます。以下(C)、(D)において同じ。)で除して計算した金額とします。

$$\begin{array}{l} \text{課税時期の直前期末以前2年間の} \\ \text{配当金額の合計額} \end{array} \times \frac{1}{2} \div \frac{\text{直前期末の資本金額}}{50\text{円}}$$

(ハ)1株当たりの年利益金額

(C)評価会社の1株当たりの利益金額の計算は以下のとおりです。

法人税の課税所得金額(固定資産売却益、保険差益等の非経常的な利益の金額を除きます。)に、その所得の計算上益金に算入されなかった利益の配当等の金額及び損金に算入された繰越欠損金の控除額を加算した金額を、直前期末における50円換算発行済株式数で除して計算した金額とします。この金額は直前期末以前1年間について求めた金額と直前期末以前2年間について求めた金額の2分の1相当額とのうちい

ずれか納税者の選択した金額によります。

(二)1株当たりの純資産価額

(D)評価会社の1株当たりの純資産価額(帳簿価額によって計算した金額)の計算は以下のとおりです。

直前期末の資本金額、法人税法2条《定義》17号に規定する資本積立金額及び同条18号に規定する利益積立金額(法人税申告書別表五(一)「利益積立金額の計算に関する明細書」の差引翌期首現在利益積立金額の差引合計額)の合計額を、直前期末における50円換算発行済株式数で除して計算した金額とします。

(注)利益積立金額がマイナスである場合には、資本金額と資本積立金との合計額からそのマイナス金額を控除した金額が純資産価額となりますが、その控除後の金額が、なおマイナスになるときは0とします。

(4)純資産価額の評価方式

(イ)純資産価額の評価方式は課税時期現在において評価会社が所有する資産を相続税評価額に評価し、その合計金額から課税時期現在における負債の金額の合計額を控除した金額(相続税評価額による純資産価額)から、評価差額に相当する金額(相続税評価額による純資産価額から帳簿価額による純資産価額を控除した金額)の42%相当額(評価差額に対する法人税相当額)を控除した金額を発行済株式数で除して計算します。

純資産価額の計算は以下のとおりとなっています。

$$\text{1株当たりの純資産価額(相続税評価額)} = \frac{\text{資産の合計額(相続税評価額)} - \text{負債の合計額} - \left[\begin{array}{l} \text{相続税評価額による} \\ \text{資産の合計額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{負債の合計額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{帳簿価額による} \\ \text{資産の合計額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{負債の合計額} \end{array} \right]}{\text{発行済株式数}} \times 42\%$$

(ロ)評価の留意点

(a)同族株主等の議決権総数が50%以下の場合には、この価額の80%を評価額とします。

(b)課税時期現在で仮決算して求めるのが原則ですが、直近の決算を基準にすることも認められています。但し、直近の決算日から課税時期までの間に資産の増減が著しくない場合に限りです。

(c)繰延資産など財産性のないものは除きます。

(d)純資産の計算上、負債の額に加えるもの。

- ・ 確定した前期分の法人税、事業税等
- ・ 前期分の配当金
- ・ 未納の固定資産税
- ・ 課税時期後に支給される死亡退職金

(e)純資産の計算上、負債の額から差し引くもの

- ・ 準備金及び引当金
(退職給与引当金以外のもの)

(f)相続税評価額による純資産価額の計算上、評価会社が課税時期3年以内に取得した土地等、建物等は、課税時期における通常取引価額で評価します(評基通185)。

(g)相続税評価額による純資産価額の計算上、評価会社が取引相場のない株式を所有しているときは、その取引相場のない株式を純資産価額方式で評価するときは、評価差額に対する法人税等相当額は控除しない。

(h)評価会社が自己株式を保有している場合は、その自己株式は発行されていないものとして取扱います。また、自己株式に相当する発行株数は発行済株式総数から除きます(評基通185)。

(5)原則的評価方法のうちの適用される評価方式の判定

株式取得後の議決権割合に応じた評価方法が原則的評価方法となった場合でも、次のフローチャートにより、特別な評価方法に該当するかどうか判定し適用される評価方式を決定します。



(イ)開業後3年未満の会社等に該当するかどうかの判定

開業後3年未満の会社等には、

- ・開業後3年未満の会社
- ・類似業種比準要素のうち3要素ゼロの会社

の2つがあります。

(a)開業後3年未満の会社

開業後3年未満の会社の場合には、その会社が大会社、中会社、小会社のいずれであろうとも、すべて純資産価額で評価しなければなりません。

設立後3年未満ではなく、開業後3年未満ということになっていますので、設立は古くても、会社の本来の売上げがほとんどなく、預金や有価証券の運用益だけの会社などは税務当局から開業していない状態だと判定される可能性があります。

(b)類似業種比準要素のうち3要素ゼロの会社

類似業種比準価額算出の3つの要素である、評価会社の1株当たりの配当金額、1株当たりの年利益金額、1株当たりの純資産価額のいずれもゼロの場合、類似業種比準価額は使うことはできず、純資産価額で評価することになります。

なお、上記比準要素のうち配当については、2期間の平均値を取ることになっていますので、前期の配当がゼロであっても前々期の配当があれば、結局2期間の配当はプラスになります。したがって、過去2期間の配当がいずれもゼロの場合に1株当たりの配当要素ゼロとなります。同じように、1株当たりの年利益金額も、原則は直前期末の利益によることになっていますが、直前期末と直前々期末の2年間の平均額を取ってもよいことになっていますので、直前期末の利益がゼロの場合、直前々期末に利益があれば、平均額を出してプラスとすることができます。

したがって、過去2期間とも利益が赤字の場合にゼロとなるということになります。

(ロ)土地保有特定会社に該当するかどうかの判定

土地保有特定会社に該当するかどうかの判定は次の表のとおりです。

大会社の場合		
.....	$\frac{\text{土地等の価額}}{\text{総資産価額}}$	70%
中会社の場合		
.....	$\frac{\text{土地等の価額}}{\text{総資産価額}}$	90%
小会社の場合		
.....(イ)	$\frac{\text{土地等の価額}}{\text{総資産価額10億円(卸売業は20億円)以上}}$	70%
.....(ロ)	$\frac{\text{土地等の価額}}{\text{総資産価額5千万円以上10億円未満(卸売業は7千万円以上20億円未満)(小売・サービス業は4千万円以上10億円未満)}}$	90%

この判定にあたっての留意事項は次のとおりです。

- (a)大会社、中会社、小会社の判定は前述の(2)原則的評価方式の(イ)会社の規模の判定と中会社のLの判定を参照して下さい。
- (b)分母・分子の金額は相続税評価額によります。
- (c)課税時期前において合理的理由もなく評価会社の資産構成に変動があり、その変動が土地保有特定会社と判定されることを免れるためのものと認められるときには、その変動がなかったものとして上記の判定をします。
- (d)土地等の保有割合を判定する場合における「総資産価額(相続税評価額による)」及び分子の「土地等の価額(相続税評価額による)」の計算に当たって、3年以内取得不動産は、購入金額から減価償却費相当分を差引いた金額で評価します。
- (e)保有する取引相場のない株式の1株当たりの純資産価額の計算に当たっては、「法人税額等相当額の控除の不適用」が適用されます。

(八) 株式保有特定会社に該当するかどうかの判定

株式保有特定会社に該当するかどうかの判定は下記の表のとおりです。

大会社の場合	
..... $\frac{\text{株式・出資の価額}}{\text{総資産価額}}$	25%
中会社及び小会社の場合	
..... $\frac{\text{株式・出資の価額}}{\text{総資産価額}}$	50%

この判定に当たっての留意事項は次のとおりです。

- (a) 大会社、中会社、小会社の判定は前述の(2)原則的評価方式の(イ)会社の規模の判定と中会社のLの判定を参照して下さい。
- (b) 分母・分子の金額は相続税評価額によります。
- (c) 課税時期前において合理的な理由もなく評価会社の資産構成に変動があり、その変動が株式保有特定会社と判定されることを免れるためのものと認められるときは、その変動がなかったものとして上記の判定をします。
- (d) 株式等の保有割合を判定する場合における「総資産価額(相続税評価額によって計算した金額)」の計算に当たって、3年以内取得不動産は、購入金額から減価償却費相当分を差引いた金額で評価します。
- (e) 株式等の保有割合を判定する場合における「株式等の価額の合計額(相続税評価額によって計算した金額)」については、その株式等の発行会社を評価会社とみなして会社の規模等に応じて財産評価基本通達にしたがって評価した金額によりますから、その株式の評価上の区分、発行会社の規模等及び特定の評価会社に該当するかどうかにより、その評価方法が違ってきます。

(二) 比準要素数1の会社に該当するかどうかの判定

類似業種比準価額算出の3つの要素である、直前期の評価会社の1株当たりの配当金額、1株当たりの年利益金額、1株当たりの純資産価額のうちいずれか2つがゼロであり、かつ、直々前期において2つ以上の比準要素がゼロである会社をいいます。この場合において、直前期の評価会社の1株当たりの配当金額は、直前期と直前々期の配当金額の平均をとることになっており、1株当たりの年利益金額の計算

については直前期と直前々期の配当金額の平均をとることが可能となっています。

同様に直前々期の評価会社の 1 株当たりの配当金額については、直前々期と直前々期の前期の配当金額の平均の金額となり、1 株当たりの年利益金額については直前々期と直前々期の前期の年利益金額の平均を選択することが可能となります。

(6) 特別な評価方法

(イ) 株式保有特定会社に該当する場合の評価方法

純資産価額方式か又は「S1 + S2 方式」(国税当局では簡易評価方法と呼んでいます。)のいずれかを選択します。

(a) 純資産価額方式・・・1、(4)を参照して下さい。

(b) 「S1 + S2 方式」(簡易評価方法)

株式保有特定会社の評価上、選択的適用が認められる簡易評価方法は以下のとおりです。

評価の概要

簡易評価方法は、株式等とその他の財産に区分して、株式等は株式等だけで評価(S2)し、その他の財産はその他の財産だけで評価(S1)して、両者を合計する方式。

(計算方法)

1) S1(株式等及び受取配当金を除いて計算した場合の原則的評価方法による評価額)

イ. 評価方法

会社の規模により分類されるそれぞれの原則的評価方法において、株式等と受取配当金だけを除いて原則的評価方法を適用して算出する方法。

ロ. 評価上の留意点

a. S1 算出のための類似業種比準価額の算式

1、(3)で説明した類似業種比準価額の算式のうち、(B)(1株当りの配当金額)と(C)(1株当りの利益金額)については、受取配当金収入に相当する部分を差引き、(D)(1株当りの簿価純資産価額)については簿価純資産価額のうち株式等に相当する部分と、利益積立金のうち受取配当金に相当する部分の合計額を差引いたものにより計算します。

$$\text{類似業種比準価額} = \left[\frac{A \times \frac{(B) - (b)}{B} + \frac{(C) - (c)}{C} \times 3 + \frac{(D) - (d)}{D}}{5} \right] \times 0.7$$

中会社の場合 0.6
 小会社の場合 0.5

上記試算中(C)の金額が0の場合は、分母の5は3として計算します。

$$(b) = (B) \times \text{受取配当金收受割合} (*)$$

$$(c) = (C) \times \text{受取配当金收受割合}$$

$$(d) = \left(D \times \frac{\text{直前期末の株式及び出資の帳簿価額}}{\text{直前期末の総資産価額 (帳簿価額による)}} + \frac{\text{直前期末の利益積立金額}}{\text{直前期末の発行済株式数 (50円換算)}} \times \text{受取配当金收受割合} \right)$$

$$(d) > (D) \text{の時は } (d) = (D)$$

$$(*) \text{受取配当金收受割合}$$

$$= \frac{\text{直前期末以前2年間の受取配当金の合計額 (X)}}{X + \text{直前期末以前2年間のX以外の営業利益の合計額}}$$

b. S1 算出のための1株当たり純資産価額の計算

$$\text{1株当りの純資産価額} = \frac{\text{課税時期のその他資産 (1)の相続税評価額} - \text{課税時期現在の負債の合計額} - \text{評価差額に対する法人税額等相当額(2)}}{\text{課税時期における発行済株式数}}$$

(1) 「課税時期のその他の資産」とは、株式および出資以外の資産をいう。

(2)

$$\text{評価差額に対する法人税額等相当額} = \left\{ \left(\text{課税時期のその他資産の相続税評価額の合計} - \text{課税時期の負債の合計額} \right) - \left(\text{課税時期のその他資産の帳簿価額の合計} - \text{課税時期の負債の合計額} \right) \right\} \times 42\%$$

なお、S1 算出のための 1 株当りの純資産価額においては、同族株主等の議決権割合が 50%未満でも、80%評価を適用しません。

2) S2(株式及び出資の相続税評価額)

イ. 評価方法

株式等の相続税評価額から評価差額の 42%を引いた金額を発行済株式数で除した金額

ロ. S2 の算式

$$S1 = \frac{\text{株式等の相続税評価額} - \left[\begin{array}{l} \text{株式等の相続税評価額} \\ \text{株式等の帳簿価額} \end{array} \right] \times 42\%}{\text{課税時期における株式保有特定会社の発行済株式数}}$$

0 又はマイナスの時は 0 とする

なお、株式等取引相場のない株式が含まれており、当該株式を純資産価額により評価する場合には、評価差額に対する法人税等相当額を控除しないで計算した純資産価額の金額を「株式等の相続税評価額」とします。

(7) 配当還元法

取得後の議決権割合に応じた評価方法が配当還元法となった場合には、配当還元価額として評価し、次の<算式>により計算する。

<算式>

$$\text{配当還元価額} = \frac{\text{年配当金額}}{10\%} \times \frac{1 \text{株当たりの資本金額}}{50 \text{円}}$$

この<算式>における年配当金額は次のとおりに計算します。

$$\begin{aligned} & \frac{\text{直前期末以前} \\ & \text{2年間の配当金額}}{2} \div \text{1株当たりの資本金額を50円とした} \\ & \text{場合の発行済株式総数} \\ & = \text{年配当金額(この金額が2円50銭未満となる場合及び無配の場合には2円50銭)} \end{aligned}$$

(注1) 配当金額の計算上、特別配当は除きます。

(注2) 配当還元価額が(2)の原則的評価法により計算した金額を超える場合には、原則的評価方式により計算した金額が評価額となります。

2 株式譲渡所得税での自社株評価

取引の主体により、税法上の適正価額が異なります。

(1)個人間の売買における同族株式の税法上の評価方法

(イ)支配株主間での売買

会社オーナー（一定の親族を含む）が、後継者である親族へ自社株等の同族株を売却する場合の様に、支配株主間での取引は先に述べた相続税評価における原則的評価方法により評価した価額が税法上の適正な価額とされます。

(ロ)支配株主から少数株主への売却

会社オーナー（一定の親族を含む）である支配株主が同族株主以外の少数株主へ同族株を売却する場合の税法上の適正な価額は、先に述べた相続税評価における配当還元方法により評価した価額とすることができます。

(ハ)少数株主から支配株主への売却

同族会社の少数株主から、会社オーナーやその親族である支配株主へ当該同族会社の株を売却した場合において、売却後に譲受けた個人が支配株主に該当するときは、当該売買における税法上の適正な価額は、相続税評価における原則的評価法により評価した価額になります。

(2)個人が法人に対して同族株式を売却する場合

個人が法人に対して資産を譲渡した場合において、その譲渡が時価の1/2未満の対価により行われたときは、所得税法59条の規定により、譲渡した個人に対して時価による譲渡があったものとみなして譲渡所得税が課されます（みなし譲渡課税）。

この場合の時価は、所得税法基本通達59-6に「1株又は1口当たりの純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額」となっており、一定の条件のもとに相続税の財産評価基本通達の例により算定した価額となります。

ここで言う一定の条件とは次のとおりです。

- (イ)株式の譲渡等の直前の議決権割合により、「同族株主」の判定を行うこと。
 - (ロ)株式の譲渡等をした個人が、当該株式の発行会社にとって「中心的な同族株主」に該当するときは、当該発行会社は常に「小会社」に該当するものとする。
 - (ハ)当該株式の発行会社が土地（土地の上に存する権利を含む）又は、上場有価証券を有しているときは、「1株当りの純資産価額（相続税評価による金額）の計算上、これらの資産を当該株式を譲渡等した時における価額（時価）により評価して計算すること。
- (二)「1株当りの純資産（相続税評価による金額）」の計算に当たり、「評価差額に対する法人税等」の控除（42%控除）は適用しないこと。
- 以上の条件を検証すると次のようになります。

- (イ)「株式の譲渡等の直前の議決権割合により、「同族株主」の判定を行うこと。」
- これは、株価を評価するうえで、原則的評価方法となるか、特例的評価方法となるかの問題であり、その判定の基準を「譲渡等前の議決権割合」としてしています。すなわち、譲渡をする側の個人が譲渡直前において当該譲渡株式の会社の「同族株主（支配株主）」に該当すれば、その譲渡による時価は「原則的評価方法」により評価した価額となり、「非同族株主（少数株主）」により評価した価額となります。これは、相続税・贈与税の場合とは違った扱い（相続税・贈与税の場合は、相続後又は贈与後の議決権割合により判定）しており、売り手の支配力に応じて時価を算定することにしています。
- (ロ)「株式の譲渡等をした個人が、当該株式の発行会社にとって『中心的な同族株主』に該当するときは、当該発行会社は常に『小会社』に該当するものとする。」
- これは、株式等を譲渡した者が「中心的な同族株主」に該当すれば、その譲渡による株式の時価は「評価会社を子会社と区分した場合における原則的評価方法」となります。すなわち、この場合の時価は純資産価額又は純資産価額と類似業種比準価額の併用方式（Lの割合を0.5）との選択ということになります。
- (ハ)「当該株式の発行会社が土地（土地の上に存する権利を含む）又は、上場有価証券を有しているときは、『1株当りの純資産価額（相続税評価による金額）』の計算上、これらの資産を当該株式を譲渡等した時における価額（時価）により評価して計算すること。」

これは、譲渡等をした株の時価を純資産価額を用いて評価する場合において、これらの資産の評価については譲渡等の時における価額により評価することとしています。すなわち、純資産価額を算出するうえで、土地（土地の上に存する権利を含む）や、上場有価証券については相続税評価額ではなくて通常取引価額により評価することとされています。

(二) 「『1株当りの純資産（相続税評価による金額）』の計算に当たり、『評価差額に対する法人税等』の控除（42%控除）は適用しないこと。」

もともとこの控除は会社を清算した場合の法人税等の課税を考慮したものであり、会社の継続を前提として行う取引の場合には当該控除は適していないというのがその理由にあります。

(3) 法人が同族株式を売却する場合

(イ) 法人税における評価方法

法人は個人とは異なり、営利を追求するうえで常に経済的に合理性を伴って行動することが前提となります。

したがって、法人が同族株を無償又は時価よりも低額で譲渡した場合は、時価で譲渡したものとして時価相当額又は時価と譲渡対価との差額を譲渡益として計上するとともに同額を相手方に対する贈与（寄付金）として計上いたします。

ここで問題となるのが、時価相当額すなわち法人が売却する同族株の時価評価方法です。このことについては、法人税における法令や通達に同族株の売買価額の基準となる評価方法を定めたものではありません。したがって、法人が売却する同族株の適正時価は、資産の評価損を計上する場合の期末時価の算定に関する通達（法人税基本通達 9-1-13 及び 9-1-14）を準用して、適正取引時価を求めることとなります。

(法人税基本通達 9-1-13)

(上場有価証券以外の株式の価額)

上場有価証券等以外の株式につき法第 33 条第 2 項《資産の評価損の損金算入》の規定を適用する場合の当該株式の価額は、次の区分に応じ、次による。

- (1) 売買実例のあるもの 当該事業年度終了の日前 6 月間において売買の行われたもののうち適正と認められるものの価額
- (2) 公開途上にある株式 (証券取引所が大蔵大臣に対して株式の上場の承認申請を行うことを明らかにした日から上場の日の前日までのその株式及び日本証券業協会が株式を登録銘柄として登録することを明らかにした日から登録の日の前日までのその株式) で、当該株式の上場又は登録に際して株式の公募又は売出し (以下 9-1-13 において「公募等」という。) が行われるもの ((1) に該当するものを除く。) 証券取引所又は日本証券業協会の内規によって行われる入札により決定される入札後の公募等の価格等を参酌して通常取引されると認められる価額
- (3) 売買実例のないものでその株式を発行する法人と事業の種類、規模、収益の状況等が類似する他の法人の株式の価額があるもの ((2) に該当するものを除く。) 当該価額に比準して推定した価額
- (4) (1) から (3) までに該当しないもの 当該事業年度終了の日又は同日に最も近い日におけるその株式の発行法人の事業年度終了の時ににおける 1 株当りの純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額

(法人税基本通達 9-1-14)

(上場有価証券以外の株式の価額の特例)

9-1-14 法人が上場有価証券等以外の株式(9-1-13の(1)及び(2)に該当するものを除く。)について法第33条第2項《資産の評価額の損金算入》の規定を適用する場合において、事業年度終了の時における当該株式の価額につき昭和39年4月25日付直資56・直審(資)17「財産評価基本通達」(以下9-1-14において「財産評価基本通達」という。)の178から189-6まで《取引相場のない株式の評価》の例によって算定した価額によっているときは、課税上弊害がない限り、次によることを条件としてこれを認める。

- (1) 当該株式の価額につき財産評価基本通達の179の例により算定する場合(同通達189-2の(1)において同通達179に準じて算定する場合を含む。)において、当該法人が当該株式の発行会社にとって同通達188の(2)に定める「中心的な同族株主」に該当するときは、当該発行会社は常に同通達178の定める「子会社」に該当するものとしてその例によること。
- (2) 当該株式の発行会社が土地(土地の上に存する権利を含む。)又は証券取引所に上場されている有価証券を有しているときは、財産評価基本通達185の本文に定める「1株当たりの純資産価額(相続税評価額によって計算した金額)」の計算に当たり、これらの資産については当該事業年度終了の時にける価額によること。
- (3) 財産評価基本通達185の本文に定める「1株当たりの純資産価額(相続税評価額によって計算した金額)」の計算に当たり、同通達186-2により計算した評価差額に対する法人税額等に相当する金額は控除しないこと。

(ロ) 所得税基本通達との関係

法人税基本通達 9-1-13 によると、同族株の時価を当該事業年度終了の日又は同日に最も近い日における、その株式の発行法人の事業年度終了の時における 1 株当たりの純資産価額、すなわち相続税評価額を参酌して時価を求めるとされています。また法人税基本通達 9-1-14 は、先に述べた所得税基本通達 59-6 とほぼ同様の内容となっており、個人が同族株を売買する場合の適正時価の算出方法を準用することになります。

(ハ) 支配株主である法人が同族株を売却する場合

法人税基本通達 9-1-14 と所得税基本通達 59-6 は、その内容がほぼ同様となっていますが、前者が同族株の評価損を計上する場合の期末時価の算定方法を示したものであり、後者は同族株売買における適正時価の算定方法を示したものです。したがって所得税基本通達 59-6(1)における「同族株主」の判定基準を株式等を譲渡又は贈与直前の保有株により行うという条件が、法人税基本通達 9-1-14 には示されておられません。しかし、法人税における適正時価算定を所得税通達に準用する限り、法人税における評価方法も所得税と同様に同族株式を譲渡等をした者の譲渡直前における所有株数に応じて判定し、支配株主である法人が同族株を売却した場合には、原則的評価方法で評価し、少数株主である法人が同族株を売却した場合には配当還元方式により評価することになると解されます。

第2 納税方法

1 納税方法の概要

第1で述べましたように、自社株を次世代に承継させる場合、相続・贈与、売買及び増資等の活用の3つの態様があり、それぞれにおいて承継に係る課税のしくみが異なっております。

したがって、それぞれの態様に応じてその課税される税金の納税方法も異なっております。以下に承継の態様の内の相続、贈与、売買についての納税方法をご説明いたします。

2 相続による承継に課税される相続税の納税

(1)原則

相続税の納税は、原則として相続税の申告期限（相続開始があったことを知った日の翌日から10ヶ月以内）までに金銭で一括して納付しなければなりません。

(2)特例

金銭での一括納付が困難な場合に、特例として、延納又は物納による納付が認められています。

(イ)延納による納税

(a)要件

納付すべき相続税が10万円を超え、かつ、納税義務者について納期限までに、又は納付すべき日に金銭で納付する金額を限度として認められます。申告書を期限内に提出し、併せて延納申請書も期限内に提出する必要があります。また、延納税額に相当する担保を提供しなければなりません。担保の目安としては延納税額と1回目の利子税の3年分の合計額とします。

(b)期間

延納期間は原則として5年以内とされていますが、課税価格計算の基礎となった財産の価額のうちに不動産等の占める割合に応じて、割合が5/10以上の場合で15年、割合が3/4以上の場合20年以内の期間の年賦延納が認められます。

(c)利子税

延納が許可された場合には分納税額と併せて一定の方法により計算した利子税を定められた分納期限までに納付しなければなりません。

(ロ)物納

(a)適用要件

延納によっても金銭納付が困難な事由があり、かつ、その納付を困難とする金額を限度として物納が認められます。

申告書を期限内に提出し、物納申請書も申告期限内に提出していることや、物納しようとする財産が管理又は処分するのに不相当であると認められない財産であることなど要件は細かく、また、非常に厳しいものとなっています。

(b)管理又は処分が不相当である財産の例示

国税当局が「管理又は処分するのに不相当であると認める」財産とは、次に掲

げるといふ財産をいい、相続税法基本通達 42-2 に記載されています。

(相続税法基本通達 42-2)

(1) 共通事項

- イ. 質権、抵当権その他の担保権の目的となっている財産
- ロ. 所有権の帰属等について係争中の財産
- ハ. 共有財産。ただし、共有者全員が持分の全部を物納する場合を除く。
- ニ. 譲渡に関して法令に特別の定めのある財産

(2) 有価証券

- イ. 収納時において利払期の到来していない利札が切り取られている国債、地方債又は社債
- ロ. 譲渡に関して定款に制限がある株式又は出資証券
- ハ. 売却できる見込みのない有価証券

(3) 不動産

- イ. 買戻しの特約の登記、所有権移転の仮登記等のある不動産
- ロ. 売却できる見込みのない不動産
- ハ. 稼働工場の一部を構成する不動産等のように他の財産と一体として効用を有する不動産
- ニ. 現状を維持するための土留、護岸等の築造又はその修理を要する土地
- ホ. 境界線が明確でない土地で、隣接地主から境界線に異議のない旨の了解が得られない土地。ただし、既存の登記関係書類等により境界線が明確であり、かつ、隣接地主との間に争いが無い事実が確認できるものを除く。
- ヘ. 隣接地の建物の一部が境界線を越境しているもの又は塀等の囲障が境界線を越境して若しくは境界線上に設置されているもの。ただし、当該建物又は囲障の所有者が改築等を行うに際してこれらを撤去又は移動することを確認できるものを除く。
- ト. 物納申請された建物の一部が境界線を越境しているもの又は塀等の囲障が境界線を越境して若しくは境界線上に設置されているもの。ただし、隣接地主から当該建物等につき物納後においても撤去及び使用料等を求めないことを確認できるものを除く。
- チ. 敷金、保証金等の債務がある貸地及び貸家。ただし、当該債務を国に引

き継がない旨の確認が得られるものを除く。

リ. 現に公共の用に供されている又は近い将来において供されることが見込まれる土地又は建物

ヌ. 入会慣習のある土地

ル. 今後数年以内の使用に耐えないと認められる建物

ヲ. 維持又は管理に特殊技能を要する劇場、工場、浴場その他の大建築物

ワ. 土地の所有権の伴わない立木。ただし、「立木ニ関スル法律」(明治 42 年法律第 22 号)の規定により登記してある立木は、この限りでない。

カ. 借地、借家契約の円滑な継続が困難な不動産

(4) 動産

イ. 総トン数 20 トン未満の船舶。ただし、納税義務者において管理することを承諾したものを除く。

ロ. 今後数年以内の使用に耐えないと認められる船舶又は機械

ハ. 国において管理することが困難なもので、かつ、納税義務者において管理することを承諾しないもの

(c)取引相場のない株式の物納

取引相場のない株式の物納については、物納しようとしている取引相場のない株式が先に述べたように「管理又は処分するのに不相当であると認める」財産である場合には物納の対象とはならないこととなります。

この点については、相続税基本通達 42-2 で「売却できる見込みのない有価証券」を「管理処分が不相当である財産」としています。ただし、同通達において、以下の要件に該当する取引相場のない株式については「売却できる見込みのない有価証券」に該当しないものとして取り扱われることになり、取引相場のない有価証券についての物納の適否がより明確化され、平成 14 年 7 月 8 日より適用されています。

(相続税基本通達 42-2(2)有価証券八(注))

取引相場のない株式で次に掲げる場合は、「売却できる見込みのない有価証券」に該当しないものとして取り扱うことに留意する。

1. 株式発行会社について、直近 2 期における総資本経常利益率、売上高経常利益率及び総資本回転率のいずれか 2 つの指標が「法人企業統計調査」(指定統計第 110 号)における同業種の直近 2 ヶ年度の平均比率を超えていること、発行会社の直近 2 期における当期利益(税引後)がマイナスとなっていないこと、発行会社の直近 2 期において配当可能利益(当期未処分利益及びその他資本剰余金)があること、のいずれの要件も満たし、売払いが確実に見込まれるなど、経営内容等から収納を適当と認める場合。
2. 物納後当該株式を買い受ける希望を有する者がいることが確認できる場合

(d)物納制度の改正の方向性

- 平成 18 年度税制改正大綱における物納制度改正の要点 -

自由民主党は、平成 17 年 12 月 15 日に平成 18 年度税制改正大綱を決定し公表したが、その中に下記の物納制度の改正が盛り込まれている。平成 18 年 3 月末までに法案が具体化し、国会決議がなされ施行される予定である。

1)物納不適格財産の明確化等

- イ. 抵当権が設定されている不動産、境界が不明確な土地等の一定の財産を物納不適格財産（管理又は処分をするのに不適格な財産）として定め、その範囲の明確化を図る。
- ロ. 市街化調整区域内の土地、接道条件を充足していない土地（いわゆる無道路地）等の一定の財産を物納劣後財産（他に物納適格財産がない場合に限り物納を認める財産）として定め、その範囲の明確化を図る。
- ハ. 物納申請された財産が物納不適格財産に該当する場合、又は物納劣後財産に該当する場合であって他に物納適格財産を有するときは、税務署長は当該物納申請を却下する。

この場合において、申請者は、当該却下の日から 20 日以内に、一度に限り物納の再申請をすることができることとする。

2)物納手続の明確化

- イ. 物納財産を国が収納するために必要な書類として、物納財産の種類に応じ、登記事項証明書、測量図、境界確認書、要請により有価証券届出書等を提出する旨の確約書等一定の書類を定めるとともに、申請者は、これらの書類を物納申請時に提出する。
- ロ. 提出された物納手続に必要な書類の記載に不備があった場合又は物納手続に必要な書類の提出がなかった場合には、税務署長は、これらの必要書類の補正又は提出を申請者に請求することができることとする。
- ハ. 税務署長は、1年以内の期限を定めて、廃材の撤去その他の物納財産を収納するために必要な措置（物納を許可するために必要なものに限る。）を講ずべきことを申請者に請求することができることとする。

この場合において、期限内に当該措置がされなかった場合には、物納申請を取り下げたものとみなす。

- ニ. 物納手続に必要な書類の準備や廃材の撤去等の措置に時間を要する場合には、申請者の届出により、上記イ.ロ.又はハ.に係る期限を、上記イ.の場合には物納申請期限から、上記ロ.及びハ.の場合には必要書類の補正等の請

求があった日からそれぞれ最長 1 年間延長することができることとする。

ただし、一度の届出で延長できる期間は 3 ヶ月までとし、期間満了時には、1 年に達するまで、再届出により延長する。

- ホ. 税務署長が物納を許可する際に、必要に応じ、後日において汚染地であったことが判明した場合に必要な措置を講ずること、有価証券を売却するために必要な書類を提出すること等の条件を付することができることとする。

なお、その条件に違反した場合には、5 年以内に限り、物納の許可を取り消すことができることとする。

3)物納申請の許可に係る審査期間の法定等

- イ. 税務署長は、物納申請の許可又は却下を物納申請期限から 3 ヶ月以内に行う。

ただし、物納財産が多数となるなど調査等に相当の期間を要すると見込まれる場合には、6 ヶ月以内(積雪など特別な事情によるものについては、9 ヶ月以内)とすることができることとする。

- ロ. 物納手続に必要な書類の提出期限が申請者の届出により延長された場合(上記 2)ニ.)における上記イ.の審査期間は、当該届出(当該必要書類が提出されたものに限る。)に係る延長期間の満了日から起算する。
- ハ. 物納手続に必要な書類の補正若しくは提出の請求又は廃材の撤去等の措置の請求があった場合(上記 2)ロ.及びハ.には、その補正若しくは提出又は措置に要する期間(上記 2)ニ.により延長された期間を含む。)は、上記イ.の審査期間に算入しない。
- ニ. 上記イ.からハ.までの審査期間内に許可又は却下をしない場合には、物納を許可したものとみなす。

4)物納申請を却下された者の延納の申請

物納の許可を申請した者について、延納による納付が可能であることから物納申請の全部又は一部が却下された場合には、20 日以内に延納の申請を行うことができることとする。

5)延納中の物納の選択

相続税を延納中の者が、資力の状況の変化等により延納による納付が困難と

なった場合には、申告期限から 10 年以内に限り、延納税額からその納期限の到来した分納税額を控除した残額を限度として、物納を選択することができる制度を創設する。

この場合における物納財産の収納価額は、その物納に係る申請時の価額とする。ただし、税務署長は、収納の時までにその物納財産の状況に著しい変化を生じたときは、収納時の現況によりその物納財産の収納価額を定めることができることとする。

6) その他所要の措置

- イ. 金銭又は延納による納付困難要件について、その判定方法の明確化を図る。
- ロ. 物納財産の性質、形状、その他の特徴により、金銭による納付を困難とする金額を超える金額の物納財産を収納することについてやむを得ない事情があると認められる場合には、税務署長は、当該財産の物納を許可することができることとする。
- ハ. 物納により納付が完了されるまでの間について利子税の負担を求める。ただし、審査事務に要する期間については、利子税を免除する。
- ニ. その他所要の措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、平成 18 年 4 月 1 日以後に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税について適用する。

3 贈与による承継に課税される贈与税の納税

(1)原則

贈与税の納税は原則的には贈与があった年の翌年2月1日から3月15日までの間に金銭で一括納付しなければなりません。

(2)特例

延納

金銭納付を困難とする理由があり、かつ、金銭納付を困難とする金額を限度として5年以内の年賦延納の特例が認められています。なお、延納が許可された場合には一定の方法により計算された利子税を分納税額と併せて納税しなければなりません。なお、贈与税については物納は認められておりません。

4 売買による承継で、売却した個人に課税される所得税の納税

(1)原則

売買(譲渡)があった年の翌年3月15日までに金銭で一括納付しなければなりません。ただし、振替納税制度を選択した場合には、約1ヶ月後の4月20日前後に納税者の指定口座より引き落としがされます。

(2)特例

延納

(a)要件

納付すべき所得税額の1/2に相当する金額以上の所得税を、納付期限(3月15日)までに納付し、あわせて同日までに所定の事項を記載した延納届出書を提出しなければなりません。

(b)期間

残額の延納税額については、1/2以上の納付をした年の5月31日まで期間その納税を延期することができます。

(c)利子税

延納の許可を受けた場合には、一定の方法により計算した利子税を延納税額と併せて納付しなければなりません。

第5章 事業財産の承継と節税方法

第1 自社株に関する節税方法の概要

1 自社株評価引下げの方法

非上場会社の株価は、原則として、純資産価額方式と類似業種比準方式の組み合わせによって決まりますが、その会社の収益の状況、財産の状況が良好であればあるほど高株価になりますので、株式を次の世代に売買、贈与又は相続で移転して事業承継を行う場合、同族関係者に、多額の譲渡税、贈与税、相続税の負担が発生します。このような厳しい状況におかれている株式の承継を円滑に行うためには、株価引下げ対策を行い、引下げた株価で、移転を行うことが大切です。

株価引下げは、非上場会社株式評価の計算方式を活用し、有利な評価方式が適用されるための諸条件の整備や、計算上の諸要素の引下げにより実現します。

具体的には、

- (1)低い評価方法を適用するための対策
- (2)類似業種比準価額の引下げ対策
- (3)純資産価額の引下げ対策
- (4)配当還元価額の引下げ対策

があります。

(1)低い評価方法を適用するための対策

非上場株式の評価は、評価時点での諸条件によって、その評価方式が決められます。この諸要件を変化させることによって、より低い評価方法を適用させることも可能となります。

(イ)純資産価額評価の高い会社で類似業種比準価額の評価の比率を高める

非上場株式の場合、類似業種比準価額の方が、純資産価額よりも低いケースが多く、類似業種比準価額の併用比率を高めることによって評価を引下げることができます。

類似業種比準価額の比率を高めるためには、下記の三つの要素を大きくすることが必要です。

- (a)年商
- (b)従業員数
- (c)資産規模

それぞれの要素について大きくするための方法を以下に説明します。

(a)年商を大きくする

年商は、直前期末以前 1 年間における取引金額をいい、その金額はその期間における会社の目的とする事業に係る収入金額とされています。

年商を大きくする方法としては、以下の方法があります。

1) M & A による他社の合併、他社からの営業譲受

事業規模の拡大、新市場の獲得、新規事業の参入の方法として、M & A による吸収合併や他社からの営業譲受が一般的になりつつあります。本来の会社の事業展開のニーズと一致すれば、株価引下げにも大きく貢献しますので、非常に有効な方法です。

2) 管理部門、財務部門、仕入部門などの業務を事業として独立させ、持株会社等の収益として計上する

代表者、創業者の株式を移転している持株会社等の場合、殆どの会社で事業規模が小さく、しかも、株式保有特定会社になっているケースが多いことから、純資産価額のみでの評価になっています。

類似業種比準価額が使えて、さらに、類似業種比準価額の併用割合を高めるためには、事業会社などの持つ管理部門、財務部門、仕入部門などを移転させ、売上を高めてやるのが有効です。株式保有特定会社から離脱させるためには、有価証券以外の資産の割合を増加させる手法と一緒に実行する必要があります。

3) 分社化しているケースでの対策

過去に分社化したことにより、会社の年商が低下して類似業種比準価額が使えないか、使えても低い併用割合の場合は、分社化したものを再度合併させて、年商規模を大きくすることが有効です。

(b)従業員数を多くする

従業員数は、直前期末以前 1 年間においてその期間継続して評価会社に勤務していた継続勤務従業員（就業規則等で定められた 1 週間当たりの労働時間が 30 時間以上）の数に、直前期末以前 1 年間において評価会社に勤務していた継続勤務

従業員を除く従業員のその1年間における労働時間の合計時間数を、従業員1人当たりの年間平均労働時間数(1,800時間とされます。)で除して求めた数を加算した数をいいます。

なお、上記の従業員には、社長、理事長並びに使用人兼務役員とされない役員(副社長、代表取締役、専務取締役、専務理事、常務取締役、常務理事、清算人その他これらの者に準ずる役員、監査役及び監事)は含まれません。執行役員は、商法上の取締役ではなく、従業員として扱われます。

従業員数を大きくする方法としては、年商を大きくする方法と同じです。

(c)資産規模を大きくする

会社の規模を判定する場合の資産の規模は、帳簿価額によって計算した総資産価額によります。

総資産価額の計算方式は、以下のようになっています。

帳簿価額によって計算した総資産価額とは、課税時期の直前に終了した決算期のその会社の帳簿価額による総資産価額をいいます。この場合、その会社が固定資産の減価償却額の計算を間接法によって行っているときは、減価償却累計額を控除したものになります。また売掛金等に対する貸倒引当金は、総資産価額の計算上は控除しません。

この総資産価額を大きくする方法としては、年商を大きくする方法と同じ方法のほか、借入をして資産を購入するなどがあります。借入金により資産を購入する場合、本来の事業に関する投資の場合と、例えば収益不動産の購入などの場合があります。

特に、賃貸マンションなどの収益不動産を購入する場合は、その収益不動産の立地、企画、建築のグレード、賃料水準などを良く検討し、高収益かつ安定収益の物件を購入しなければなりません。また、国内で借入の余裕がない場合、債務付きの海外不動産を購入する方法が考えられます。

なお、借入金をそのまま預金にしておくというような形での総資産価額の増加は認められませんので、注意が必要です。

(ロ)株式保有特定会社としての評価をはずす

株式保有特定会社に該当しますと、純資産価額方式か又は「S1 + S2」(簡易評価法)で評価することになり、通常原則的な評価方法よりも高い評価となります。この評価

方法からのがれる方法は以下のとおりです。

(a) 所有株式・出資を売却して、他の資産に変換する

所有株式・出資を売却して現預金にしたり、他の資産への投資をした場合、総資産における有価証券の保有割合が下がり、株式保有特定会社から離脱することが可能です。

所有株式・出資を売却する場合は、買受人の資力の問題、譲渡法人税等の問題があり、法人の繰越欠損金や他の資産の譲渡損を利用するなどの工夫が必要です。

(b) 株式以外の資産を増加させるための方法

1) 借入金による不動産の購入

借入金により不動産を購入することにより、会社の総資産に占める不動産の割合が増加し、相対的に有価証券の占める割合が低下して、株式保有特定会社から離脱することができます。海外の不動産の場合は、購入時点で借入金がセットされたものが多いので、国内での少ない借入で大きな規模の不動産を購入でき、株式保有特定会社からの離脱に有効な手段となることがあります。

なお、海外不動産も含めて不動産の購入は、立地や物件の質、賃料相場等を厳しく分析し、優秀で安定高収益の物件を選ぶことが大切です。

2) レバレッジドリースの活用

レバレッジドリースは多数の投資家を集め、匿名組合を作り、さらに、投資額の数倍の借入をして、投資直後のマイナス所得をてこの原理を使って、極端に大きくする手法です。

借入金はレバレッジドリースの設定の中で既に組み込まれていますので、資金調達の問題はありませんし、借入金で資産を購入することになりますので、会社の総資産に占める有価証券以外の資産の割合が増加し、相対的に有価証券の占める割合が低下して株式保有特定会社から離脱することができます。

3) 全期前納保険の活用

借入金により、生命保険契約のうち全期前納保険を掛けると、掛金は資産計上されるので、会社の総資産に占める有価証券以外の資産の割合が増加し、相対的に有価証券の占める割合が低下して、株式保有特定会社から離脱することができます。

(ハ) 土地保有特定会社としての評価をはずす

土地保有特定会社に該当しますと、純資産価額方式のみで評価することになります。この評価方法からのがれて、類似業種比準価額方式との併用による評価を受ける為の方法としては、下記のものがあります。

(a) 会社分割又は現物出資の方法により土地を切り出し、子会社を設立することで土地の保有割合を減らす

法人の所有する土地を会社分割又は現物出資の方法で切り出すことにより子会社を設立した場合、法人の貸借対照表上で土地がなくなって、子会社株式等が計上されることとなります。このことにより、法人の総資産に占める土地等の保有割合が下って、土地保有特定会社から離脱することができます。

(b) 遊休土地の活用により建物建築を行う

遊休土地に借入金で建物を建築することにより、建物の投資額は土地以外の資産として会社の総資産に計上されるため、法人の総資産に占める土地等の保有割合が下って、土地保有特定会社から離脱することができます。また、建築する建物が賃貸物件の場合、遊休地の評価が更地評価から貸家建付地になり減額されますので、さらに土地等の保有割合が下がることとなります。

(c) 建物の比率の大きい不動産の購入を行う

借入金により土地建物一体の不動産を購入した場合、建物の比率が大きい時は、会社の総資産に占める土地等の保有割合が相対的に下がるため、土地保有特定会社から離脱できます。

(d) 土地の売却と買換資産の購入を行う

法人の所有する土地を売却し、他の資産を購入します。この場合に、特定資産の買換えの圧縮記帳の特例(租税特別措置法第 65 条の 7)を活用し、譲渡益に対する課税を最大 80% 圧縮することができます。買換の実行により、土地が他の資産に代わるため、会社の総資産に占める土地等の割合が相対的に下がるため、土地保有特定会社から離脱することができます。

(e) 所有不動産を貸家建付地、貸地評価が適用される状況にする

所有不動産を賃貸の用に供することにより、土地を貸家建付地にしたり、自用地を第三者に建物建築を目的として賃貸することにより、借地権の設定をしたりすることにより、土地の評価を下げて、総資産に占める土地等の保有割合が下って、土地保有特定会社から離脱することができます。

(2)類似業種比準価額の引下げ対策

類似業種比準価額の評価の三要素である1株当りの配当金額、1株当りの年利益金額、1株当りの帳簿価額による純資産価額を抑えることができれば、類似業種比準方式によって算定される株価を引下げることが可能となります。

また、比準対象業種を変更し、株価が低く算定される業種に転換する方法も考えられます。

三要素の引下げと比準対象業種の転換の方法は以下のとおりです。

(イ)一株当りの配当金額の引下げ方法

一株当りの配当金額を下げるには、次の2つの方法があります。

- 〔 配当率を下げる
- 〔 特別配当を活用する

(a)配当率を下げる

一株当りの配当金額を下げることにより、類似業種比準価額の1つの要素が下がりますので、株価が下がることになります。

同族会社の場合、配当率はオーナーその他関係者の意図により相当程度自由に決めることができるのが通例ですから、配当率を調整して株価引下げを行うことは可能といえます。

(b)特別配当を活用する

類似業種比準価額の計算上、特別配当は一株当りの配当金額に算入しなくても良いことになっておりますので、特別配当を活用することも有効です。

(ロ)一株当りの利益の引下げ方法

1株当りの利益金額を下げるには、次の方法があります。

(a)法人税の合法的な節税をきちんと行う

1株当りの利益金額を下げるためには、法人税法上の規則を十分理解し、税法上認められている方法のうち、最も有利な方法を選んで損金を計上し、利益を下げるのが有効です。

例えば、

- 1) 役員報酬の増額
 - 2) 減価償却方法の選択、特別償却の選択
 - 3) 引当金、準備金の設定
 - 4) 棚卸資産の評価方法の選択や棚卸減耗損等の計上
- などがあります。

(b) 営業譲渡による利益の分散

会社にある事業部門のうち 1 部分を別会社を作って営業譲渡することにより、会社の利益が減少するため類似業種比準価額が下がります。

(c) 役員報酬額の引上げと役員退職金の計上

会社の役員報酬を引上げることにより、会社の利益を引下げることができます。また、オーナーの引退や、相談役などへの役職変更の時に退職一時金を出し、その一時金を損金計上することにより、会社の利益を下げるすることができます。会社の利益が下がることにより、類似業種比準価額が下がることとなります。

(d) 役員生命保険

会社がかかる養老保険の場合、死亡退職金の受取人を被保険者の遺族とし、生存保険金の受取人を会社とした場合は、支払保険料のうち 2 分の 1 は資産計上、残額は給与又は損金となるため、支払保険料の 2 分の 1 相当について利益を減少させる効果があります。(法人税法基本通達 9-3-4)

また、会社がかかる定期保険の場合、死亡保険金の受取人が会社の場合は、対象者が役員だけであっても損金となります。

また、使用人も含めて死亡保険金の受取人を被保険者の家族とした場合には、保険料のすべてを損金に計上することができます。(法人税法基本通達 9-3-5)

したがって、役員生命保険料の全部又は一部が損金になることによって利益が減少し、類似業種比準価額が下がることとなります。

(e) レバリッジドリース等を活用し、一時的に巨額の損失を作る

会社がレバリッジドリース対象物件を購入することにより、大幅な減価償却費と借入金利により一時的に巨額の損金を計上できるため、利益を下げることもできます。

なお、レバリッジドリースの効果は一時的なものですから、株価が下がった時

点で、贈与又は売買により後継者に株式を移転することが必要です。

(f) 含み損のはき出し

会社の所有する資産のうちで、購入価額に比べ現在の時価が著しく下落しているものがある場合、その資産を第三者又は、関連会社等に時価で売却し、含み損を現実の損金とすることにより、利益を下げるすることができます。例えば、含み損を抱えたゴルフ会員権や土地などがそれに該当します。

(g) 海外不動産投資

海外の不動産の場合、既に耐用年数の殆ど全部を経過しながら、まだ今後も収益を生んでくれる資産価値の高いものがあります。この場合、日本の税法の償却費計上の規則によれば、耐用年数の短縮により多額の償却費を計上することが可能で、利益を大幅に下げることができます。

(ハ) 一株当りの純資産額の引下げ方法

1株当りの簿価による純資産価額を下げるには、次の方法があります。

(a) 会社を分割する

会社分割制度や現物出資により会社を分割した場合において、一定の要件を満たしたときは「適格分割」「適格現物出資」に該当するものとして課税が繰り延べられます。

この制度を利用し、会社の資産を新設した法人に移転することにより、利益の分散、資産分離による年利益金額と純資産価額の引下げができます。

(b) 会社を合併する

会社が、別の土地等を所有する会社(被合併会社)を吸収合併する場合で、被合併会社を相続税評価額で評価した結果、純資産価額がマイナスになるときは、純資産価額のマイナス分により純資産価額を引下げる効果が期待できます。

また、解散する会社の株主に新株を発行することにより、発行済株式総数が増えて、1株当りの純資産価額が下がることとなります。

(c) 一時的に巨額の損失を作る

1株当りの利益を引下げる対策に記載したのと同じ巨額の損失は、簿価による資産の縮減又は債務の計上を引き起こすので、簿価純資産の金額が下がります。

(d) 含み損のはき出し

1株当りの利益を引下げる対策に記載したのと同じ含み損を抱えていた資産

が、時価で処分されることにより、簿価純資産の金額が下がります。

(二)比準対象業種の変更方法

類似業種比準方式は、それぞれの評価会社がどの業種にあてはまる(又は最も類似している)かということをもとに判定し、比準対象となる3要素を比較していきますが、業種によってその3要素は大幅に変動しますので、売上割合を転換することによって、より株価が低く算定される業種に転換して、株価引下げを達成することができます。

この売上割合の転換のためには、主に下記の方法が考えられます。

- (a) 営業譲渡を受ける
- (b) 営業の一部を別会社に切り離す
- (c) M & A で吸収合併する

(a) 営業譲渡を受ける

会社の現在の業種と異なる事業の営業譲渡を受けることにより、類似業種の適用業種を変化させることができます。

(b) 営業の一部を別会社に切り離す

会社の現在の事業の中で、高株価を招いている部門を別会社に営業譲渡することにより、残った事業形態を新たに類似業種の適用業種として判定すれば、異なった業種に属することになって株価が下がる可能性があります。

(c) M & A で吸収合併する

会社の現在の業種と異なる事業を行っている会社をM & Aで吸収合併することにより、類似業種の適用業種を変化させることができます。

(3)純資産価額の引下げ対策

(イ)借入金による不動産の取得

借入金により不動産を取得し、不動産取得後3年以上経過すれば、法人の所有する土地建物は相続税評価額で計上され、簿価との乖離が生じ、株式の純資産価額方式による評価額が下がることとなります。

この手法は、純資産価額引下げの手法ですが、もし、当該会社が株式保有特定会社であれば、株式保有特定会社からの離脱、土地保有特定会社であれば、借入金で建物を購入することにより、土地保有特定会社から離脱する効果もあります。

(ロ)遊休地での賃貸用建物の建築

法人の所有している遊休地に、借入金で賃貸物件を建築した場合、不動産取得後3年以上経過すれば、相続税評価額で計上され、簿価との乖離が生じ、株式の純資産価額方式による評価額が下がることになります。

この手法についても、上記(イ)と同様に、株式保有特定会社からの離脱、土地保有特定会社からの離脱する効果も考えられます。

(ハ)遊休地の売却と賃貸用不動産の購入

法人が所有する遊休地を売却し、その売却資金で新たに賃貸用不動産を購入します。低収益の不動産が高収益不動産にかわるために、収益性が格段と向上するとともに、購入後3年以上経過すれば、土地、建物は相続税評価額で計上され、簿価との乖離が生じ、株式の純資産価額方式による評価額が下がることになります。

また、売却時に譲渡益に対する法人税等が課税されますが、特定資産の買換制度を適用することにより、譲渡益を最大80%圧縮して、課税の繰延べを受けることができますので、売却資金のほとんどを新規不動産に投入できます。

(ニ)役員退職金のタイムリーな支給

会社の純資産価額引下げのため、一時的に大きな損金を作り貸借対照表上の純資産の金額を下げる対策も有効です。一時的に大きな損金を作る一つの方法として、役員退職金があります。代表取締役の交代の時などに、役員退職金を相当額支出して、純資産価額を引下げ、後継者に株式をできるだけ低い価額で多く移転します。

役員退職金は、創業者オーナー社長の場合、ご本人の意思で決めることが比較的容易と考えられますが、税務上は幾つかの注意すべき点がありますので、それらに留意して支給を行うことが必要です。

(ホ)営業譲渡による会社の分割

会社が継続して高収益をあげている場合、会社の純資産額に反映し、高株価をもたらします。そこで後継者が別に会社を設立し、その新設会社にオーナーの会社の高収益部門を営業譲渡することにより、以後の株価の上昇を抑制することができます。

(ヘ) 配当優先株への転換による高配当の支払い

純資産価額引下げのために、配当を行って社外に資金を流出させる方法があります。相続人に多くの配当をふり向けるために、相続人の所有する株式を配当優先株に転換する方法が有効です。

(ト) レバレッジドリースの活用

純資産価額の高い会社がレバレッジドリース対象物件を購入することにより、多額の減価償却費の計上が可能となり、結果として資産の評価額を下げ、純資産価額を引き下げることが可能となります。

このレバレッジドリースの効果は一時的なものですから、株価が下がった時点で、贈与又は売買により後継者に株式を移転することが必要です。

現在商品として販売されている多くのレバレッジドリースは多数の投資家を集め、匿名組合を作り、さらに、投資額の数倍の借入をして、耐用年数の比較的短い減価償却資産に投資を行い、投資直後の損金額を大きくしています。

(チ) 海外不動産投資

海外投資不動産の多くの物件では、当該不動産に借入が既にノンリコースローンとしてセットされているケースが多く、ネット金額(例えば不動産価額 10 億円、セットされている借入金 8 億円の場合、日本での資金調達は 2 億円)で購入できます。

このため、少ない借入で実質的に大きな規模の不動産を購入できるため、評価引下げの効果が大きく期待できます。取得 3 年経過後の相続税上の評価額も、海外不動産の場合はその時点での時価とされますが、総投資額に占める建物部分が大きいいため、建物の減価による評価減の効果が期待できます。また、多額の減価償却費の計上による純資産価額の引き下げ効果もあります。

(4) 発行済株式数等の増加による対策

自社株評価の際に、発行済株式数を増加させることで、1 株当りの評価額を引下げる効果がある場合があります。

(イ) C B、W B、優先株、劣後株の発行

(a) C B、W B の発行

従来の転換社債(C B)、新株引受権付社債(W B)、ストックオプションの 3 制度は、平成 14 年 4 月の商法改正で新株予約権(旧商法 280 条ノ 19、現会社法 2 条 21 号)、新株予約権付社債(旧商法 341 条ノ 2、会社法 2 条 22

号)の新制度に整理統合されました。

なお、従前のストックオプションの制度は、新株予約権の有利発行(旧商法280条ノ21、会社法238条以下)として扱われるようになりました。(ストックオプションについては後述)

新株予約権は、新株予約権のみの単独発行と、新株予約権付社債発行の2種類に分かれます。新株予約権のみの単独発行の場合、原則として取締役会(取締役会非設置会社では株主総会)が、募集予約権の数及び内容、払込金額、割当日などを決めて発行します(会社法238条1項)。

新株予約権付社債発行は、新株予約権の発行要件に加え、社債の発行価額、社債の利率等を定める必要があります。同社債は、株式に変わるまでは社債であるため、金利が付くことが新株予約権の単独発行と異なる点です。

(b)優先株、劣後株の発行

優先株とは、一般に、剰余金の配当または残余財産の分配に関し、普通株を基準として、それより優先的な地位が認められる株式をいいます(会社法108条1項1号、同2号)。

配当優先株は、一般に参加的優先株・非参加的優先株、累積的優先株・非累積的優先株に分類されます。参加的優先株とは、利益の多かった会計年度には一定額の優先配当額に上乗せして、普通株主とともに多くの利益を受けられるとするものです。一方、非参加的優先株は、普通株にどれだけ配当がなされようと、定められた優先配当しか受けられないものです。次に累積的優先株とは、ある年度の利益配当が所定の優先配当額又は配当割合に達しなかった場合に、その年度の優先配当権が次年度以降も、普通株に優先して不足額の配当を受けとることができるものをいい、非累積的優先株は次期以降に繰り越さないものをいいます。

劣後株とは、利益もしくは利息の配当または残余財産の分配に関し、普通株より劣後的な地位にある株式をいいます。

また、平成14年の商法改正以降、株式会社は、全く議決権のない株式(旧商法211条ノ2第4項、会社法108条1項3号)や、決議事項の一部についてのみ議決権のある株式を発行できることになりました。

また、優先株ではない普通株式にも議決権制限株式が認められました。

(c)新株予約権・新株予約権付社債の事業承継対策への活用

新株予約権・新株予約権付社債の場合、現時点の株価水準で、将来の株式取得の権利が確保できますので、成長段階にある企業の場合、相続人予定者等が低い金額で将来増資により発行される高い時価の新株（又は会社が所有する自己株式）を取得でき、発行済株式数を増加させることができます。

(d)優先株、劣後株の事業承継対策への活用

議決権を制限した優先株を新たに発行することにより、オーナーの支配権を維持したまま発行済株式総数を増加させることができます。購入側は、議決権は制限されるものの、優先的に高い配当を受けることができますので、投資に対する利回りが高くなり、第三者等の投資を呼び込む誘因となります。

(ロ)従業員持株会への新株の発行

従業員持株会への第三者割当増資による新株発行価額は、配当還元価額以上であれば、課税上の問題は生じません。つまり、従業員又は従業員持株会が新株を引受ける場合は、同族株主に該当しないため、配当還元価額以上であれば、贈与税等の問題は発生しないこととなっています（財産評価基本通達 178、188、188-2）。

同族会社の一株当りの原則的評価額が高額になる場合でも、配当還元価額は、以下の例で明らかのようにとても低くなるケースが多く、少ない資金で発行済株式総数を増やすことができます。

（例）配当還元価額の計算方法

$$\begin{array}{r} \text{その株式に係る 1 株(50円)} \\ \text{1 株当たりの} \\ \text{配当還元価額} \end{array} = \frac{\text{当たりの年平均配当金額(A)}}{10\%} \times \frac{\text{その株式の 1 株当りの} \\ \text{資本金の額}}{50\text{円}}$$

$$A = \frac{\text{直前期末以前 2 年間の配当金額合計} \div 2}{\text{直前期末の資本金額} \div 50\text{円}}$$

Aの金額は、銭未満切捨て。

ただし、Aの金額が2円50銭未満の場合は、2円50銭とする。

計算例 1

額面 50 円、直前 2 年間の配当金平均額 5 円（1 割配当）の場合

$$\frac{5\text{円}}{10\%} \times \frac{50\text{円}}{50\text{円}} = 50\text{円}$$

配当還元価額は 50 円（額面相当額）となります。

計算例 2

額面 500 円、直前 2 年間の配当金平均額 150 円（3 割配当）の場合

$$\frac{150\text{円} \div (500\text{円} \div 50\text{円})}{10\%} \times \frac{500\text{円}}{50\text{円}} = 1500\text{円}$$

配当還元価額は 1500 円（額面の 3 倍）となります。

(八)ストックオプション制度の活用

平成 14 年の商法改正以降、ストックオプション制度は新株予約権の有利発行（旧商法 280 条ノ 21、会社法 238 条以下）として扱われるようになりました。

新株予約権をストックオプションとして利用するときには、取締役や従業員に無償でそれを発行することが通常の発行方法になると思いますので、これは、通常は株主以外の者に有利な条件で新株予約権を発行することになります。したがって、この場合には、一定の事項を株主総会の特別決議によって決めなければならないとされています（会社法 309 条 2 項 6 号、238 条 2 項、同条 3 項 1 号、240 条 1 項）。

この場合、株主総会の召集通知には議案の要領を記載しなければならず、株主総会においては、取締役は、株主以外の者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することが必要となる理由を説明しなければなりません（会社法 238 条 3 項 1 号）。

平成 14 年の商法改正前のストックオプションの場合には、付与対象者はその会社の取締役や従業員に限定されていましたが、改正後は新株予約権付与対象者の制限が撤廃され、また付与可能なストックオプションの範囲及び権利行使期間の制限も撤廃されました。

さらに、会社法においては、上記の発行手続の後、新株予約権の割当手続においては、新株予約権の割当を受ける者及び割り当てる新株予約権の数を、取締役会（ただし、取締役会非設置会社において、新株予約権の目的株式又は新株予約権自体に譲渡

制限の定めがある場合は、株主総会)において決議すればよいこととなりました(会社法243条1項、2項)。これにより、付与対象者を会社の取締役や従業員だけでなく、会社の取引先や提携先などにも拡大できますし、投資家に付与することも可能となります。

以上のとおり、平成14年の商法以降、ストックオプションを弾力的に運用することができるようになりましたので、予約権発行時に決めた予約権行使価額により特定の人に新株を発行することができ、成長企業においては新株発行時の株式の時価よりも低い価額で特定の人が新株を取得できることとなります。

2 自社株移転対策

自社株について、その承継対策を検討する場合、1つは上記1で述べた評価額の引下げという株式評価引下対策の側面から検討され、もう1つは直接オーナーが所有している株数を減らすという株式移転対策の側面から検討されます。以下に具体例を交えて記述を行います。

(1)同族関係者への移転

(イ)他の株式の譲渡損との通算を活用した売買による移転

(a)対策の内容

自社株を売却すると、その含み益について譲渡所得税等が生じますが、含み損のある上場有価証券がある場合には、同時に売却することにより、自社株の譲渡益と上場有価証券の譲渡損が損益通算され、譲渡所得税等の負担が減少します。この方法により自社株の売買による移転が容易となります。

(b)具体例

自社株 取得価額 500円 時価 1万円 所有株数 20万株

上場株の損失 5,000万円

自社株 1万株を売却する場合

イ.上場株の売却損と損益通算しない場合の譲渡所得税等

$$(1万円 \times 1万株 - 500円 \times 1万株) \times 20\% = 1,900万円$$

ロ.上場株の売却損と損益通算する場合の譲渡所得税等

$$\{(1万円 \times 1万株 - 500円 \times 1万株) - 5,000万円\} \times 20\% = 900万円$$

(c)留意点

- 1)購入する側に買取り資金が必要となります。
- 2)株の売買だけでは相続税の軽減となりません。売買により取得する現金を使って、相続税軽減対策をすすめる必要があります。

(ロ)配当還元価額による移転

(a)対策の内容

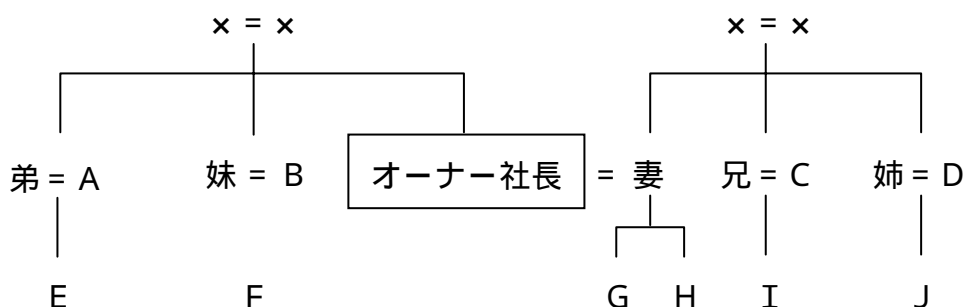
同族関係者が取得する自社株については、通常原則的評価方式により評価されますが、同族関係者であっても相続・贈与又は譲渡の仕方を工夫して、配当還元価額方式によって評価し、自社株の移転を図ることができます。

評価対象者が同族株主である場合でも、1)他に中心的な同族株主がいて評価対

象者が中心的な同族株主でなく、2)相続・贈与又は譲渡により株式を取得した後の議決権割合が5%未満で、かつ、3)役員でなければ、原則的評価方式ではなく、配当還元価額方式を適用することができます。

(b)具体例

1)親族関係



2)会社の状況

社長及びG、Hのみが役員

株式は社長が100%を所有

発行済株式総数 2万株(額面 500円)

原則的評価額 1万円

配当還元価額 500円

3)対策

本ケースでは、社長を中心として、妻、弟、妹のみが中心的な同族株主とされます。それ以外のA、B、C、D、E、F、I、J、妻の兄、妻の姉は配当還元価額方式での評価が可能ですので、社長が株式の4%ずつをそれぞれに贈与します。

4)効果

イ.贈与税

$$2 \text{ 万株} \times 4\% \times 500 \text{ 円} = 40 \text{ 万円} \quad 110 \text{ 万円}$$

贈与税の基礎控除以下のため贈与税の課税はなし

条件2 純資産価額算定に際し土地と上場株式は実勢価額による

土地に関して財産評価通達による路線価または固定資産税倍率方式の適用はできません。

上場株式に関しても同様に財産評価通達の方式は適用できません。

条件3 含み益に対する法人税相当額は控除しない

含み益に対する法人税額控除は清算価値算定を前提としていますが、譲渡価額は継続企業の評価を前提としていますから42%の法人税相当額は控除しません。

(b)留意点

1)低額譲渡の場合の個人に対する課税

持株会社に対して、譲渡資産の譲渡の時ににおける時価の2分の1未満の金額で譲渡した場合には、所得税法第59条の規定によりその時の時価によってその資産を譲渡したものとみなされて、譲渡所得税が課税されます。

2)時価以下の金額で譲り受けた場合の法人に対する課税

イ.売買の場合

持株会社が時価以下の金額で資産を譲り受けた場合には、時価との差額が受贈益として認識され、法人税法第22条の規定により課税所得に計上されます。

ロ.現物出資の場合

現物出資の場合には、その法人にとって資本等取引に該当するため、課税関係は生じません。

(二)金庫株を活用した移転

(a)金庫株制度とは

金庫株制度とは、法人が自己の会社の株式を買い取る制度で、平成13年の商法改正で、従前の自己株式の取得に関する要件が大幅に緩和されました。

「自己株式の取得」に関する1)目的、2)手続、3)財源、4)数量、5)保有期間という5つの観点からの従前の制限のうち、1)目的、4)数量、5)保有期間の3つについてその規制が廃止され、会社は原則自由に自己株式を取得し、期間制限なく保有できることとなりました。ただし、2)手続、3)財源については、以下のとおり引き続き規制があります。

2)手続き：会社が自己株式を買受けるためには、一定の場合を除いて、定時株主総会の特別決議（相対取引の場合。なお、公開会社が市場から自己株式を買取る場合には普通決議となります。）が必要となります。その決議内容については、次期の定時株主総会終結の時までに買受ける株式の種類、株数、取得価額の総額等です。

3)財源：自己株式の取得財源は、「配当可能利益」の範囲内となっております。「配当可能利益」とは、一定の場合（開業準備費、開発費及び試験研究費が計上されている場合）を除き、貸借対照表上の純資産額から資本金、資本準備金及び利益準備金（その決算期に積立てることを要するものを含む）の合計額を控除したものとなります。また、今回の改正で、合わせて法定準備金の積立限度に関する規制も緩和されたことにより、資本金の4分の1を超える法定準備金（資本準備金・利益準備金）を取崩し、自己株式の取得財源に加えることが可能となりました。

一方、「金庫株」として自己株式を売却した株主に対しては、その売却価額が当該株式に対応する資本等の金額（資本金＋資本積立金）を超える部分の金額について「みなし配当」として課税されることとなりました。あわせて、その対応する資本等の金額が当該株式の取得価額を超える場合には、その差額を譲渡益として譲渡所得税（税率20%）が課税され、また満たない場合においては、譲渡損として他の所得と通算（個人の場合には、有価証券の譲渡益とのみ通算可能）されます。

売却した株主が個人の場合、「みなし配当」は配当所得に該当し、所得税等の総合課税として最高税率が43.6%（所得税37% - 配当控除5% + 住民税13% - 配当控除1.4%）となることから、所得金額が大きくなると第三者に譲渡し換金する場合と比べて課税上不利になります。

また、売却した株主が会社である場合には、「みなし配当」について「受取配当等の益金不算入制度」を適用することにより課税所得が軽減され、第三者に譲渡し換金する場合と比べて課税上有利となります。

なお、平成16年税制改正において、平成16年4月1日以降に相続が発生して、相続人が相続財産に係る非上場株式を発行会社に譲渡した場合は、

・みなし配当課税は行わず、譲渡所得として扱う。

という特例が創設されました（詳細は納税対策で詳述）。

(b)金庫株制度の活用方法

「金庫株制度」は、以下の2つの側面から事業承継対策に活用できます。

1)株価引き下げ対策

会社が自己株式を取得した場合に、その購入価額が当該株式に対応する資本等の金額を超える場合には、その超える部分の金額について利益積立金を減少させる処理を行いますので、1株あたりの純資産価額を引き下げる効果があります。ただし、当事者間の売買価額の決定の仕方によって課税上の問題が発生するおそれがあるので慎重に行わなければなりません。

2)株主対策

- ・同族企業などにおいて、株主の中にオーナーの意向に反対する株主が存在する場合に、その反対する株主から「金庫株制度」を利用して自己株式の買取を行うことによりオーナーの支配力強化を図るケース
- ・後継者以外の株主から「金庫株制度」を利用して自己株式の買取を行い、後継者の持株比率向上を図るケース
- ・多数の株主に分散している株式を「金庫株制度」を利用して整理しようというケース
- ・「金庫株制度」を利用して社員持株会、役員持株会等の解消を図るケース
- ・「金庫株制度」を利用して名義株等の整理をしようとするケース
- ・企業買収やM & A、株式交換などの準備のため「金庫株制度」を利用して自己株式を取得するケース

(2)会社支配権維持を考慮に入れた同族関係者外への移転

(イ)議決権制限株式の新株発行で、第三者割当増資を行う。

(a)対策の内容

1)議決権制限株式

平成14年の商法以降、優先株ではない普通株式についても議決権制限株式の発行が認められました。

なお、会社法上の公開会社においては、議決権制限株式の総数は、発行済株式総数の2分の1を超えることができないと規定されています（会社法115

条)。

2)手法

イ.発行済株式総数の2分の1以下の範囲内で議決権制限株式の第三者割当増資を行います。

ロ.引受者は、従業員持株会、取引先等の同族関係者以外で配当還元価額で引受けられる者を対象とします。

(b)具体例

1)前提条件

資本金	1,000万円
発行済株式総数	2万株
オーナー株主の持株数	2万株
原則的評価方法により1株当りの評価額	1万円
配当還元価額による1株当りの評価額	500円

2)発行済株式総数の50%相当の1万株の第三者割当も実行します。

新株発行額 500万円 (= 500円 × 1万株)

3)割当後の1株当りの価額

$$6,833 \text{円} \left(= \frac{1 \text{万円} \times 2 \text{万株} + 500 \text{万円}}{2 \text{万株} + 1 \text{万株}} \right)$$

4)対策の効果

オーナーの所有する株式の評価額の異動	
割当前	割当後
評価額 <u>2億円</u>	<u>1億3,666万円</u>
(= 1万円 × 2万株)	(= 6,833円 × 2万株)

評価の減少額 6,334万円	

5)留意点

割当先について、同族関係者等の場合、原則評価が適用される場合もありますので、配当還元適用の要件を検討する必要があります。

(ロ)従業員持株会へ譲渡

(a)対策の内容

1)設立のメリット

節税効果の他、下記のメリットがあります。

- ・ 安定株主対策
- ・ 従業員の経営意識、勤労意識の向上
- ・ 従業員の財産形成

2)手法

イ.従業員持株会を活用して自社株を持株会へ譲渡します。

ロ.税務上妥当な譲渡価額

従業員持株会は同族株主以外に該当するため、配当還元価額により譲渡、第三者割当をしても課税上問題はありません。

(b)具体例

1)前提条件

資本金	1,000 万円
発行済株式総数	2 万株
オーナー株主の持株数	2 万株
原則的評価方法による 1 株当たりの評価額	1 万円
配当還元方式による 1 株当たりの評価額	500 円

2)オーナー所有株式の持株会への放出の場合

オーナー所有株式の 30%を持株会へ放出するものとします。

	放出前	放出後
自社株	2 億円 (= 1 万円 × 2 万株)	1 億 4,000 万円 (= 1 万円 × 2 万株 × (1 - 30%))
現金	-	300 万円 (= 500 円 × 2 万株 × 30%)
計	2 億円	1 億 4,300 万円

評価の減少額 5,700 万円

(八)財団法人を設立して株式を寄付する

公益法人へ自社株を寄付した場合には、一定の要件を満たすと、寄付をした個人及び寄付を受けた法人ともに、非課税となります。

また、寄付をする自社株を議決権制限株式とすることにより、自社の支配権を維持しつづけることが可能となります。

3 納税対策

非上場会社のオーナーに相続が発生した場合、その相続人が一番苦労する点は相続税の納税の問題です。

会社の業績がよい場合、オーナーの所有している株式等の評価額は高額となり、多額の相続税が課税されます。

しかも、オーナーの財産の大部分を当該株式等が占めている場合においては、その納税資金を相続人が別途調達してくる必要があります。このようなケースにおいて、相続人が資金調達を検討した場合、通常、非上場会社の株式等は借入等の担保に供することができないことから大変苦労することになります。

したがって、非上場会社の株式等を資金化する方法についても、事前に充分検討しておく必要があります。具体的な方法としては以下のとおりです。

(1) 金庫株制度の活用

平成 13 年の商法改正によって、会社は商法上の一定の手続により原則自由にその発行した株式等を自己株式として取得・保有することが可能となりました。その「金庫株制度」を活用して、会社が相続人から当該株式等を買取ることにより、その株式等を資金化することが可能となります。

なお、平成 16 年税制改正において、平成 16 年 4 月 1 日以降発生した相続につき、相続発生日以降に相続人が相続財産に係る非上場株式を発行会社に譲渡した場合は、以下の特例が適用されます。

相続又は遺贈による財産の取得をした個人で、その相続又は遺贈につき相続税があるものが、その相続の開始があった日の翌日からその相続税の申告書の提出期限の翌日以降 3 年を経過する日までの間にその相続税額にかかる課税価格の計算の基礎に算入された上場株式等以外の株式（以下「非上場株式」という。）を当該非上場株式の発行会社に譲渡した場合について、次の措置を講ずる。

(イ) 当該非上場株式の譲渡の対価として当該発行会社から交付を受けた金銭の額が当該発行会社の資本等の金額のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超えるときは、その超える部分の金額については、みなし配当課税を行わない。

(ロ) 上記(イ)の適用を受ける金額について、株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、株式等に係る譲渡所得税等の課税の特例を適用する。

この特例により、相続発生後の自己株式の発行会社への売却は、

(a)みなし配当への高税率の課税から株式譲渡益への低税率の課税になる。

(b)相続税の取得費加算の制度が使えることになり、譲渡所得税等がさらに少なくなる。

という大きな課税上のメリットが発生します。

(2) M & Aによる株式の資金化

相続人が当該会社の事業に関与しておらず、後継者が不在のケースにおいては、M & Aによる株式の資金化という方法も検討可能です。非上場会社のM & Aによる株式の資金化の方法としては、具体的には以下のスキームが考えられます。

(イ) 第三者への株式譲渡

オーナー一族が単独で支配権を確立している場合において、当該会社に技術力やブランド価値等の特色があるケースでは、第三者の買手をみつけることも比較的容易と考えられます。M & Aによる第三者への株式の売却を行う場合には、買手企業等の選定、売却価額の算定、買手企業等との交渉、契約関係など、様々な専門的ノウハウが必要となることから、専門家の適切なアドバイスが不可欠と考えられます。

(ロ) 上場会社との合併、株式交換

非上場会社が上場会社と合併したり、あるいは株式交換によって上場会社の子会社になることによって、当該非上場会社のオーナーは当該株式等を非上場株式等から上場株式に転換することが可能となります。上場株式に転換できれば、その後に市場において売却し、換金することも容易となります。

また、会社は大企業グループの一員として今後も安定的な発展を期待することができます。

(ハ) MBO (マネジング・バイ・アウト)

オーナーの後継者がいない場合に第三者ではなく、現在の会社の役員に株式を売却し、オーナーは経営から退くという方法がMBOです。最近では、当該役員の株式購入資金を支援するMBOファンドが多数設立されており、活発に行われております。MBOのメリットは、全くの第三者への売却と異なり、会社の従業員や取引先等への影響が少なく、従来どおりの経営が引き続き期待できることにあります。

(3)非上場株式等の物納

上記に挙げたような非上場株式等の資金化が非常に困難である場合には、非上場株式等の物納についても検討する必要があります。

非上場株式等のうち、相続税法基本通達 42-2「売却できる見込みのない有価証券」に該当するものは物納できないこととされています。これまで、どのようなものが「売却できる見込みのない有価証券」に該当するのかその要件が明らかでなく、実務の取扱いが不明確であるとの多くの批判がありました。それを受けて、同通達 42-2 が改正され、「売却できる見込みのない有価証券」に、新たに注書きが設けられました。当該注書きでいくつかの具体的な要件が列挙され、それらに該当する場合には「売却できる見込みのない有価証券」に該当しないことが明確化されました。

その具体的な要件とは、以下の 2 つです。

(イ)株式発行会社について

(a)直近 2 期における総資本経常利益率、売上高経常利益率及び総資本回転率のいずれか 2 つの指標が「法人企業統計調査」(指定統計第 110 号)における同業種の直近 2 ヶ年度の平均比率を超えていること

(b)発行会社の直近 2 期における当期利益(税引後)がマイナスとなっていないこと

(c)発行会社の直近 2 期において配当可能利益(当期末処分利益及びその他資本剰余金)があること

のいずれの要件も満たし、売払いが確実に見込まれるなど、経営内容等から収納を適当と認める場合

(ロ)物納後当該株式を買い受ける希望を有する者がいることが確認できる場合

なお、上記(a)の要件の中で示されている指標は、具体的に以下のように計算されます。

「総資本経常利益率」 = 経常利益 ÷ 総資本(機首・期末の平均) × 100

「売上高経常利益率」 = 経常利益 ÷ 売上高 × 100

「総資本回転率」 = 売上高 ÷ 総資本(機首・期末の平均) × 100

したがって、上記の要件を考慮しながらその条件整備のための対策を事前に十分検討することが重要と考えられます。

(4)生命保険の活用

生命保険は、被相続人が契約者でかつ被保険者であり、保険料を支払ったものであれば、被相続人の死亡により、一時に多額の現金が受け取られることと、所得税等の対象とならないため、効率良く納税資金を確保できます。

受け取った生命保険金については、みなし相続財産として相続税の課税対象となりますが、相続人一人当たり500万円の非課税限度額があります。

相続税予想額が高額になる場合は、納税資金準備として高額の生命保険契約を結ぶことが望ましいといえますが、高齢者や健康に不安がある場合は、十分な生命保険に加入することは困難と考えられます。ただし、最近では生命保険各社で特徴のある生命保険を組み立てていますので、生命保険に加入できる最高年齢が非常に高いものや、病気を限定した生命保険も見受けられます。さらに海外の生命保険会社には、日本の保険会社で引受けができないような条件での生命保険契約の引受けをしている会社もありますので、生命保険会社等の扱っている商品をよく研究することが大切です。

第2 節税方法の具体的事例

1 株式移転制度を活用し、持株会社を作り節税対策を行う事例

(1) 株式交換・移転制度の概要

「株式交換」とは、既存の会社同士が株式交換契約により 100% 親子会社となる制度で、子会社の株主が有する子会社の株式は親会社に移転し、代わりとしてその株主は親会社の新株の割当を受けます。

「株式移転」とは、既存の会社と株主との間に新たに持株会社を設立し、既存の会社を持株会社の 100% 子会社とする制度で、既存の会社の株主が有する株式は持株会社に移転し、代わりとしてその株主は持株会社の新株の割当を受けます。

税務上、株式と株式の交換を行った場合には原則として株式の譲渡とみなされるため、株式の譲渡益課税の問題が生じますが、株式交換・移転制度を活用した場合には一定の要件に該当する場合には、株式譲渡益課税が行われないこととされているため、株式の交換・移転に対して課税されることなく親会社・持株会社を作ることができます。

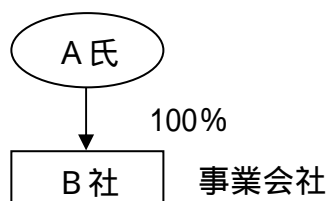
(2) 具体例

(イ) 概要

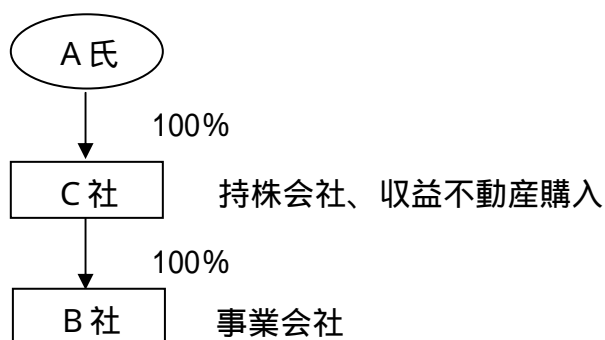
A 氏が 100% 株式を保有する事業会社 B 社について株式移転を行い持株会社 C 社を設立します。持株会社 C 社の株式の評価額を低下させるために C 社において収益不動産の購入を行います。事業会社 B 社の財務内容に影響を与えずに対策を行うことができます。

(ロ) 図

対策前



対策後



(八)対策の効果

(a)対策前のA氏の保有するB社の評価

貸借対照表

資 産			負 債		
科目	相続税 評価額	簿価	科目	相続税 評価額	簿価
諸資産	500百万円	500百万円	諸負債	100百万円	100百万円

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{B社の相続税評価額} \\ \hline 400 \text{ 百万円} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{資 産} \\ \hline 500 \text{ 百万円} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{負 債} \\ \hline 100 \text{ 百万円} \\ \hline \end{array}$$

(b)対策後のA氏の保有するC社の評価

貸借対照表

資 産			負 債		
科目	相続税 評価額	簿価	科目	相続税 評価額	簿価
B社株式(注1)	400百万円	400百万円	借入金(注2)	500百万円	500百万円
土地(注2)	131百万円	200百万円			
建物(注2)	105百万円	300百万円			
計	636百万円	900百万円	計	500百万円	500百万円

(注1) B社株式の評価額は対策前と同じ

(注2)借入金 500 百万円で収益不動産を購入します。

土地と建物の比率は 2 : 3 とします。

$$\text{土地} \quad 500 \text{ 百万円} \times \frac{\text{土地割合}}{5} \times \text{路線価評価} \quad 0.8 \times \text{貸家建付地} \quad (1 - 0.6 \times 0.3) = 131 \text{ 百万円}$$

$$\begin{array}{c}
 \text{建物} \quad 500 \text{ 百万円} \times \frac{\text{建物割合}}{5} \times \frac{\text{固定資産税評価}}{0.5} \times \frac{\text{貸家}}{(1-0.3)} = 105 \text{ 百万円} \\
 \\
 \text{C社の相続税評価額} \quad \quad \quad \text{資 産} \quad \quad \quad \text{負 債} \\
 \boxed{136 \text{ 百万円}} \quad = \quad 636 \text{ 百万円} \quad - \quad 500 \text{ 百万円}
 \end{array}$$

(3) 制度活用による効果の例

(イ) 相続税軽減

(a) 自社株の時価純資産価額の計算においては、資産の含み益の42%相当額を資産の額から控除することが認められています。株式交換・移転制度を実行し、その後子会社の株価が上昇した場合には親会社・持株会社の資産に含み益が発生したとされ、株価上昇額の42%が控除されますので、株主が所有する親会社株式・持株会社株式の株価上昇を抑制することができます。

(b) 株価引下げのためには、会社の業績を数字上低下させ、会社利益を減少させることが必要なケースがありますが、銀行や取引先との良好な関係を維持するため、実行できないのが実情です。株式交換・移転制度を使い親会社・持株会社を作れば、事業本体の業績等を低下させることなく親会社・持株会社の株価の引下げ対策を実行することが可能となります。

(ロ) 遺産分割

株式交換・移転制度を実行した場合、子会社の経営権は親会社・持株会社が持つことになるため、子会社の経営に関しては所有と経営の分離が実現することになります。

相続財産の大部分が自社株であるようなケースでは、経営の後継者以外の相続人も自社株を相続することが考えられますが、事前に持株会社を設立することにより、経営の後継者以外の相続人は子会社の経営に直接関与させずに、配当金を受取ることのみを目的とさせることができます。

(ハ) 相続税納税

公開企業と株式交換を行い、公開企業の完全子会社となった場合には、非公開の自社株がいつでも売却可能な公開企業の株式に交換されるため、売却して相続税の納税資金とすることができます。

2 会社分割制度を活用し、株式保有特定会社の適用をはずしやすくする対策の事例

(1) 会社分割制度の概要

「会社分割制度」は、その分割方法によって2つの類型に分けられます。1つは、「分割型会社分割」と呼ばれ、1つの会社を2つの兄弟会社に分割する方法です。もう1つは、「分社型会社分割」と呼ばれ、1つの会社を2つの親子会社に分割する方法です。事業承継対策として「会社分割制度」を活用する場合には、分割方法によりそれぞれ効果が異なりますので、その目的に応じて選択することになります。

また、税制の取扱いについては、分割を行う会社と分割により切り出された会社の株主関係、持株比率等に関する一定の要件に該当する場合には、税制上の「適格分割」に該当するものとされ、その分割に伴う譲渡益課税等を行われないこととなります。

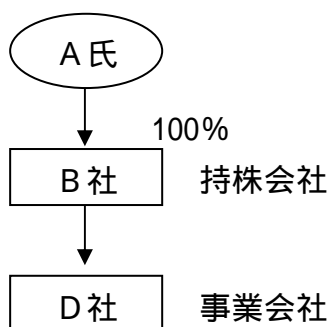
(2) 具体例

(イ) 概要

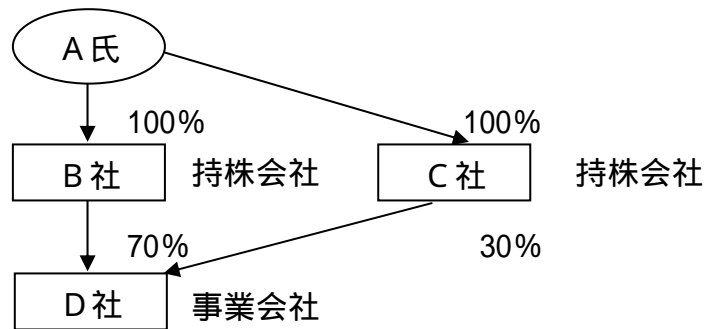
A氏が100%株式を保有する持株会社であり相続税上株式保有特定会社に該当するB社について会社分割により会社の規模を小さくし、株式保有特定会社からはずしやすくします。

(ロ) 図

対策前



対策後



(八)対策の効果

(a)対策前

株式会社B社の貸借対照表

貸借対照表

資 産			負 債		
科目	相続税 評価額	簿価	科目	相続税 評価額	簿価
D社株式	600百万円	10百万円			

B社が相続税評価上「小会社」に該当する場合には総資産に占める株式等の割合を50%未満にする必要があるため、不動産購入の場合には6億円超必要となります。

(b)対策後

持株会社C社の貸借対照表

貸借対照表

資 産			負 債		
科目	相続税 評価額	簿価	科目	相続税 評価額	簿価
D社株式	180百万円	3百万円			

B社とC社の分割比率は7:3とします。C社のみ株式保有特定会社からはずすには、180百万円超の不動産の購入で可能となります。

(3) 制度活用による効果の例

(イ) 相続税軽減

資産規模の大きい会社（税務上の「大会社」に該当）が高収益・低資産の事業部門（ライセンス事業など）を有しているようなケースでは、通常、当該事業部門の生み出す利益によって会社全体でも利益が大きくなり高い株式評価額になっています。当該事業部門を分社型会社分割によって完全子会社として切り出しますと、高収益・低資産の事業部門が切り出されることにより、親会社となった当該会社は資産規模が変わらないまま（税務上の「大会社」に該当したまま）、分割によってその利益を圧縮することが可能となり、株式評価額を引き下げることが可能となります。

(ロ) 遺産分割

自分の会社を2人の息子に継がせたいと考えているけれど、オーナーが自分の相続の時に兄弟2人が遺産分割のことで争いになるのではないかと不安を抱いているケースでは、争いが起きないように分割型会社分割によって当該会社を2つの会社に分けておくことで、それぞれ別々の会社を2人の息子に承継させ、個々に経営できるようにさせることが可能となります。

(ハ) 相続税納税

会社の一事業部門を外部に譲渡する場合には、通常、営業譲渡となることからその譲渡代金は当該譲渡した会社が受け取ることとなります。しかし、分割型会社分割を活用して会社の一事業部門を切り出した後、当該切り出された会社の株式を外部へ売却すれば、オーナーがその譲渡代金を受け取ることとなりますので、相続税の納税資金に充てることが可能となります。ただし、分割後において、直ちに当該株式を譲渡した場合、税務上の「適格分割」要件である分割後の支配継続要件に抵触する恐れがあることから注意が必要です。

3 合併制度を活用し、相続税評価上の大会社となり相続税評価額を引下げる対策の事例

(1) 合併制度の概要

合併とは2つ以上の会社が合体して1つの会社になることで、合併の方法によって2つの類型に分けられます。1つは、「吸収合併」と呼ばれ、会社の一方が解散して他方が存続する方法で、もう1つは、「新設合併」と呼ばれ会社の双方が解散して、新たに会社を設立する方法です。ただし実務上は、手続の簡便性等の理由によりほとんどのケースで吸収合併が採用されています。

また、税制の取扱いについては、合併を行う会社の株主関係、持株比率等に関する一定の要件に該当する場合には、税制上の「適格合併」に該当するものとされ、合併に伴う資産の移転に関する譲渡益課税等は行われなないこととなります。

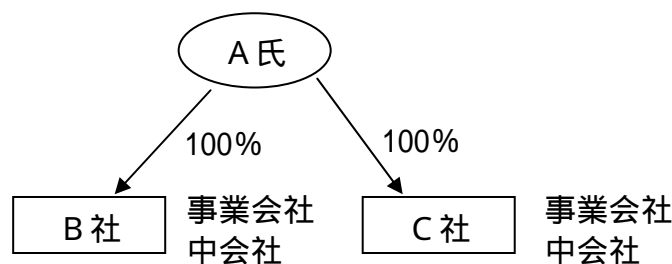
(2) 具体例

(イ) 概要

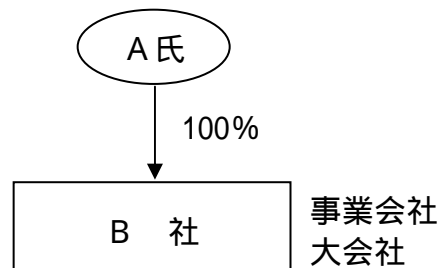
A氏が100%株式を保有する事業会社B社とC社は相続税評価上中会社に該当します。B社がC社を吸収合併することにより事業規模が大きくなり大会社としての評価方法を活用することができます。

(ロ) 図

対策前



対策後



(八) 対策の効果

(a) 対策前

1) A氏の保有するB社の評価

発行済み株式総額	200,000株
1株当たりの純資産価額	5,000円
類似業種比準価額	2,000円

B社の相続税評価額

$$550 \text{ 百万円} = \{2,000 \text{ 円} \times 0.75 + 5,000 \times (1 - 0.75)\} \times 200,000 \text{ 株}$$

2) A氏の所有するC社の評価

発行済み株式総額	200,000株
1株当たりの純資産価額	4,000円
類似業種比準価額	1,500円

C社の相続税評価額

$$500 \text{ 百万円} = \{1,500 \text{ 円} \times 0.6 + 4,000 \times (1 - 0.6)\} \times 200,000 \text{ 株}$$

3) A氏の所有するB社、C社の評価

$$1) + 2) = \boxed{1,050 \text{ 百万円}}$$

(b) 対策後

A氏の保有するB社の評価

発行済み株式総額	200,000株
1株当たりの純資産価額	9,000円 (= 5,000円 + 4,000円)
類似業種比準価額	3,500円 (= 2,000円 + 1,500円)

B社の相続税評価額

$$\boxed{700 \text{ 百万円}} = 3,500 \text{ 円} \times 200,000 \text{ 株}$$

(3) 制度活用による効果の例

(イ) 相続税軽減

自社株の評価は、会社の規模、業種、一株あたりの配当・利益・純資産等の複数の要素を勘案して計算されます。合併によってこれらの要素が変動しますので、株価を引下げることが可能となるケースがあります。

(ロ)遺産分割

後継者のいない非公開企業が公開企業と合併した場合には、非公開の自社株が公開企業の株式に変換されるため、いつでも換金可能な質の高い財産として公開株式を相続人に等しく分割することも可能となります。

(ハ)相続税納税

公開企業と合併した場合には、換金が難しい非公開の自社株が、いつでも売却可能な公開企業の株式に変換されるため、売却して相続税の納税資金とすることができます。

4 不動産投資を活用し、相続税評価上の純資産価額を引下げる対策の事例

(1)対策の内容

法人の所有している遊休地に、借入金で賃貸物件を建築した場合、不動産取得後3年以上経過すれば、相続税評価額で計上され、簿価との乖離が生じ、株式の純資産価額方式による評価額が下がることになります。

この手法は、純資産価額引下げの手法ですが、もし、当該会社が株式保有特定会社であれば、株式保有特定会社からの離脱、土地保有特定会社であれば、借入金で建物を建築することにより、土地保有特定会社から離脱する効果もあります。

(2)具体例

(イ)現状

法人のバランスシート (千円)

科目	相続税評価額	帳簿価額	科目	相続税評価額	帳簿価額
流動資産	50,000	50,000	債務	20,000	20,000
土地	300,000	10,000			
計	350,000	60,000	計	20,000	20,000

純資産価額

$$= \frac{350,000 - 20,000 - \{(350,000 - 20,000) - (60,000 - 20,000)\} \times 42\%}{\text{相続税評価額} \quad \text{法人税等相当額}}$$

$$= \underline{208,200 \text{ 千円(A)}}$$

(ロ)対策案

借入金4億円で、賃貸用不動産を建築する。

賃貸用不動産の相続税上の評価額

$$\text{土地} \quad 300,000 \times (1 - \underbrace{0.6}_{\text{借地権割合}} \times \underbrace{0.3}_{\text{借家権割合}}) = 246,000 \text{ 千円}$$

$$\text{建物} \quad 400,000 \times \underbrace{60\%}_{\text{固定資産税評価割合}} \times (1 - \underbrace{0.3}_{\text{借家権割合}}) = 168,000 \text{ 千円}$$

(八)対策実行3年経過後

法人のバランスシート

(千円)

科目	相続税評価額	帳簿価額	科目	相続税評価額	帳簿価額
流動資産	50,000	50,000	債務	420,000	420,000
土地	246,000	10,000			
建物	168,000	400,000			
計	464,000	460,000	計	420,000	420,000

純資産価額

$$= 464,000 - 420,000 - \frac{\{(464,000 - 420,000) - (460,000 - 420,000)\} \times 42\%}{}$$

相続税評価額

法人税等相当額

$$= \underline{42,320 \text{ 千円 (B)}}$$

$$\text{差引評価減 (A - B) } \underline{165,880 \text{ 千円}}$$

(3)留意点

(イ)借入金による建築物件は、賃貸物件の場合、立地・市場等に合致し、安定して高収益を生み出してくれるものを建築する必要があります。

(ロ)購入規模が適正であることも必要です。

(ハ)増資による自己資本により、資金調達を行い、借入金を圧縮して実行しても効果は同一です。

5 金庫株制度を活用し、相続税納税を行う事例

(1) 制度の概要

(イ) 内容

会社が自己株式を買受けるためには、一定の場合を除いて、定時株主総会の特別決議（相対取引の場合。なお、公開会社が市場から自己株式を買取る場合には普通決議となります。）が必要となります。その決議内容については、次期の定時株主総会終結の時までに買受ける株式の種類、株数、取得価額の総額等です。

自己株式の取得財源は、「配当可能利益」の範囲内となっております。「配当可能利益」とは、一定の場合（開業準備費、開発費及び試験研究費が計上されている場合）を除き、貸借対照表上の純資産額から資本金、資本準備金及び利益準備金（その決算期に積立てることを要するものを含む）の合計額を控除したものとなります。また、資本金の4分の1を超える法定準備金（資本準備金・利益準備金）を取崩し、自己株式の取得財源に加えることが可能です。

(ロ) 「金庫株」として自己株式を売却した株主の課税関係

「金庫株」として自己株式を売却した株主に対しては、その売却価額が当該株式に対応する資本等の金額（資本金＋資本積立金）を超える部分の金額について「みなし配当」として課税されることとなりました。あわせて、その対応する資本等の金額が当該株式の取得価額を超える場合には、その差額を譲渡益として譲渡所得税（税率20%）が課税され、また満たない場合においては、譲渡損として他の所得と通算（個人の場合には、有価証券の譲渡益とのみ通算可能）されます。

売却した株主が個人の場合、「みなし配当」は配当所得に該当し、所得税等の総合課税として最高税率が43.6%（所得税37% - 配当控除5% + 住民税13% - 配当控除1.4%）となることから、所得金額が大きくなると第三者に譲渡し換金する場合と比べて課税上不利になります。

また、売却した株主が会社である場合には、「みなし配当」について「受取配当等の益金不算入制度」を適用することにより課税所得が軽減され、第三者に譲渡し換金する場合と比べて課税上有利となります。

(八)自己株式を取得した会社の課税関係

以下の3つの形態に分けてご説明いたします。

(a)自己株式の取得

会社が自己株式を取得した場合には、購入価額が当該株式に対応する資本等の金額を超える部分について利益積立金を減少させることとなります。(この部分が利益積立金の払戻としてみなし配当とされます。)したがって、単に利益積立金が減少されるだけで課税関係は発生しません。

(b)自己株式の消却

会社が保有している自己株式を消却した場合には、単に当該株式に対応する資本等の金額が減少するだけで資本等取引として課税関係は発生しません。

(二)自己株式の売買価額

自己株式の売買価額については、当事者間で自由に決定できます。ただし、税法で定められた時価と乖離がある場合には課税上の問題が発生します。この税法で定められた時価とは、法人税法・所得税法に規定される時価であり、株式の相続税評価額とは必ずしも一致しません。

(2)具体例

(イ)概要

相続財産のほとんどを同族会社C社の株式が占める被相続人A氏の相続人B氏が相続税の納税にあたり、C社株をC社に金庫株として売却する。

(ロ)前提事項

・被相続人の財産

・同族会社C社株式 10億円

被相続人Aが100%所有

発行済み株式総額 200,000株

1株当たりの純資産価額 5,000円

資本金 1,000万円

資本準備金 なし

金融資産 なし

・相続人 1人 B氏

・相続税額 4億2300万円

- ・ 相続人 B 氏の所得税等の限界税率は 50%

(八) 売却による所得税等の額

相続税の納税のために B 氏の 4 億円分の C 社株を C 社に金庫株として売却した場合の所得税等の額

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{譲渡金額} \\ 4\text{億円} - \left(\begin{array}{l} \text{取得費(注1)} \\ 400\text{万円} + \begin{array}{l} \text{取得費加負額(注2)} \\ 1\text{億}6920\text{万円} \end{array} \end{array} \right) \end{array} \right\} \times 20\% = \boxed{4536\text{万円}}$$

(注 1)

$$200000\text{株} \times \frac{4\text{億円}}{10\text{億円}} \times \frac{1\text{件当たりの取得費}}{200000\text{株}} = 400\text{万円}$$

(注 2)

$$4\text{億}2300\text{万円} \times \frac{4\text{億円}}{10\text{億円}} = 1\text{億}6920\text{万円}$$

(3) 制度活用による効果の例

(イ) 創業者利潤の実現

未上場会社のオーナーの場合、金庫株の解禁前は非公開の自社株を換金することには多くの制約がありましたが、金庫株制度の創設により、所有する自社株を会社に金庫株として譲渡して、現金を手に入れることが容易になり、株式を公開しなくても創業者利潤を獲得することが可能になりました。

(ロ) 個人財産の相続税軽減

将来、自社株の評価額が更に上昇する事が予想される場合には、オーナーが自社株を保有したままではその株式に対して課される相続税の負担も将来に向けて大きくなることとなります。そこで、会社支配権を維持できる範囲内でオーナーが保有する自社株を会社に売却(換金)することにより、オーナーが保有する自社株の評価額上昇による課税財産額増大リスクを一部排除することができます。

更に、株式売却資金で相続税評価額の減額効果が高い賃貸不動産等を取得した場合には、現預金のまま保有する場合に比して大きな相続税軽減効果があります。

(ハ) 株式評価額引下げ

オーナーが持株会社を通じて事業会社を支配しているケースで、その持株会社が「株式保有特定会社」(*)に該当する場合には、純資産価額を基本とした評価が強制されるため、持株会社の株価評価額が高額となります。このようなケースで評価額

を引下げるには、持株会社を株式保有特定会社としての評価の適用からはずし、原則的評価の適用を可能とした上で、類似業種比準価額及び純資産価額の評価を低減させることが有効です。

そこで、金庫株を活用した以下のスキームを実行いたします。

(a) 持株会社を株式保有特定会社としての評価の適用からはずすため、持株会社が所有する事業会社の株式を金庫株制度を活用して事業会社に売却し、持株会社の時価総資産のうちを占める株式等の割合を50%未満に引下げます。

(b) 持株会社は事業会社の株式売却資金に一部借入金を加えて相続税評価額の減額効果の高い賃貸不動産等を取得します。

以上の対策により、持株会社は株式保有特定会社としての評価の適用をはずすことができ、類似業種比準価額と純資産価額の併用方式で株価の評価をすることが可能となります。類似業種比準価額が低くなるよう工夫をし、また賃貸不動産等の取得により純資産価額も取得前と比べて低い評価となりますので、持株会社株式の評価額引き下げに大きな効果が生じます。

(*) 「株式保有特定会社」とは、時価総資産のうちを占める株式等の割合が中小会社で50%、大会社で25%以上となっている会社のことです。

(二) 相続税納税資金の調達

相続した財産のほとんどが同族会社株式である場合には、納税資金の調達が大きな問題となっていました。金庫株制度の創設により同族会社株式を会社に譲渡して納税資金を調達することが可能となりました。

なお、金庫株制度の創設前にも、相続により取得した同族株式を会社が買取ることができる制度がありましたが、この制度は「相続人が相続により取得した株式に限る」等の規定があり、納税資金の調達で様々な制約がありました。

(ホ) 会社支配権強化対策

商法の規定により、会社が保有する自己株式については議決権を行使することができません。したがって、会社が株主から自己株式の取得をした場合には、議決権を有する発行済み株式数が減少することを意味しますので、他の株主が保有する株式の議決権割合が相対的に高くなります。この仕組みを利用して、オーナーグループの会社支配権を強化することができます。

<例> 発行数株式数 1,000 株の会社が少数株主の 150 株を
自己株式として買取った場合

株主グループ	買 取 前		買 取 後	
	株 数	議決権割合	株 数	議決権割合
オーナーグループ	450 株	45%	450 株	52.9%
第二位株主グループ	300 株	30%	300 株	35.3%
その他少数株主	250 株	25%	100 株	11.8%
自己株式	0 株	0%	150 株	0%
合 計	1,000 株	100%	1,000 株	100%

この事例では、自己株式の取得によりオーナーグループの議決権割合が過半数を超えることとなります。

第6章 株式公開と事業承継

1 株式公開の意義と手続

(1) 株式公開の意義

株式公開とは、非公開の自社株を証券市場に上場・公開することにより、特定の少数株主に支配されていた閉鎖的な会社が、広く外部の一般株主から出資を仰ぎ、開かれた会社となることです。最近ではIPO（Initial Public Offering：新規公開）という言葉が使われることも多くなっています。

株式公開を行うことにより、事業拡大に不可欠な長期安定資金の調達が可能になることや社会的知名度が上がることによる様々なメリット等を享受できる反面、不特定多数の外部株主が増えることで、会社の運営上、同族経営の時には意識することのなかった種々の制約を受けることにもなります。

また、一旦株式公開した後は、配当原資となる利益を長期安定的に計上することや常に株価を意識した経営が求められる等、非公開会社とは比べものにならない重い責任を負うこととなります。

したがって、株式公開を検討するにあたっては、会社の長期的な成長ビジョンに確信が持てることが前提であり、その上で、株式公開により得られるメリットと負うべき責任を比較考量して決定することとなります。

(2) 株式公開の手続

(イ) 証券市場の種類

株式を公開する証券市場には、大きく分けて「取引所市場」と「店頭市場」の2種類があります。

(a) 取引所市場

東京、大阪、名古屋、福岡、札幌の全国5カ所に開設されています。それぞれの市場において、独立した法人組織が独自の運営を行なっています。

更に、一つの取引所において、上場基準の違いによる複数の市場が運営されています。

（例：東京証券取引所 東証1部 東証2部 東証マザーズ）

(b)店頭市場

日本証券業協会に店頭銘柄として登録された株式が売買される市場を言います。取引所市場と違い、特定の場所や施設があるわけではなく、実際の取引は証券会社のコンピュータネットワークを通じて行なわれています。

一般的にはジャスダック市場と呼ばれています。

(3)株式公開の基準

(a)取引所市場

株式を上場するためには、各市場において独自に定められている上場審査基準を満たさなければなりません。通常は、形式基準と実質基準の2つの基準に適合する必要があります。

1)形式基準

上場する株式数、株主数、株主資本の額等の客観的な数値基準で、上場するために最低限満たすべき基準です。各市場ごとに独自の基準が設けられています。

また、形式基準は、非公開会社が株式公開の可能な会社かどうかの判定をするための目安にもなります。

2)実質基準

上場申請した会社が、公開会社となるに相応しい公正・健全な会社であるかどうか等を審査するための基準です。具体的な内容は各市場に応じて異なりますが、主なポイントは、過去の業績や将来の事業計画を基にした会社の継続性および収益性判定、不明朗な取引の有無や社内牽制組織が機能しているか等を基にした健全性判定、法令に準拠した規程や書類が整備されているか等を基にした開示の適正性判定などの会社の質的側面が基準とされています。

(b)店頭市場

店頭登録するための基準には、信頼性や安定性に加え、将来性や成長性が投資家から高く評価される企業の株式公開が可能となるような基準が定められています。

各市場の形式基準については、章末の〈参考資料〉をご覧ください。

2 株式公開のメリット及びデメリット

(1) メリット

(イ) オーナーのメリット

- ・流動性の乏しい自社株を換金可能な公開株に換えることにより、創業者利潤を実現することができます。
- ・流動性の高さという付加価値が付与されることで、保有株式の資産価値・担保価値が向上します。
- ・新規公開時に認められる株式売却益課税の軽減特例や非公開株よりも低い譲渡所得税率などの税制上のメリットを享受することができます。
- ・換金可能な財産となることで、相続税の納税資金対策としても有効です。

(ロ) 会社のメリット

- ・証券市場から直接多額の資金調達をする道が開けます。
- ・金融機関に対する信用力も向上するため、より有利な条件で借入をすることができます。
- ・会社の知名度が上がり、社会的信用が向上します。
- ・オーナーのワンマン経営から近代的な組織的経営へと移行し、会社運営の安定性が増します。
- ・会社の知名度が上がることで、既存社員の士気が高まります。
- ・ストックオプションの手法を活用すれば、優秀な人材を確保し易くなります。
- ・従業員持株会を設立すれば、安定株主作りと福利厚生としての従業員の資産形成を同時に実現することができます。

(2) デメリット

- ・上場するための準備作業自体に、多大な人的・経済的エネルギーを要します。
- ・外部株主が増えるため、オーナー社長の一存による意思決定ができなくなる可能性があります。
- ・株式が市場に流通することで、株式買占めや投機取引に巻き込まれる可能性が生じます。
- ・証券取引法その他の法令で公開会社に義務付けられる諸手続や IR 活動のための事務作業や費用負担が増加します。

3 事業承継における株式公開の活用

(1) 事業承継での株式公開の目的

(イ) 事業経営の承継の側面

会社が健全に存続していくためには成長を続けることが必要です。会社が成長するために必要とされるものはたくさんありますが、中でも優秀な人材と事業資金は必要不可欠と言えます。上記「株式公開のメリット」でご説明したとおり、株式公開は優秀な人材確保と資金調達を実現するための有効な手段となります。そこで、一定の規模に成長した会社は、更なる事業発展のための人材確保と資金調達という難しい課題を解決する手段の一つとして、株式公開を検討することになります。

また、創業者が社長であるオーナー企業は、オーナー社長のカリスマ性によって会社経営が成り立っている場合も数多くあります。このような会社では、オーナー社長引退後において業況を維持できず、会社の存続さえ危険な状況に至る可能性もあります。株式を公開するということは、上場審査基準の項目の一つである組織的経営体制の確立を実現することを意味しています。株式公開を契機に会社経営を近代的・組織的な経営に変えることで、会社の永続性を確保することも、事業承継における株式公開の目的となります。

(ロ) 事業財産の承継の側面

株式公開が可能な優良企業であれば、一般的には公開により大幅な株価の上昇が期待できます。合わせて、流動性の乏しい自社株が、換金性の高い公開会社株式に置き換わることで、財産の質の面から見た価値も大幅に向上することになります。

財産としての自社株の価値が、量と質の両面ともに増加することで、財産の組替えを活用した相続対策や納税資金の調達方法等のバリエーションが大幅に増え、より適切なプランを選択することができるようになります。結果として、後継者により多くの事業財産を承継することができるようになります。

(2) 資本政策において留意すべき事項

(イ) 資本政策の内容

株式公開時における株主構成、持株比率、発行済株式数などの目標を決めて、経営権の確保・創業者利潤の実現・安定株主の確保などを実現しながら、株主割当増資、第三者割当増資、新株予約権の発行などの手法を使って、公開基準を満たす資本調達をするための政策です。

オーナー社長は、この資本政策を適切に実行することにより、創業者利潤の確保や後継者への事業承継を実行していくこととなります。

(ロ) 資本政策の手順

事業承継を念頭に置いた資本政策を行う場合、最も重視すべきポイントはオーナー一族の会社支配権の維持とオーナーの相続税対策です。一般的には以下のような手順にて実行されます。

(a) 目標設定

公開を目指す市場、公開時期、オーナー一族の株式保有割合等の基本的な目標を設定します。

(b) 事業計画

公開を目指す市場の公開基準を満たすための会社の事業計画を具体的に定め、公開時の株価を想定し、これを基に相続税対策を組み立てます。

(c) 各スキーム実行

公開前の数年間をかけて株式分割や新株予約権等の方法を計画的に実行し、オーナー一族の保有株数の増加を図ります。オーナー一族で会社支配権を維持できる株数を確保しつつ、一部の保有株については売出しなどにより換金し、有効活用や納税のための資金とします。

(d) 効果

公開可能な会社の株価は、公開により公開前の数倍から数十倍に上昇するケースも多くあります。オーナーの資産価値は増加するとともに、一部の株式を換金することにより、納税資金の確保も容易になるため、後継者への株式の移転対策を行いやすくなります。

(ハ) 資本政策の手段と留意事項

(a) 資本政策の手段

資本政策の方針を決定した後、具体的に推進していくために以下のような手段を活用します。

1) 株式売買・贈与

イ. オーナーが株式のほとんどを所有している場合、株式公開前に後継者に対し株式を売買ないし贈与しておく方法があります。これにより、後継者の持株比率を高め、事業承継を容易にすることができます。

また、従業員持株会や役員に対し株式を譲渡しておくことで、安定株主作りを行う方法もあります。

□.株式が後継者以外の親族・従業員個人・取引先等に数多く分散している場合、これらの株主からオーナー・後継者・従業員持株会・銀行等の安定株主に対する株式譲渡を促す必要があります。株式が分散したままで株式公開を行った場合、それらの株式が一度に市場で売却されること等により適正な株価形成に支障が出るなどのマイナスの影響が生じる可能性があります。

2)増資

イ.株主割当増資

株主に対し持株割合に応じて株式を割当てる増資です。持株割合を変えずに発行済株式数を増加させることができます。

ロ.第三者割当増資

特定の者に任意の数の割当てを行う増資です。オーナー・後継者・役員・従業員持株会等の安定株主に対する増資が一般的に行われます。この方法の利用法・手続・注意点等については、第2章、第2、4を参照して下さい。

3)新株予約権

新株予約権を役員や従業員等に対し発行する方法も有効です。これにより、役員・従業員の士気・モラルを向上させるとともに、安定株主対策を行うことができます。

4)従業員持株会

安定株主である第三者として、従業員持株会を活用する方法もあります。上記の第三者割当増資やオーナーの保有株式を配当還元価額で譲渡することにより、株価引下げや相続税を軽減する効果が期待できます。従業員持株会の利用法・手続・注意点等については、第2章、第2、3を参照して下さい。

5)株式分割

株式分割とは、株式を細分化することにより株主の持分割合を変えずに発行済株式数を増加させることです。株式分割を行うことによって一株当りの株価が下がるため、より多くの投資家に購入の機会を与えることができます。

(b) 資本政策を行う上での留意事項

株式公開後も会社支配権を維持するためには、オーナー一族の有する議決権割合を低下させない工夫と配慮が必要です。

非公開会社が株式公開を行う場合、多数の新たな株主を募集する必要があるため、売出し(オーナー等が保有する既存の発行済み株式を新株主に売却するもの)または公募(増資により新たに株式を発行するもの)のどちらの場合でも、オーナー一族の相対的持株数は減少するのが一般的です。そこで、持株数が減少しても議決権割合を低下させないために、従業員持株会やメインバンク等のオーナー一族に協力的な外部安定株主を確保することなどが必要となります。

また、株式公開は後継者の保有株式を増やすための絶好の機会となりますが、逆に株式公開後はオーナー一族の相続税対策のための意図的な株価引下げ等は一切行うことはできませんので、事前の資本政策を綿密に計画し、確実に実行していくことが必要となります。

(3) 株式公開の手順と留意すべき事項

(イ) 株式公開の手順

(a) 株式公開の企画検討・立案

株式を公開する目的を明確化し、メリット・デメリットを比較検討した上で、株式を公開する市場や公開時期を決定し、株式公開までのスケジュールを作ります。

(b) 監査法人の決定

株式公開準備には、監査法人の協力が必要であり、自社に適した監査法人を選ぶことが重要です。

監査法人は、公開を目指す会社の予備調査や公開までの会計監査を継続的に行い、監査意見書を作成します。

(c) 主幹事証券の決定

株式公開準備には、主幹事となる証券会社との協力が不可欠であり、自社に適した証券会社を選ぶことが重要です。

主幹事証券会社は、公開を目指す会社の調査を行い、公開に至るまでの書類上の手続や株式の売出し・公募などを行いません。

(d) 資本政策の計画策定

監査法人、証券会社の協力を得て、資本政策の基本計画を策定し、計画にしたがって実行します。

(e) 社内体制・関係会社の整備

株式公開準備室の設置、組織・規程の整備、内部牽制組織の確立、財務・経理組織の整備等、社内体制の整備・強化を進めます。

また、関係会社との恣意的な取引などがある場合には、公開前に整理・解消しておく必要があります。

(f) 上場申請書類の作成

各市場の基準に従った申請書類を作成します。

(g) 審査

申請された書類を基に審査が行なわれます。

(h) 株式公開

(ロ) 株式公開の留意事項

株式を公開して上場企業となった場合、証券取引法など非公開時代には考慮する必要のなかった法令やルールが新たに適用されることとなります。公開会社になる以上は、公開準備の段階から法令遵守を強く意識することが必要です。また、これらの法令順守の必要性は、会社運営の局面に限らず、大株主としての個人の行動にも及ぶこととなります。

公開会社になることによって得られるメリットの裏には、その代償としての様々な法令等に基づく制約も存在していることを覚悟する必要があります。

< 参考資料 >

各市場の上場基準（形式基準）

- ・ 東京証券取引所
- ・ 大阪証券取引所
- ・ 名古屋証券取引所
- ・ 福岡証券取引所
- ・ 札幌証券取引所
- ・ 新興市場（東京、大阪、名古屋）
- ・ ジャスダック市場

東京証券取引所 上場基準

項目		市場第1部	市場第2部
上場株式数		10万単位以上	4,000単位以上
株式の 分布状況	少数特定者 持株比率	上場時 70%以下	上場時 75%以下
	株主数	3万単位未満：2,200人以上	1万単位未満：800人
		3万単位以上：2,300人+1万単位ごとに100人	1万単位以上：1,000人
		20万単位以上：4,000人+2万単位ごとに100人	2万単位以上：1,200人+1万単位ごとに100人(上限2,200人)
設立後経過年数		3年以上	
上場時価総額		500億円以上	20億円以上
株主資本(純資産)の額		直前事業年度末日において10億円以上	
利益の額	aまたはb	a. 最近2年間について、最初の1年間は1億円以上、最近の1年間は4億円以上	
		b. 最近3年間について、最初の1年間は1億円以上、最近の1年間は4億円以上かつ3年間の合計が6億円以上	
時価総額		1,000億円以上	
財務諸表		最近2年間に「虚偽記載」を行っていないこと	
		最近2年間の監査報告書等において「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付き適正意見」が記載	
		最近1年間の監査報告書等において「無限定適正意見」が記載	
株式事務代行機関の設置		株式事務を東証の承認する株式事務代行機関に委託していること	
株券の様式		東証の定める様式に適合	
株式の譲渡制限		株式の譲渡につき制限を行っていないこと	
指定保管振替機関の取扱同意		指定保管振替機関に対する取扱の同意	

大阪証券取引所 上場基準

項目		市場第1部	市場第2部
上場株式数		10万単位以上	2,000単位以上
株式の 分布状況	少数特定者 持株比率	上場時 70%以下	上場時 80%以下
	株主数	3万単位未満：2,200人以上	300人以上
		3万単位以上：2,300人+1万単位ごとに100人	
		22万単位未満：4,000人	
22万単位未満：4,000人+2万単位ごとに100人			
設立後経過年数		3年以上	
上場時価総額		500億円以上	10億円以上
株主資本(純資産)の 額		10億円以上	3億円以上
利益の額	a または b	a. 最近2年間：最初の1年間は1億円以上、最近の1年間は4億円以上	最近1年間：1億円以上
		b. 最近3年間：最初の1年間は1億円以上、最近の1年間は4億円以上かつ3年間の合計が6億円以上	
時価総額		1,000億円以上となる場合は「利益の額」は問わない	
財務諸表		最近2年間に「虚偽記載」を行っていないこと	
		最近1年間の監査報告書等において「無限定適正意見」が記載	
株式事務代行機関の 設置		株式事務を大証の承認する株式事務代行機関に委託していること	
株券の様式		大証の定める様式に適合	
株式の譲渡制限		株式の譲渡につき制限を行っていないこと	
指定保管振替機関の 取扱同意		指定保管振替機関に対する取扱の同意	

名古屋証券取引所 上場基準

項目		市場第1部	市場第2部
上場株式数		10万単位以上	2,000単位以上
株式の 分布状況	少数特定者 持株比率	上場時 70%以下	上場時 80%以下
	株主数	3万単位未満：2,200人以上	300人以上
		3万単位以上：2,300人+1万単位ごとに100人	
20万単位以上：4,000人+2万単位ごとに100人			
設立後経過年数		3年以上	
上場時価総額		500億円以上	10億円以上
株主資本(純資産)の額		10億円以上	3億円以上
利益の額	aまたはb	a.最近2年間：最初の1年間は1億円以上、最近の1年間は4億円以上	最近1年間：1億円以上
		b.最近3年間：最初の1年間は1億円以上、最近の1年間は4億円以上かつ3年間の合計が6億円以上	
時価総額		1,000億円以上	
財務諸表		最近2年間に「虚偽記載」を行っていないこと	
		最近2年間の監査意見「適正」	
		最近1年間は「無限定適正」	
株式事務代行機関の設置		株式事務を名証の承認する株式事務代行機関に委託していること	
株券の様式		名証の定める様式に適合	
株式の譲渡制限		株式の譲渡につき制限を行っていないこと	
指定保管振替機関の取扱同意		指定保管振替機関に対する取扱の同意	

福岡証券取引所 上場基準

項目		既存市場	Q - Board
上場株式数	上場時	200万株以上	上場時に500株以上の公簿増資
株式の 分布状況	少数特定者 持株数	80%以下	
	株主数	300人以上	200人以上
設立後経過年数		3年以上営業活動継続	
株主資本の額		申請直前期末3億円以上 (単体が負でないこと)	正(上場時の時価総額が3億円以上)
利益の額		最近1年間5,000万円以上	(上場対象になる企業について売上高が計上されていること)
連結財務諸表等		a. 最近2年間に「虚偽記載」を行なっていないこと b. 最近2年間の監査報告書等の統合意見が「適正」であること c. 最近1年間の監査報告書等が「無限定」であること	「上場のための有価証券報告書」に添付される監査報告書及び中間監査報告書において、「適正」及び「虚偽記載」なし
株式事務代行機関の設置		福証の承認する株式事務代行機関に委託	
株券の様式		福証の定める様式に適合	
株式の譲渡制限		株式の譲渡に制限なし	

札幌証券取引所 上場基準

項目		既存市場	アンビシャス
上場株式数		上場時 2,000 単位以上	基準なし
株式の 分布状況	少数特定者 持株比率	上場時 80%以下	基準なし
	株主数	上場時 300 人以上	上場時 200 人以上
	公募株式数	基準なし	500 単位以上の公募増資
設立後経過年数		株式会社として設立後 3 年以上	基準なし
上場時価総額		上場日 10 億円以上	株主資本の額が 2 億円以上かつ 時価総額が 3 億円以上
株主資本(純資産)の額		直前期末 3 億円以上	株主資本の額が正かつ時価総額 が 5 億円以上
利益の額		最近 1 年間 5,000 万円以上	直前期の営業利益の額が正
財務諸表等 及び中間 財務諸表等	虚偽記載	最近 2 年間に「虚偽記載」を行っていないこと	
	監査意見	最近2年間「無限定適正」又は 「除外事項を付した限定付き 適正」	最近 1 年間「無限定適正」
		最近 1 年間「無限定適正」	
株式事務代行機関の 設置		株式事務を札証の承認する株式事務代行機関に委託	
株券の様式		札証の定める様式に適合	
株式の譲渡制限		株式の譲渡につき制限をおこなっていないこと	
指定保管振替機関の取 扱同意		指定保管振替機関に対する取扱の同意	

新興市場の上場基準

	東証マザーズ	大証ヘラクレス				名証セントレックス
		スタンダード基準			グロース基準	
		第1号	第2号	第3号		
対象企業	成長性が高いと見込まれる事業を主要な事業としている企業					高い成長の可能性を有していると認められる企業
純資産の額		6億円以上	18億円以上	時価総額 75億円以上 又は 総資産 75億円以上 かつ 売上高 75億円以上	上場時株主資本 4億円以上 又は 時価総額 50億円以上 又は 税引前利益 75百万円以上	
時価総額	10億円以上					5億円以上
利益の額	上場対象となる事業について売上高が計上されていること	1億円以上				
設立経過年数			2年以上		1年以上又は時価総額 50億円以上	
最低浮動株式数		1,100単位以上			1,000単位以上	
最低公開株式数	1,000単元以上の公募又は売出し	500単位以上				500単位以上の公募又は売出し
浮動株時価総額		8億円以上	18億円以上	20億円以上	5億円以上	
株主数	300人以上	400人以上			300人以上	300人以上
監査意見	監査報告書において「適正」かつ「虚偽記載」なし。最近1年間「無限定適正」	最近2事業年度「虚偽記載」なし				監査報告書において「適正」かつ「虚偽記載」なし。最近1年間「無限定適正」

ジャスダック市場 店頭登録基準

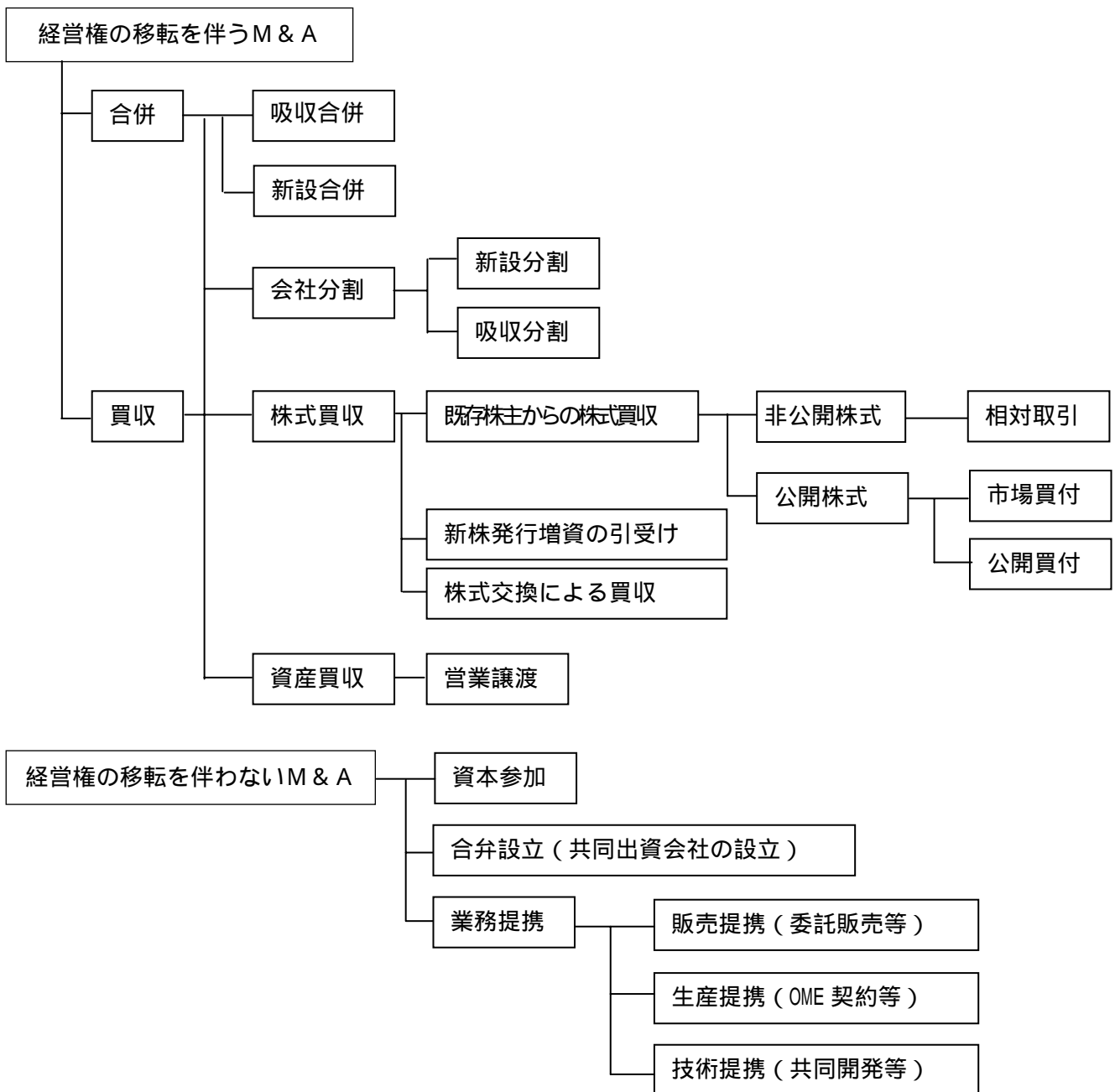
項 目		登 録 基 準
株主数	1万単元未満	300人以上
	2万単元未満	400人以上
	2万単元以上	500人以上
利益の額		直前事業年度における当期純利益の額が正又は経常利益金額が5億円以上
純資産の額		事業年度末において2億円以上
時価総額		登録日において10億円以上
監査意見		直前2事業年度の監査意見を必要とし、かつ直前事業年度は「無限定適正」

第7章 M & Aと事業承継

第1 M & Aの概要

1 M & Aの意義

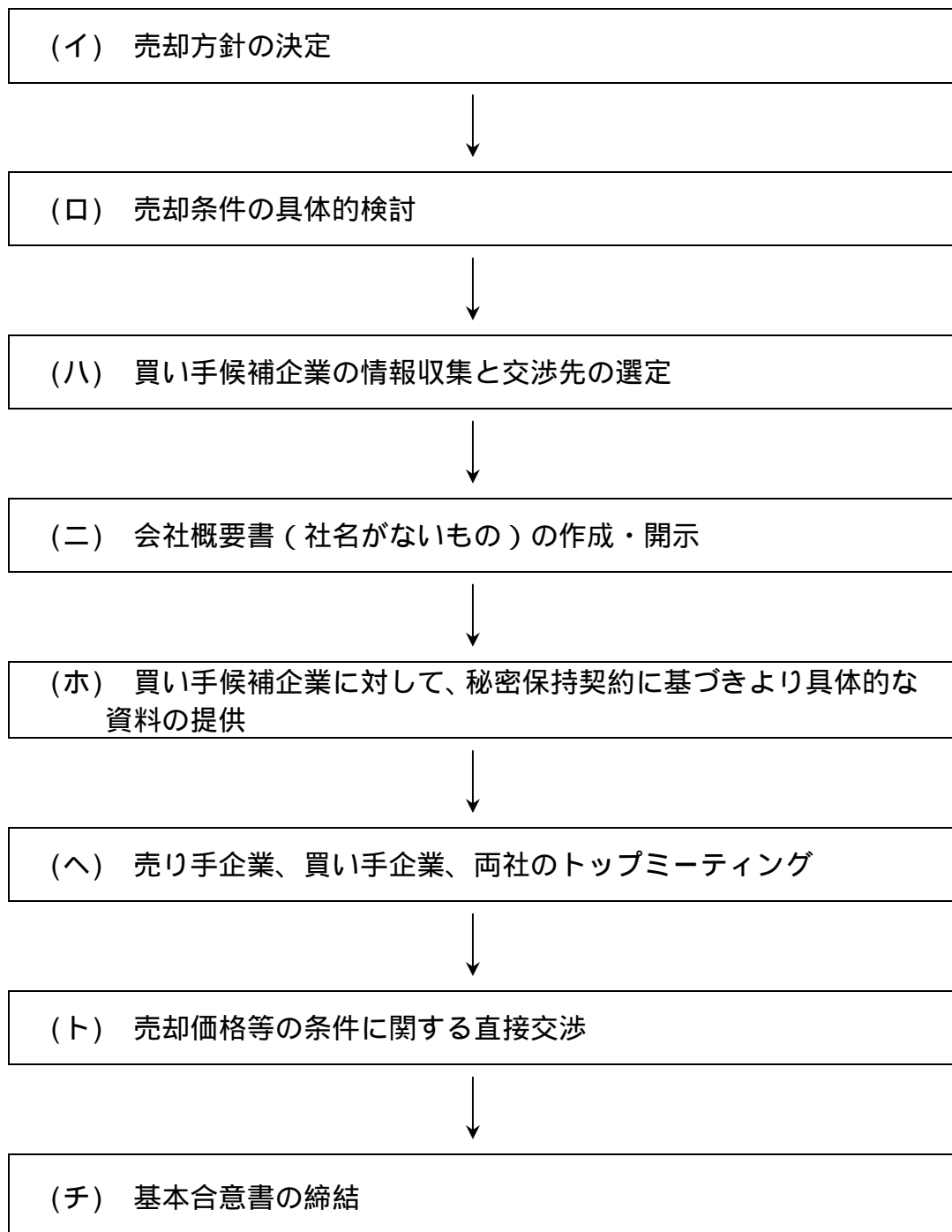
M & Aとは、Merger & Acquisitionの略で、一般に「企業の合併・買収」と呼ばれています。しかし、実際にはM & Aといっても、合併や買収だけに限られるものではなく、様々な形態が存在し、それらを総称して「M & A」と呼ばれています。

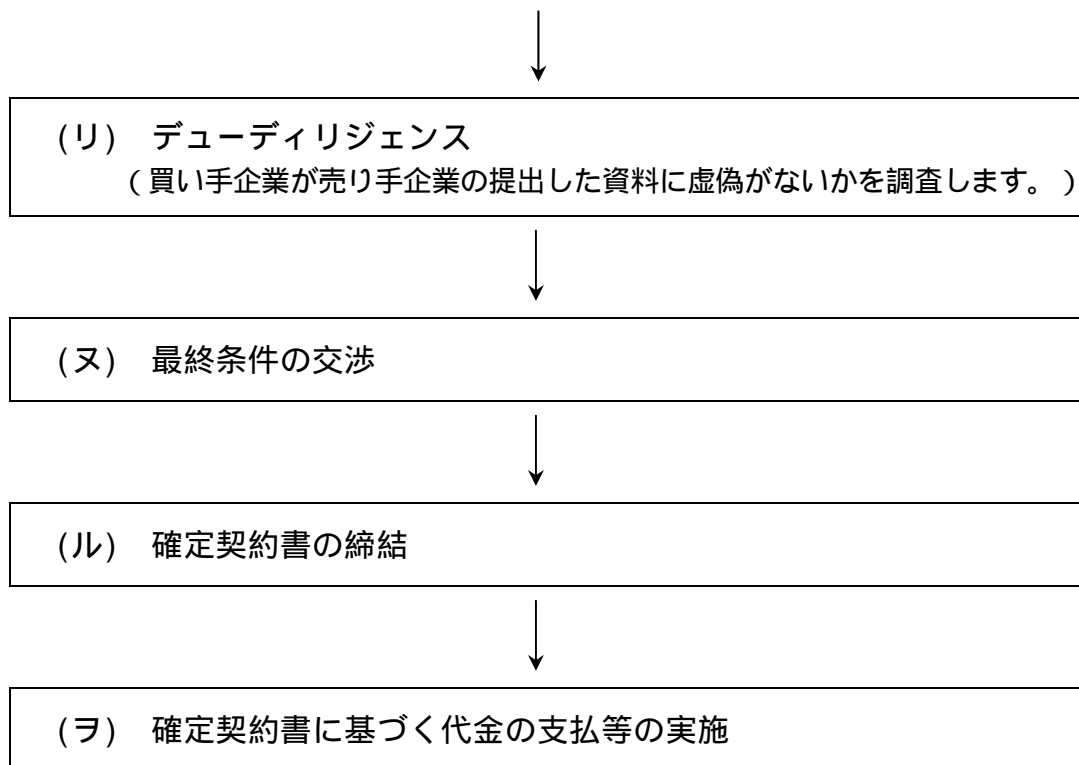


2 M & Aの進め方

(1)ステップの概要

M & Aのうち、最も代表的な形態である代理人の援助のもとに会社売却する場合の一般的な実行ステップは、以下のとおりです。





(2)各ステップの具体的な内容

(イ)基本方針の決定

まず、現在の会社の状況、マーケットの環境等を分析し、何が今後検討しなければならない課題なのかを明確にしていきます。後継者不在の問題や兄弟間における会社支配権争いの問題など様々な問題が考えられますが、これらの問題に対して外部環境と内部経営の両側面から分析を行うことが重要です。

この現状把握・自社分析をした後、その問題に対する対策と方向性を明確にしていきます。あわせて、その対策の手段としてM & Aを取り入れるかどうかも検討します。M & Aが有効な手段であるということになれば、その実行に必要な検討事項を整理し、基本計画を策定します。

(ロ)情報収集と対象企業の選定

上記(イ)の基本方針を策定したら、その基本方針の対象となる企業等を検討し、リストアップすることになります。この段階では、あまり条件を厳しく決めて対象を絞り込むのではなく、広く対象として可能性のある企業等をリストアップすることが重要と考えられます。

次にリストアップした企業について、個々の財務情報や信用情報等を入手し、集めた外部情報を綿密に積み重ね、検討・分析し、M & Aの対象となり得るかどうか判断していきます。

(八)対象企業へのアプローチ

次に絞り込んだ対象企業に対して初期的な打診し行き、M & Aに関する相手方の反応等を確認します。通常の場合、この初期的な打診の段階では、まず当方の企業名を開示せずにM & A案件そのものに関心があるか否かの確認を行い、その中でM & A自体に関心があるという先に対しては、当方の企業名等を開示した上で再度意向の確認を行います。相手先企業の意向確認には、情報等についての細心の気配りが必要となります。したがって、直接交渉は絶対に避けるべきであり、信頼できる専門家等をM & Aアドバイザーとして依頼することが得策と考えられます。

(二)スキームの検討とその効果のシミュレーション

M & Aについて対象企業の初期的な選定ができれば、次はM & Aのスキームの概要を検討していきます。先の段階では、そのスキーム等について相手先企業との直接の交渉が行われることから、とりあえず、こちら側の要望を整理しておきます。実務的には、スキームの違いによって双方にメリット・デメリットが出てくるケースも多々ありますので、そのケースごとにシミュレーションを行い、比較検討をします。

(ホ)秘密保持契約書の締結

M & Aに関して秘密保持を徹底することは、最重要の留意点であります。例えば、事業譲渡のケースの場合には、情報が漏れることによって、知らないうちに「身売り」の噂が立ってしまい、信用不安を引き起こし、多大な損害が発生する危険性があります。そこで、双方の情報開示に先立ち秘密保持契約を締結いたします。

記載される主な内容は、以下のとおりです。

- (a) M & A当事者の会社名およびM & Aの方法
- (b) 秘密保持契約の対象範囲（当該会社のみでなく、担当の従業員、公認会計士等に拡大する旨）
- (c) 秘密保持の期間
- (d) 取引が不調に終わった場合の機密資料の原本および写しの返還に関する事項
- (e) 損害賠償に関する事項 など

(へ)企業価値評価

M & Aにおいては、当事者間の交渉により取引金額や合併比率、交換比率等を決定することになります。通常の場合、その交渉の基礎資料として参考にするために企業価値評価を行うことになります。企業価値評価は、M & Aの取引金額を決定するにあたって非常に重要な影響を与えるものであり、かつ、評価に関する高度な専門的知識や経験が必要となることから、第三者の公認会計士等に依頼するのが一般的です。なお、具体的な評価の手法としては、以下のようなものがあります。

(a)時価純資産方式

企業のストックとしての純資産に着目して、企業や事業の価値及び株価等を算定する方式です。貸借対照表の資産、負債を時価で再評価し、必要な調整を加えて時価純資産を算出します。

実務上は、不動産を多く所有する企業や含み資産を考慮する場合等によく利用されております。

企業のストックに着目して評価する手法であることから、重要な収益力等が反映されにくいという欠点があります。

(b)DCF方式

企業のフローとしての収益又は利益に着目して、企業や事業の価値及び株価等を算定する方法です。5年ないし10年間の事業計画に基づく予想損益計算書や予想貸借対照表から各年度のキャッシュフローおよび残存価値を算出し、その合計を現在価値に還元して企業価値とする方法です。

(c)類似会社比準方式

評価対象会社に類似する上場会社等と評価対象会社の1株当たりの純資産、純利益等をそれぞれ比較し、その平均比準値と類似会社の平均株価との比較により評価対象会社の1株当たりの価値を算出する方法です。

上記の評価方法の中から評価対象会社に最も適した方法をいくつか組み合わせて評価を行います。

(ト) 諸条件の交渉

相手先企業の情報開示を受け、先に検討していたスキーム等の実行可能性やM & A効果が確認された段階で、次に具体的な諸条件の検討、交渉に入ります。その内容としては、取引価額のほか、取引先、従業員の引継ぎ、オーナーの処遇なども含まれます。

(チ) 基本合意書の締結

諸条件交渉により両当事者の基本合意が形成された段階で、その合意した内容を記載した書面（基本合意書）を作成することになります。基本合意書は、通常の場合、法律的な拘束力はありません。しかし、基本合意の後により詳細な個別の合意が形成され、確定契約書の調印に至るまでには相当の日数が必要となること、デューディリジェンスを行う上での前提事項を確認する必要があることなどから一般的に作成しております。

基本合意書に記載される主な事項は、以下のとおりです（買収の場合）。

(a) 取引金額

M & Aの当事者にとって最も重要な事項である取引金額については、概算で記載されます。通常、基本合意書の作成時点においては、デューディリジェンスが実行される前段階なので、デューディリジェンスの結果如何によって、当該金額が変更される旨の但し書きを付けるのが一般的です。

(b) デューディリジェンスの実施

ビジネス、財務、法務等の観点からの売り手企業の調査（デューディリジェンス）を実施することについて、その承諾する旨を記載します。なお、その時点でデューディリジェンスの実行日程や調査担当の公認会計士等の名前、調査内容の詳細などが決まっていれば、それも合わせて記載します。

(c) その他

上記以外の条件等について合意した内容を記載します。

(リ) デューディリジェンス

「デューディリジェンス」とは、「精査」とか「詳細手続」などと呼ぶ場合もありますが、一般にはそのままデューディリジェンスと呼んでいます。その意味するところは売り手企業の事業について、買い手が当初想定した状況と現実の状況に相違ないかどうか検証・分析するための手続きです。

通常、M & Aの初期の段階では経営トップ層のごく限られた者が交渉等にあたるので、具体的な対象企業の状況を把握するには限界があります。基本合意書締結後には速やかに社内プロジェクトチームを作り、外部専門家と役割分担しながらデューディリジェンスを進めていくのが一般的です。デューディリジェンスには、3つの側面があり、以下のように分類することができます。

(a) ビジネスデューディリジェンス

ビジネスの収益性、市場の将来性、技術・製造ノウハウ、営業力、取引先との関係など非常に広範なビジネス全般にわたる調査を目的にします。

(b) 財務デューディリジェンス

財務諸表を中心として分析します。特に買収価額等の算定の基礎となった企業価値評価の前提事項について、デューディリジェンスを通して確認し、次の最終条件交渉に備えます。

(c) 法務デューディリジェンス

現在係争している事件ばかりでなく、進行中の法律問題の可能性、工業所有権等の所有権の確認、排他的独占的なノウハウ提供の有無、環境問題、将来の規制の可能性、PL問題など、法務リスクには顕在化している問題だけでなく、潜在している問題も多く、その重要性も大きいです。

(ヌ) 最終条件交渉

企業調査（デューディリジェンス）によって判明した事実関係に基づいて、様々な条件に関する最終交渉を行ないます。交渉の中ででてきた問題については、最終的には取引価額の調整という形で解決するのが一般的です。

(ル) 確定契約書の締結

当事者間で最終条件交渉により確定した内容について、取締役会の承認を受けた上で確定契約書を作成します。なお、株式譲渡の場合における株式譲渡契約書の記載例は以下のとおりです。

(a) 対象となる株式の特定と売買の合意に関する事項

(b) 売買価額の算定・調整に関する事項

(c) 売買価額の支払い、株券の引渡しに関する事項

(d) 表明と保証に関する事項

売り手側が対象株式についての権利者であり担保等の負担がないこと、財務諸表

- 等が正確であること、開示された以外に偶発債務や紛争等が存在しないことなど
- (e) 契約締結から取引の実行（クロージング）までの当事者の義務に関する事項
 - (f) 売買の前提となる事項
 - 表明と保証や契約上の義務違反があった場合には取引を実行する義務を負わないことなど
 - (g) 損害賠償、損失補償等に関する事項
 - (h) 株式譲渡（企業売却）期日
 - (i) その他の条項

第2 事業承継におけるM & Aの活用

1 事業後継者が存在する場合

(1) 複数の後継者（兄弟姉妹など）に各々単独で会社を承継させる場合

(イ) 概要

例えば、経営者である父の会社に息子である兄弟2人が共に勤務しているケースがあります。このように事業後継者として複数の候補が考えられる場合には、将来相続発生後において当該会社の経営権を巡り、兄弟間の熾烈な争いに発展していく可能性が考えられます。順調に会社が成長していても、経営権争いが発生し社内が分裂してしまうと事業そのものにも重大な影響を与えかねません。したがって、このような場合には、事業承継対策として複数の後継者に各々どのように事業を承継していくかという点について十分検討しておく必要があります。

(ロ) 方法

経営者である父が生前に予め2人の後継者のために会社を分割しておきます。相続発生後においては、2人の後継者に対し、それぞれの会社の株式を各々相続により承継させます。

(ハ) 留意点

この対策は、あくまでも経営者である父親が生前に会社分割を行っておくことが極めて重要となります。これは、主に以下の2つの理由に基づいております。

(a) 税制適格要件の充足

会社分割制度については、法人税法の規定の中で企業再編税制として「適格分割」要件が定められております。税法上の適格分割要件を充足する会社分割については、当該分割に伴う資産等の移転に対し、いわゆる含み益課税等を行わないこととされています。

この適格分割要件の中に「按分型」会社分割要件が定められております。「按分型」会社分割とは、分割法人の株主の持株比率に応じて分割新会社の株式を割り当てる会社分割をいいます。したがって、分割法人と分割新会社（分割承継法人）の株主構成及び持株比率が全く同じになる訳です。このことが意味するのは、経営者である父の相続が発生した後に、その承継した会社を各々100%単独所有の会社として兄弟2人で分割しようとする場合には、当初の株主構成・持株比率と違う株主構成・持株比率の分割新会社を設立することになり、いわゆる「按分型」

ではない「非按分型」の会社分割に該当します。したがって、適格分割に基づく税法上の特例は適用されず、当該分割について含み益課税等が発生してしまうこととなります。

この課税関係を回避するには、経営者である父が生前に予め会社を分割しておき、その分割した各々会社の株式をそれぞれの兄弟に相続させることが重要となる訳です。

(b)相続時の株式承継の争い及び分割を巡る争いの発生

経営者である父の相続発生までに会社分割が行われなければ、当然、当該株式の遺産分割を巡り兄弟間で熾烈な争いになることは容易に予想され、また、仮に遺産分割が完了したとしてもその後当該会社の分割においては株主総会決議が必要となることから、再度分割を巡る争いが発生する可能性が考えられます。

2 事業後継者が存在しない場合

(1) MBO (マネジメント・バイ・アウト)

(イ) 概要

非上場会社のオーナーで事業後継者がいない場合、株式譲渡などの方法で外部の第三者に経営権を譲渡する方法があります。しかし、外部の第三者に経営を譲渡する場合、従業員や取引先などに与える影響は非常に大きく、スムーズに事業の承継を行うことは事実上困難と考えられます。このようなケースにおいて、会社の現経営陣（取締役等）に当該株式を譲渡し、経営を承継していく方法としてマネジメント・バイ・アウト（MBO）が考えられます。MBOの場合には、外部の第三者が経営を承継する場合と異なり、現経営陣が事業を承継することになることから、会社内部及び外部への影響も比較的少なく、スムーズな事業承継が可能となります。

(ロ) 方法

通常の場合、現経営陣とベンチャーキャピタルが共同出資で持株会社を設立し、金融機関等からの借入等と合わせて株式の取得資金を調達します。オーナーから当該持株会社が株式を取得した後、当該非上場会社と持株会社を合併します。

(ハ) 留意点

現経営陣と共同で株式を取得するパートナーとして、信頼できるベンチャーキャピタルを選定する必要があります。

(2) 事業転換のためのM&A

(イ) 概要

経営者の相続人としての後継者は存在するものの、全く違った事業を行っていたり、あるいは全く事業を引き継ぐつもりはない場合など、いわゆる事業を承継する事業後継者が存在しないケースにおいては、今まで築いてきた事業を全て売却し現金化した後、不動産事業等に事業転換した上で後継者に承継していく場合があります。これが、事業承継を目的とした事業転換のためのM&Aであります。

(ロ) 方法

一般的な事業転換の方法としては、主に以下の2つの方法が考えられます。

(a) 会社はそのまま残し、営業譲渡等の方法で事業の全部を譲渡し、現金化する方法

(b)会社そのものを売却（株式売却）し、現金化した後、改めて新たな事業目的の会社を設立する方法

(八)留意点

上記(ロ)(a)の方法の場合、譲渡代金は当該法人に入り、当該事業の売却による含み益については、当該法人において法人税の課税が発生します。

一方、上記(ロ)(b)の方法の場合、譲渡代金は当該法人の株主に入り、当該法人の株主が経営者個人である場合には、株式の譲渡益課税として所得税が課税されることとなります。

(3)上場会社との株式交換・合併

(イ)概要

非上場会社のオーナーで事業後継者がいない場合、当該非上場会社を継続して支配していくという目的が事実上困難となるため、当該非上場株式を出来る限り現金化し易い形態にしておくことを検討する必要があります。その一つの方法が株式公開です。株式公開については、第6章において詳しく説明しておりますが、非上場会社が単独で上場を目指すのは通常、多くの時間と労力を必要とします。単独では難しい株式公開を、出来る限り時間と労力をかけずに株式公開と同様の効果をもたらす方法として、上場会社との合併あるいは株式交換等のスキームが考えられます。オーナーが経営する非上場会社を上場会社と合併あるいは株式交換等を行うことによりオーナーが持っている非上場株式を上場株式に転換することが可能となります。また、当該非上場会社は、上場会社の一部あるいは子会社として安定的な経営が期待できます。

(ロ)方法

(a)上場会社との合併

オーナーが経営する非上場会社を被合併会社、上場会社を合併会社とする吸収合併を行います。当該非上場会社は上場会社に吸収合併され完全に消滅することになり、あわせてオーナーが所有していた非上場会社株式については合併比率に基づき、上場会社株式に転換されることとなります。

(b)上場会社との株式交換等

オーナーが所有する非上場会社の株式を上場会社に移転し、それと交換に上場会社の株式を取得する方法により当該非上場会社を上場会社の子会社化します。

上記(イ)合併の場合と異なり、当該非上場会社はそのまま上場会社の子会社として存続することになり、オーナーが所有していた非上場会社株式については交換比率に基づき、上場会社株式に転換されることとなります。

(c)留意点

上場会社の合併・株式交換等については、税法上の適格合併あるいは株式交換等の課税の繰延の特例要件に該当する場合には、含み益課税等の課税関係は発生いたしません。

また、商法、証券取引法等に定められた手続きに基づき実行する必要があります。